

平成28年12月20日（火）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	藤井忠直
企画部長	広瀬充利	総務部長	梶浦要
市民部長	伊藤弘美	福祉部長	森和之
都市整備部長	鹿野政和	環境水道部長	広瀬進一
巢南庁舎 管理部長	松野英泰	会計管理者	宇野清隆
教育次長	高田敏朗	監査委員 局長	西村陽子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	日比野丸利子
--------	------	----	--------

書 記 宇 野 伸 二

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めましておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

なお、傍聴にお見えの方々、早朝からまことに御苦勞さまでございます。よろしくお願いたします。

森治久君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

傍聴の皆さん、おはようございます。

先日の一般質問において、訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思います。

※
訂正箇所は、高校の名前を本巣松陽高校と申し上げるところを本巣松陰高校と申し上げたようでございますので、訂正をさせていただき、関係者の皆様に深くおわびを申し上げます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ただいま森治久君から、先日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって訂正したいとの申し出がありましたので、許可をいたしました。以上でございます。

それでは、質問の通告がありましたので、順番に発言を許します。

1番 松野貴志君の発言を許します。

松野君。

○1番（松野貴志君） 改めまして、おはようございます。

傍聴の皆様、年末のお忙しい中、また朝早くからの議会傍聴、まことにありがとうございます。まずもって感謝申し上げます。

議席番号1番、瑞清クラブの松野貴志でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、これより私の一般質問を行います。

本日の私の一般質問は、2項目でございます。

1つ目は市内の公園整備について、2つ目は岐阜グランドボウルさんについて質問させていただきます。

なお、あらかじめ申しておきますが、岐阜グランドボウルさんの質問に関しましては、会社

※ 訂正発言

役員様の御了解を得ているということをお伝えいたします。

それでは、これより質問席にてお尋ねいたします。

まず、当市の公園整備についてお尋ねいたします。

都市公園法運用指針によりますと、都市公園とは人々のレクリエーションの空間と良好な都市景観の形成、また都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物の多様性の確保、豊かな地域づくり、交流の空間など、多様な機能を有する都市の根幹的な施設でございます。都市の根幹的施設と位置づけられているのですから、公園は多くの人々が集う場でなければなりません。

しかしながら、当市の都市公園、主に街区公園を見てもみますと、場所による違いはあるものの、余り利用者が多くないというような気がいたします。これは、公園としての機能が何らか不足しているのではないかと私は思います。

そこで質問します。

市は公園の利用状況をどのように把握しているか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） おはようございます。

松野議員の御質問にお答えいたします。

現在、市が管理しております公園は都市公園で22カ所、それから緑地公園で13カ所、児童遊園で52カ所となっております。

各公園の個人で利用されている状況の人数については把握しておりませんが、都市公園での団体利用する申請許可が必要となる利用につきましては、平成27年度の実績で申し上げますと597団体の方に利用していただいているところでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 今の御答弁によりますと、昨年、22の都市公園で597の団体の方が御利用なさったと、約600の団体が利用したということになります。

単純に割りますと600割る22で、1つの公園で年間30弱の団体が利用なさっている。1月ですと1つの公園で約二、三回という程度になるかと思われませんが、どのような使われ方をしているか、私にはわかりませんが、利用頻度は決して多くはないという印象を受けます。

私が市内の公園を見て感じるのは、利用者の多い公園とほとんど利用者を見かけない公園があるということです。もちろん時期的な影響もあるでしょうが、公園を整備したからには、それが多くの市民に利用されてこそ価値があります。

そこで次の質問です。

都市公園法に都市公園の活用を全うするために設けられる施設が掲げられています。当市の公園にも、この法に掲げられている植栽やベンチ、遊戯施設など配置されていますが、私には

ただ何となく平たい空間が広がっていると見えてなりません。市民の中にも私と同じように感じてみえる方が多くお見えではないでしょうか。

要するに、公園の利用度が低い一因は、公園として機能がしっかりと整備なされていないということではないでしょうか。

そこでお尋ねします。

利用度の高い魅力のある公園とするために、施策や施設整備をどのように市は考えてみえるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 瑞穂市の合併以前からございます既存の公園は16カ所ございまして、最も古い公園は呂久にある小簾紅園、これは昭和4年の開設で90年ぐらいたっております。比較的新しいものでも19年たっているという公園でございます。

子供からお年寄りまで幅広い年齢層の方々に使っていただけるよう取り組んでまいりましたが、近年は子供の遊びはゲームを主体とするように変わってきて、外で遊ばなくなったり、お年寄りが気楽に立ち寄れる公園になっていないのではないかとといった課題が見えてきました。さらに、合併後、整備を進めている中で、いろいろな問題、課題が出てきたというところも感じております。

平成19年度に着手しました「さい川さくら公園」から、順次整備を進めてきた公園では、瑞穂市地域防災計画で都市公園が一時避難場所に指定されていることから、防災上、オープンスペースを広く確保するということが第一として、したがって遊具や植栽等の施設については最低限の整備にとどめていました。それにより、木陰が少ないというような声もお聞きしております。

また、整備前には地元の意向を踏まえて、昭和51年の9・12水害、この浸水深を想定して、公園敷地を高く設定して整備しましたが、それがかえって使いづらいというような課題も出てまいりました。

施設のバリアフリー化はもちろんのこと、健康志向の高まり、医療費や介護給付費の抑制といった観点から、健康器具の導入といった健康づくりの場ですとか、高齢者の生きがいくりの観点から、花壇づくり等の地元の利用の意向、供用開始した後の利用状況を見ながら、それぞれの公園に合った施設の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、古い公園等につきましては、まだまだ和式の公園等もございますので、これらにつきましては昨年度からトイレの洋式化に着手しておるところでございます。

国土交通省では、魅力的な公園づくりとして、都市公園の中に民間事業者がカフェや売店を設けやすくなるように施設を設置できる期間を現在の10年を延伸する方針を固め、都市公園法を改正して、平成29年度中の実現を目指して検討を始められていますので、こういった動向も

踏まえながら、市の公園整備にも取り入れられないか、検討していきたいと考えております。

[1 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 今、近年は子供が外で遊ばない、また木陰が少ない、地元の利用の意向等々というお話を伺いました。カフェや売店といった民間活用の導入など、まさに今、執行部では市内の公園に不足している施策や施設を把握しているという認識で私は今の答弁で確認がとれました。

特に、高齢者の健康づくりとしては、健康遊具の導入を求める声も多く聞かれます。市は総合的に検討して、誰もが利用しやすい、魅力のある公園の整備をお願いいたします。

では、次に公園の設備率についてお尋ねいたします。

瑞穂市公園緑地基本計画、平成21年度版だとは思いますが、これによりますと、当市は公園1人当たりの面積目標を平成37年度では8平米と設定しております。また、この基本計画策定時での1人当たりの面積は4.84平米となっております。

今、この計画から8年ほどたつわけですが、今年度整備される野白や伯母塚も含め、今現在の公園1人当たりの面積はどの程度でしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今年度、整備を進めております野白地内の公園と伯母塚地内の公園面積を加えた面積は、合計で35万833平米となっております。11月現在の人口から割り戻しますと、1人当たり6.5平米となっております。

[1 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 目標に向けて着実に整備されているようですが、目標値からすると、今後も公園整備が必要であろうかと思えます。

そこで質問します。

公園整備に当たっては、人口動向や地域の緑地状況、また市の財政活用などをしっかりと精査し、市民にとってより効果的で、また市の財政負担を考慮した配置が必要となります。

以前は公園種別ごとに誘致距離が決められており、当市に多い街区公園でいいますと、25メートルといった数値が示されておりました。すなわち、半径250メートルの距離をとりますから、公園と公園の距離は500メートル以上が目安とされていたわけであります。

これを当てはめますと、今工事が行われています伯母塚の公園と柳一色の公園は基準を満たしていないわけでありますし、中断されております下穂積の公園予定地と野白公園も距離が近いこととなります。

配置基準が変わったというものの、やはり公園間の距離が近いのは市民にとって公平性に欠

けますし、全体の配置計画を行う上では、そこに公園が必要であるといった明確な理由がなければなりません。公園の配置に関する過去の経緯はわかりませんが、今後の公園整備は都市公園法運用指針にあるように、地域の緑地の状況等を踏まえ、これらを補完し、有機的なネットワークが形成されるよう行われるべきとあります。

そこで質問します。

今後の公園整備に関し、特にその配置や規模をどのように考えてみえるでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいまの御質問の中に誘致距離が25メートルという御発言がありました、これは250メートルのことだと思えます。

公園の配置につきましては、これまで整備状況に地域差がございましたので、都市公園のみならず、児童遊園と緑地公園とをあわせて捉え、各地区のバランスを図る必要があると考えております。地区ごとの充足状況を調査して、整備のあり方を検討し、公園が適正な配置になりますよう留意したいと考えております。

また、市の特徴でもございます市内18本の一級河川があります環境の中で、その河川敷は場所によっては広大な敷地が確保できることもありまして、これらを利用することは有効であると考えております。

例えば、さい川さくら公園などでは、水に親しみ、自然に触れ、市民の憩いの場所を提供しているものと考えております。来年3月には、この場所を利用してイベントの開催等も予定しておりますので、今後もその利用促進を図ってまいりたいと考えております。

[1番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 配置や規模で留意する点はと通告書に書きましたので、市内の全ての公園のバランスを考えると、河川敷を利用するとかといった御答弁に関しましては、まさに優等生的な御答弁であったかなと思われま。ごくごく当たり前の御答弁であったかと私も今、確認をとりました。

法律では、公園の誘致距離が廃止されました。緑の基本計画を勘案し、配置や規模を定めることとされておりましたので、確かに全体の計画におけるバランスは大切であります。

ただ、すぐ近くに公園があるのに、何でこんな場所につくるのかという市民の声も耳にいたします。市民の意見も聞きながら、バランスのよい配置計画をしていただけるようお願いを申し上げます。

次に、野白の公園について質問いたします。

質問をしていく前に、私のほうで用意した参考資料をお配りしたいと思いますので、議長、確認のほうをよろしく申し上げます。

〔資料配付〕

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 今、お配りしました図面は、当初案として、野白の公園が当初計画の中でアスレチック遊具も備えた施設という計画があったということで、こういった図面が都市整備のほうにあったということでございます。また、この件につきましては当時の前市長が協議をなされたと、また当時の野白の区長を含め、5カ村のほうで協議があったということは私のほうも確認はしております。

そこで順次質問をさせていただきます。

一昨年、棚橋市長が誕生なさってからでございますが、野白の区長が面談をなさったというときに、計画に変わりがないということをおっしゃったと私は聞いております。しかし、現在発注されている公園整備事業ではトイレ、駐車場、芝等がありますが、アスレチック設備は全て削除されております。

聞くところによりますと、その理由は、教育関係を初めとしたほかの事業に予算を充てる、また監査委員さんからの必要性を指摘されたという御意見を承っております。アスレチック設備を省いた等々のお話を耳にいたしますが、真意のほどはわかりません。

そこでお尋ねしますが、今回発注された野白の公園の整備内容と当初の計画が変わった理由は何でしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今、議員からお配りしていただきましたこれは野白の公園の全体像ということで、全体計画が示してございます。面積が7,200平米ほどで、さらに北側の市道と南側の堤防道路との高低差が約5メートルございます。

全体計画においては、事業費が約3億円かかると試算しております。ことし、既に発注しております工事で約2.3億円を費用として使っておるところでございます。

平成27年11月に公園事業についての市の監査が実施されまして、その審査の中での意見、結果の中で、（仮称）野白新田公園の遊具、トイレ、それから駐車場の整備を見直し、今後の維持管理費も増大していくことから、財政状況、将来予測等を常に念頭に置き、計画的かつ効果の高い公園整備をすることと意見をいただいております。

そのような理由もございまして、今回発注しました工事の中では、それら遊具等の整備を見送っているところでございます。

この公園のそれらの施設の入った全体計画では、先ほど申しましたように敷地が約5メートルの高低差がありますので、この土地の特色を有効に利用した遊具設置は、この公園の整備要素の一つであると思っておりますので、決してそれらを今後、設置・整備しないということで

はございませんので、その点だけ御理解いただきたいと思います。

公園の今後の遊具等の必要性を明確にし、利用状況やその時点での財政状況等も考慮しながら、順に整備をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

[1 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 計画的かつ効果の高い公園整備という御指摘を受けたと今お聞きしますが、まさにこういった高低差を利用した公園でアスレチック遊具は必要であると私は思います。

また、今御答弁にもございましたが、事業費 3 億円ですか。1 つ確認しますが、用地を購入する段階で、この事業費の 3 億円について議会に報告は行われたのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 私の記憶の範囲内でお答えいたしますが、用地の取得につきましては議決が必要でしたので、用地の取得費用については議会の皆様方に御説明申し上げました。

ただし、その全ての全容を用地費も含めて 3 億円かかるということについては、説明はされていないというふうに認識しております。

[1 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） であるならば、アスレチック遊具公園というお話は、議員の皆様にはお話をしたのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） アスレチック公園というような言葉を使つての説明はしておりません。ここの一番最初の取得の経緯と、それから公園のコンセプトというのは、もともとこの高台に民家がございまして、非常に立派な樹木等も生えておりまして、この樹木等を有効に利用した公園整備に当たりたいというふうで説明を申し上げております。

[1 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） これも先ほどの御答弁でございましたが、遊具の必要性を明確にして、今後整備したいという発言がございましたが、本計画は先ほども申し上げましたが、やはり斜面を有効利用する。瑞穂市にはそういったアスレチック遊具公園等は一切ございませんが、ここでしか私は設置できないのではないかなと思います。であるならば、遊具の必要性というのは、まずこの時点で確認がとれると思われま。財政状況等も考慮してというお話もございましたので、利用状況等も確認はしていくことになるかと思いますが、先ほど来、執行部のほうから、部長のほうからもお話をもらっておりますが、近年、子供はゲームのほうに行つて公園

で遊ばないとか、木陰がないとか、執行部のほうではもう状況を把握している状況ではないでしょうか。

であるならば、やはりアスレチック遊具公園を設置し、市民の子供たちや、またお年寄りが集まる集いの場というものでは、どうしても必要な公園であると私は考えております。

利用者がいなければやらない、財政が厳しければやらないと。では、当初の計画は一体何だったのか、本当に整備が行われるのか、ひとつお聞かせください。今回の事業決定は誰が行ったのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 当然のことながら、市長の決裁を受けて、この事業を始めておるところでございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 市長の御決定であるというお話を今いただきましたので、事業途中であることを認識していただいて、最後まで責任を持っていただきたいと私は思っております。

では、次の質問です。

今回の野白の公園整備に関しての一番の問題は、市の中途半端な整備計画、地元を交えた計画であるにもかかわらず、発注された整備内容が当初と全く違っております。このことを地元の方々にしっかりと御説明されているのかどうかでございます。

私が地区の区長さんに確認をしましたが、一切聞いていないというお話をいただきました。これは認識の共有が全くされていない、すなわち意思の疎通ができていないということになりますが、今回の野白公園の事業内容は本当に地域の皆様の御理解をいただいているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 私どもの認識としましては、市から野白の区長さんには、この工事に先立って、全体計画でお示しした内容のうち、遊具等は少し利用状況等を見て設置していきたいので、今回、設置時期については見合わせたい旨の説明をさせていただいて、御理解いただいていると考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 今、御理解をいただいているというお話を聞きましたが、その日時はいつごろお話をされましたでしょうか。

私が12月1日に野白の区長にお話を伺った際には、一切聞いていないというお話をいただきました。市が説明された日時はいつか、お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 正確な日時を今申し上げることはできません。ただし、担当者に聞きますと、これは昨年度、一昨年度から工事を進めております。その際、昨年度の工事の際には、次年度はこういう整備は見送りたいというふうに説明しておるといことで、期間としては大分前に説明しているというふうに思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 大分前とか、担当の方が面談なさったとかというお話でございますが、今回も私はこういった質問を通告で出しております。恐らく、執行部の皆様はそういった答弁書等を確認して、今回、答弁なさってみえると思いますが、それにもかかわらず日時がまるでわかっていないというのはおかしい答弁ではないかと私は思います。

また、一昨年に工事が始まる時期に区長のほうにお話をしたと今伺いしましたが、私が聞いておりますのは、一昨年、区長のほうから面談を要請し、お会いしていると聞いております。その際には、市長のほうからは何ら変更せずにやっていくというお答えをもらっていると区長のほうからも聞いておりますが、それでは全くかみ合わない御答弁ではないでしょうか。

これはまた区長のお話の中でございましたが、遊具を今後つけていく、つけていかないの話も、まるっきり区長は理解できない、聞いていないというお話を私は聞きました。ということは、今御答弁なさった説明はしてあるということに対しては、私は疑いを持ちます。

再度、確認をとりますが、本当に一昨年、市長は区長とお会いになったのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 松野議員さんのお話で、一昨年というところがちょっと不可思議に思うんですが、率直なことを申しまして、私は一昨年は恐らく市長じゃなかったと思いますし、なおかつこの公園のことにつきましては、古くから議員をやっておられる方々は御存じだと思いますが、非常にやっぱり公園のことはいろいろ問題がございました。その中にありまして、いろんところが一挙にかかわっていくというところで、あの当時は野田の公園もあったと思います。それから、伯母塚の公園ですね。今現在、名前は伯母塚公園で用地買収が終わって、埋め立てが終わったというところでしょうかね。今度は、また新しく工事が一部、かかるんですが、それから今回の野白の部分ですね。

それで、自治会長さんなのか、区長さんなのか、ちょっとわかりませんが、せんだって高田貞行さんという私の同級生の方から、ほづみ園のほうで餅つき大会をやっていましたら、そのときに電話をしてやってくれよということで、ほかの宝江の方から言われましたもので、そのことで電話を入れましたら、多分このことなんだろうという話の中身になりまして、それで私、その方には一応、御説明申し上げておいたんですが、もともとがこのような地形を利用し

て進める計画であったのが、余りにもお金がかかるからということで、私どもの代表監査のほうから、やはりこういったところはちょっと御注意なされたほうがいいですよというような示唆があったということ承っておりますので、そのことも高田さんにはお電話で伝えました。

そして、全体的なことはどうですかというお話にありましたので、時間はかかるかもしれませんが、いずれにしても放っておくわけにはいきませんので、今度新しく工事も一部かかりますし、進めていきますというところで、前市長さんのやっ払いこうとされたところから、その後恐らく代表監査のほうから、ある程度こういったことだという一つの示唆があったと思うんです。それで動きがとまっていたんじゃないかなと思います。

ですから、私は正直申しまして、どの程度とまっているか、どういうふうになっているかも、せんだって松野貴志議員さんから質問通告がございましたので、それで確認をしてみたら、そんな状態で行ったことは事実でございます。ですから、一昨年と今おっしゃられた件につきましては、全くそのときには、私はこの話は存じていませんでしたので、ちょっとそこら辺の言葉の差があるかもしれないと思います。どうかそこら辺、一度、時系列的に並べてみていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 私もいささか熱くなっておりますので、一昨年と昨年の区別がつかないぐらいになってございますので、正しくは昨年でございます。区長からお話を聞きましたが、昨年の10月、市長とお会いしていると私は聞いております。

その中で、市長がおっしゃったのは、計画は一切変更せずに行いたいという旨を伝えられたと聞いております。もちろん今、都市整備部長のほうからもお話がございましたが、説明はしたというお話がございました。しかしながら、野白の住民の方々、また5カ村関係者の地元の皆様方に関しましては、やはりまだアスレチック遊具を備えた公園ができると思ってみると私は確認をしております。

また、区長さんのほうからも間違いなくアスレチック遊具公園をつくっていただけないと、私は地元のほうでは説明ができないというお話もいただいておりますので、私は今回、かなり突っ込んだ質問をさせてもらっておるわけでございます。

本来であれば、少なくともことし3月の予算段階で整備変更を説明すべきであったのではないのでしょうか。ここに来てこういった問題が出てくるということは、はっきり言って市の説明が後手後手に回っていると。その点に関して、市はどのように考えてみえるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 私どもとしましては、昨年、区長さんに見直しの部分について

お話しして、御理解いただいたという上で、今年度の予算をことし3月につくったつもりでございます。

詳細につきましては、議員の皆様方に御説明が不足していた、見直しをしたというところについてはなかったというところで、反省しておるところでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） こういった行政の手法は、市民の信頼をなくすと私は思います。整備計画を変更するにしても、地区に対して、また市民に対して、市はしっかりと説明責任を果たしていてもらいたいと思います。

また、先ほど市長の御答弁にもございましたが、代表監査の方、これは恐らく鹿野部長の御答弁にもあったと思いますが、計画的かつ、また効果の高い公園整備という指摘を受けたというお話をお聞きしました。やはり効果の高い公園であれば、瑞穂市で初めてアスレチック遊具の設置できる公園は野白の公園をおいてほかにはないと。これはもう、話の段階でわかることであると私は思います。であるならば、やはり今回の遊具の見送りににつきましては、しっかりと地元の皆様にお伝えしていてもらいたいと思います。

そして、先ほどもありましたが、遊具の必要性を明確に、まさに必要性はございます。であるからこそ、あとは財政状況等を鑑みながら、早急に手を打っていただきたいと私は思います。

最後の質問でございますが、今後どういった計画をもって、当初の予定どおりの公園整備を図っていくのか、市にお聞きしたかったのですが、もう御答弁もいただいております。すなわち遊具の必要性、利用状況を見て、財政を勘案していくということであると思われまふ。しかし、本当に整備が行われるか、私は心配してございます。

いずれにしても、行政側の判断ではなく、地区の方、また特に市民の皆様が納得できる形での整備をお願い申し上げまして、公園についての質問を終わります。

では、2つ目の質問でございます。岐阜グランドボウルさんの質問に移らせてもらいます。

先ほどもお伝えしましたが、岐阜グランドボウルさんの了承を得て今回の質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私が役員の方からお聞きした話でございますと、岐阜グランドボウルさんは来年度中に閉館を予定されているということでございます。

1972年の開業でございますから、約44年、来年ですと足かけ45年間、岐阜グランドボウルさんは地区の、穂積町、そして瑞穂市の顔として営業されてきたわけでございます。しかしながら、いざ閉館を迎えるというお話をお聞きいたしますと、いささか寂しい気持ちでいっぱいでございます。

グランドボウルさんは、国体時にはボウリング会場としての御協力をいただきました。また、

マルシェ等のイベント会場など、当市にとって本当にお世話になった施設であると思います。幾ら感謝をしても足りないくらいだと思います。

そこで質問ですが、市はこのグランドボウルさんの閉館を把握していたのか、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の御質問にお答えいたします。

来年度とお聞きしております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 市もお聞きしているということでございます。

グランドボウルさんの当市に対する貢献度は、非常に高い企業であると思います。では、果たしてこのまま本当に閉館をされてしまってもいいのでしょうか。

というのは、このままお疲れさまでしたでは、市としては余りに冷たい態度ではないかと私は思えるのです。むしろ、このままなくなってしまうのは、市にとっては不利益ではないかと考える次第でございます。

今後、スポーツ振興のためにも何らかの助成をし、今のままボウリング場として存続していただく。そういった発想は、市のほうにはなかったのでしょうか。

そこで、市のほうにお尋ねいたします。

岐阜グランドボウルさんと今後の展開については何らかの施策を講じるべく、建設的な協議はなされているのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 松野議員の当初のお話と少し重複するところがございますが、御容赦願いたいと思います。

岐阜グランドボウルは、市街地の国道沿い、穂積駅や大学にも近い若者が集まりやすい立地にあり、1972年に開業されてから、長く市民に親しまれてきました。

1998年の岐阜全国スポレク祭や2012年のぎふ清流国体では、ボウリング競技会場としても使用され、県内最大のレーン数を有する良質な民間施設だと考えております。

市としましても、この良質な民間施設を地域活性化の拠点として位置づけ、官民協働により、若者の出会いから結婚、就活、移住、定住、特産品PR等を総合的にパッケージ化し、提供できる場としまして、また多世代交流や高齢者の健康づくりの場としましても活用し、瑞穂市の地域ブランドの一つとして、ボウリングのまち瑞穂を根づかせていきたいという思いで活動してまいりました。

平成27年度には、地方創生上乗せ交付金を活用し、地域活性化拠点のPRを行い、今年度は

その効果を生かしながら、地方創生加速化交付金を活用し、子育て拠点の機能を強化する計画で進めてまいりましたが、今年度に入って、岐阜グランドボウルさんより、先ほど申しました来年度をめどに閉店されるというお話を聞きました。

市としまして、お話を受け次第、良質なボウリング施設の維持に向け、最大限協力できることはないかと検討し、相談を進めましたが、経営者側の御判断により、継続は断念されました。

今後については、民間事業であり、市としまして把握しておりませんが、経営者様の方針が明確になった上で、市として連携に前向きに取り組むたいと考えております。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 今、部長のほうからも話があったんですが、ちょっと補足させていただきます。

ことしの4月から以降の計画で、まちの広報室的なところをグランドボウルさんの一室でとり行っていくということで、そんなこともあって御相談申しかけておりましたら、ある日、現社長の関谷さんから御連絡がございまして、とにかく会いたいからということで、私のほうからそれじゃあ伺いますと申し上げましたら、事が事だから、私があなたのほうへ行きますからということで、私どもの市長室に来ていただきました。

それで、中衛工業さんはもともとが本田の出身でもある、それと当時に関谷秋夫さんという方が、相撲の世界、そういったところでなかなか本当に著名な方ございまして、その方の御子息ということで、なおかつ私もずうっとお父さんとは長いつき合いがあったものですから、そんな中から本音を言わせてくれということで、御子息のほうから本音ということで、ただしこれは企業秘密だからということで、私はお話をすることはしなかったんですが、とにかく雨漏りで屋根がいつ落ちるかわからへん。そこの水がたまって落ちるかもしれん、それもレーンの上やというようなことをおっしゃられまして、そうしたら雨漏りを直せんかねと。私たちも何か協力できることがあるかもしれせんしということを行いましたら、非常に独立心の強い方でもおられますし、やはり非常に努力家の方でもございますから、いや結構ですと。私たちがとにかくやっていきますと。それで、目標としてはこんなふうでやめていきたいと。でも、何とか雨漏りぐらいだったら直せるんじゃないですかと話をそれでもしましたら、そこへ到達するまでに、非常に危ないところを歩いていかなきゃいけないと。果たしてそんなふうで雨漏りを直せるかねと。そして、その後、耐震のことも一部おっしゃっておられました。

そういったところから、どうしても私たちは、次はもっと自分なりにも仕事を考えて、次のビジネス、いい場所だから考えていくからということで、それで廃業されると。ただし、職員には誰にも言っていないということで、それじゃあお互い、私も以前は商人だったわけですから、相手さんのお気持ちもよくわかりますので、私もそれじゃあ秘密にできるというか、な

いしょにしておく部分、また守秘の義務があると思いましたが、とにかくお話ししないでいきましょうということで、そのときに社長さんもお願ひしますということだったです。

けれど、やっぱり巷間、いろいろ漏れていくことも当然あるわけですから、今日のようなことに至ったとは思いますが、ただ社長さん自身は、やはり商人としての魂ということで、私は私なりに、しっかりいい場所だから、生かしていきますからと。出店した当時は水害がありましたと。でも、それを乗り越えてきました。だから、私は私なりにこれからやっていきますからという最後のお言葉がありました。それからも何度か、思いとどまってくれませんかと電話は入れましたが、やはり気持ちの変更はなかったみたいでございます。これが本当に回答になったかわかりませんが、回答とさせていただきます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 今、市長のほうからも御答弁いただきましたし、また企画部長のほうからも御答弁いただきました。

市はグランドボウルさんを婚活や就活の場、またPRや高齢者の健康づくりの場として一緒に歩んできた。地域活性化の拠点として位置づけていたというお話を今確認させていただきました。

また、地方創生上乗せ交付金という言葉をいただきましたが、実は私、グランドボウルに対する市の取り組みについて確認をするために、過去の資料を調べさせていただきました。

こちらのほうに持ってはいるんですが、これによりますと2015年8月の全協資料に、地方創生先行型上乗せ交付金タイプ1という事業として、このグランドボウルの活用がございました。そして、12月議会で国庫補助金として3,500万円の補正予算が計上されています。

今の御答弁で、補助金を使う前に閉館を聞いたというようなお話であったかと思うんですが、この補助金はグランドボウルさんに本当に使われているのか、使われていないのか。もし使わない場合は、補助金を返還することになるのではないかと私は思いますが、その辺の御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 先ほども申しましたが、子育て拠点の機能を強化するためというハード部分とソフト部分というところがございまして、ハード部分については執行されないということですから、その部分については今年度、補助金をもらわないということで考えておりまして、ソフト部分についていただけるものであれば、いただくということになっておりますので、精算の段階でいただけるものと思っております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） せっかく交付が決定した交付金でございますけれども、使えるものと使えないものがあるというのは全くもって残念としか申し上げようがございません。

最後になります、このグランドボウルさんですが、本当にこのまま閉館の運びになった場合、市はこのまま何もせずに手をこまねいたままでいいのでしょうか。私は、場所的には申し分なく、またいろいろと有効利用ができるのではないかと思います。もちろん、市が独自で何かをするということではなく、市にとっても企業にとっても価値の高い事業を民間の力をかりて行うとか、また市が主導して行うなら、PFI手法を取り入れるとか、この立地条件のよさを何らかの形で市の発展につなげるべきではないかと私は考えます。

このような事業計画に対する市の見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 市といたしましても、地方創生の拠点としまして、立地条件や市の発展につながる可能性のある場所として認識しておりますが、経営者側から、当該場所でのボウリング施設の継続の難しさも伺っております。

今後につきましては、経営者様側の方針が明確になった上で、連携に向けて前向きに取り組んでいきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） しかしながら、まだ来年というお話でございますので、でき得る限り、私も一市民として御利用をかけていきながら、また地元の皆様にもお話を持っていきながら、グランドボウルさんの利用をしていきたいと。また、何らかの形でできる方法がございましたら、やはり市のほうでも本当にお世話になったという気持ちをもって動いていただきたいと私は思います。

市も認識されているとおり、本当に立地条件はよいと私は思います。事業にとって、市の発展に大きくつながる可能性があるのであれば、グランドボウルさんの意向も大切にしながら、市から積極的に事業提案をするなど、今後ともその有効活用に向け、しっかりと対応をしていただきたいと思いますようお願いを申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、1番の松野貴志君の質問は終わりました。

続きまして、16番 くまがいさちこ君の発言を許します。

くまがい君。

○16番（くまがいさちこ君） 改めまして、おはようございます。

議席番号16番 くまがいさちこです。

私が通告してあります一つの大きなテーマは、ファクトチェックということです。

これは、せんだってのアメリカの大統領選挙から日本の新聞では出るようになった言葉です。事実確認。ファクトは事実ですね。チェックはチェックする。事実確認ということだそうです。

アメリカの大統領選挙のときに、私は中日新聞をとっているんですが、投票日の4日前に大きく出ました。これがアメリカでは、世界でもこういうファクトチェックをする中立的な団体があるんだそうですね。アメリカでも団体が幾つもあるって、政治家の発言が事実かどうかチェックをして公表するんだそうです。

それで、選挙の4日前に日本で報道された記事によりますと、その時点で、トランプ次期大統領だったわけですが、事実確認したところ、発言の70%は事実ではない発言をしていた。それから、相手候補ですね。ヒラリー・クリントンさんは75%が本当だった、事実だったと発表されているそうです。にもかかわらず、トランプさんが勝ったわけですね。

こういう政治的な風潮は大変に危険でゆゆしき問題だという、今真面目な論調は新聞やネットで読めます。

これは、日本でも同じではないかというのが新聞の主張ですが、私に言わせれば瑞穂市も同じじゃないかと。10年、12年、議員をやってきて、間近に政治家やトップリーダーも、全部行政の生え抜きではなくて、政治家がなっていますので、議員がなっていますので、そういう人たちを見ていて、瑞穂市も同じだなというふうに本当に思いましたので、それを検証したい、試みたいと思いますが、非常に難しいです、事実確認は。

要するに、うそを言っているわけですから、ファクトチェックというのは。うそを見抜くということですから、とても難しいです。やり始めて、ちょっと自分で引き寄せたけれど、でも試みたいと思います。そして、なぜ事実確認が大事なのか。これを皆様と御一緒に考えながらやっていきたいと思っています。

まず、3つ取り上げます。

1つ目は男女共同参画基本法の、瑞穂市では基本条例というわけですが、この基本理念についてのファクトチェック。それから2つ目は、豊住園の虐待ってお聞きになったことがあると思いますが、新聞にも出ましたが、これについてのファクトチェック。そして、3つ目は前市長が叙勲を受けたときに祝賀会を計画されたわけですが、普通、今の現市長、棚橋市長が発起人を代表するんですが、それをされなかった。そして、祝賀会にも出席されなかったわけですが、これについて事実経過ですね。これをファクトチェックし、なかなか難しいんですが、最後に議論をしたいと、3つについて。そう思っています。

では、最初に1つ目の事実確認から行きたいと思っています。

私は9月に男女共同参画審議会を傍聴して、9月じゃなくて、その前に傍聴して、このときに市の代表が挨拶したわけですね、審議会。皆さん、若い女性を出してくださいと言ったことについて、その場で男女共同参画推進審議会の場で、皆さん、若い女性を出してくださいと

いう市としての挨拶はおかしいのではないかということも9月議会でしました。これは12月1日に発行の議会だよりでまとめられております。

そのときに、自分の力不足で事実確認をきちんとしていないわけです。非常に反省しました。それで、今回改めて事実確認という観点で、もう一度それをしてみたいと思います。

ということで、そのとき市の代表として御挨拶なさった副市長に1つ目の質問、事実確認ですからね。御自分のお考えじゃありませんよ。

国の男女共同参画基本計画、市では瑞穂市男女共同参画推進基本条例になりますね。国は計画、市は条例。これの趣旨は、男女は平等で、にもかかわらず女性は非常に少ない。参画ですから、画は計画。計画を決定する段階から女性の参加が非常に少ないという日本、そして瑞穂市の現状を打開するためだと、男女を平等にするというんですね。バランスですね、性差別をしないという趣旨でよろしいかという事実確認から入りたいと思います。御答弁をよろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） おはようございます。

最初にファクトチェックにかかってしまいましたけれども、9月の挨拶の中でということで、今議員が言われるように、最初の言葉だけを言うとそういうことになりますが、前後が全てありまして、当然、今最後におっしゃったように、私どもは当然、若い人から高齢者まで、より多くの人に市政にかかわっていただきたいという思いを持ってお話をしておるはずでございますので、今おっしゃったとおり、男女が性別にとらわれず、意思決定の場に平等に参加するという趣旨で、その気持ちを持ってお話をしておりますので、そのあたりをよろしくお願いします。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 今の答弁も少しずれましたね。

はいと言っていたいただきましたが、ファクトチェックですから、今の副市長のお考えとか気持ちをお聞きしたわけじゃないですから。国の基本計画に関係する市の基本条例の趣旨の確認です。事実の確認です。男女の性別にかかわらずというか、女性が非常に少ないので、もっと女性の参画、計画への参加を促すというのが趣旨だということですのでよろしいですね。

じゃあ、後でまた、なのという話につながりますので、よろしく申し上げます。

2つ目です。

2つ目は、豊住園の虐待についてというのです。これについても9月議会で一般質問をなさった議員さんがいらっしやいまして、この12月1日発行の議会だよりにやりとりが書かれております。ファクトチェック、事実確認をしたいことは1つです。虐待というのはあったのかど

うか。幾つか話が出てきましたので、その幾つかについて、ここの部分は虐待であったとか、ここの部分は虐待ではなかったとか、または疑わしいけど断定できないとか、マル・バツ・三角ですね。そういうことをきちんと、今つかんでいる事実を話していただきたい。

[発言する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君、静粛にしてください。

くまがい君、質問を続けて。

○16番（くまがいさちこ君） 個人的なことじゃございませんので。これは議会だよりです、12月1日発行の。ここをもとにしますので、ここでやられたことですから。これの市の答弁を私は問題にしますのですね。

先にファクトチェックですから、市がつかんでいる事実を御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） くまがい議員の御質問にお答えをいたします。

市内の福祉作業所における事案ということですが、虐待と思われると疑われても仕方がないというふうに考えております。

まず1点目は、4月の末ごろに撮影されたというようなものについてですが、これについては目的が上司への報告用ということで、その目的からすると虐待と疑われても仕方がないことがあるかもしれませんが、疑いであるというふうに考えています。

もう一点は、数年前にその利用者を作業の過程において立たせていたというような行為になるんですが、これもその作業を見せているというようなことで、作業を進める上での指導的な対応ということであったということで、こちらも第三者的に見ると虐待というふうに思われても仕方がないという面もありますが、見せておって、作業を見て覚えてもらうという点から、虐待ではない、疑いはあるということで解釈をしております。以上で答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 今、2件出てまいりました。利用者の裸の写真、利用者が下着姿で写真を撮られた件と、それから別の利用者だと思んですが、戸外で立たされた。これが虐待に当たるかどうかということになったわけですが、今の答弁は9月議会の答弁も全く一緒ですが、疑われても仕方がない、疑いがあると。

つまり、市としては虐待でしたとは言いたくないんじゃないかと、そこまで断定はできなかった。これがファクト、事実と受けとめました。9月議会の御答弁と全く一緒です。

3つ目のファクトチェックです。これも後から、この件に関してちょっと議論をしたいと思いますが、3つ目は、先ほど秋の叙勲がございましたが、春と秋に政府が叙勲と

いうのをしますね。この春のときに前市長の堀氏が叙勲を受けましたが、堀氏の側は、現市長にこの祝賀会をやるについて発起人代表、案内状とかを出すわけですが、これを頼んだと。でも断られたと言っているんですが、9月議会のやりとりの中で、市長は頼まれておりませんという答えで、全くこれは事実がお二方の間で丸とバツ、三角ではありませんね。全く正反対になっております。

ということは、どちらかが丸でどちらかがバツということになるわけですが、これのファクトチェック、事実確認をしたいと思います。

そもそも、私もこのことを調べて初めて知ったんですが、叙勲というのは政府からあなたに叙勲を与えますというふうに向こうから来るものじゃないんだそうですね。これは募集しますと。一般推薦と通常推薦というのがあるのを初めて聞きました。一般推薦だと、誰かが誰かを推薦しても全く構わないんだそうですね、普通の人でも。それを政府が認めるかどうかは別の問題ですが。

こういう場合ではなくて、行政職とかこういう関係者は通常推薦というのがあって、この募集しますというのが総務省ですかね、出されると、市町村に来て、そして行政や団体が関係府省と書いてありますね、関係の府省に推薦をします。それで、これを国が決定すると、そして発令されると。こういう経過なんだそうです。

ですから、9月のときには私は調査不足でよく知りませんでした、そもそも市が推薦をしているわけですね、叙勲者については。認められなかった人はもちろん叙勲にならないわけです。

ということで、堀氏の推薦者はどなたでしたか。お聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 叙勲の経緯についてでございますが、もともと堀前市長さんは公職歴が長く、地方自治功労に係る叙勲の潜在候補者として、候補者選考名簿に登録されておりました。昨年9月に、県にて堀前市長の総務省への推薦が決定し、市から県に内申し、翌年4月に叙勲の発令がありました。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 市から県に、だから市の決定ですね。要するに市長が決定なされたわけですね。県に内申して、叙勲が発令されたということ、これが事実確認です。

この件に関しまして、にもかかわらず、市から推薦してめでたく御本人はさぞかし晴れやかだったろうと。私は叙勲というものに余り関心がない、ほとんど関心がありませんが、御本人は何十年と一生をかけてやっていたわけですから、非常に晴れがましかったろうと思うんですが、これが広報みずほに載らなかったわけです。同時に、消防署関係の人とかも叙勲

を受けて、そういう方たちは載っていますね。が、市長は載らなかった、広報に。それからもう一つ、叙勲祝賀会の発起人代表を引き受けなかった。この2点について、ちょっとファクトチェックをさせていただきます。

まず、広報不掲載。堀市長というか、堀氏と呼ばさせていただきますね。堀氏だけ載らなかったというのは、後から調べたら、その叙勲関係ですよ。9月議会では、秘書広報の管轄の部長さんは、どうしてそういうふうになったのかは把握していないというふうに言われました。それから、誰を載せるとか、誰を載せないとかはルールはないと言われましたが、これでよろしいですが。確認です、9月議会の答弁の。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 掲載の基準といたしますか、ルールというものは、文書化されたものはございません。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 文書化されたものはないと。ということは、恣意的にできるということですね。

じゃあ、決裁は。この広報みずほの記事、何を載せるか載せないか。もちろんそういう叙勲関係のも含めて、決裁は一体誰が。普通はずうっと下から上まで、市長まで決裁欄がありますね。これは最終決定はどなたがなさっているんですか。市長決裁まで行くんですか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 決裁はそれぞれの課の中で決裁をして、それで秘書広報課へ書類が回ってくるというようなことになります。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） それはわかっています。決裁です。だから、秘書広報課に書類が回ってきて、記事が回ってきて、全部は載せられないわけですから。それから、特に人事関係だと、載せてほしいという市民もきっと見えると思っっているんですよ。でも、それを全部は載せられないわけですから、その決定は誰がなさっているんですか。一番上の人を教えてください、決裁の。ない状態でやっているのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 9月議会でも申し上げましたが、秘書広報課長ということで答弁したとおりでございます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） くまがい議員さんの御質問に私のほうから、あえてお答えさせていただきます。

きます。

恐らく、くまがい議員さんは私が目を通して、それで圧力でもかけたんやないかなあと思っておられるんでしょうが、私は一切そういうこともしておりませんし、なおかつ秘書広報課、それぞれの部署に、私はその方々が一生懸命やっている部分がございますので、それを目を通すということはしております。だけれども、自分のほうから指図したことはございませんし、なおかつ自分の記事の分の中で、多少文字の間違いぐらいがあったときは、私は言うかもしれません。その程度でございます。余り深くは申し上げないですが、圧力をかけたりとか、せつかく一生懸命、秘書広報課がやっている部分でございます。私はそこに圧力をかけようとは全く思っておりませんし、まさに私もこのことには気がつかなかったというふうで、言いわけになるかどうかわかりませんが、気がつかなかった、本当にそういったところは申しわけなかったと思っております。以上でございます。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） まだ議論に入っていないので、そういう答弁は求めていますので。

つまり、今の事実確認からいくと、責任の所在ですね。何の記事を載せるか。特に人事関係ですけど、どういう人を載せるか。叙勲の場合に非常に限定していますが、どの人を載せて、どの人を載せなかったわけですから。載っていないわけですから。その決定は誰がしたのかは、責任の所在が大変不明確だということだけ、事実としてありますので。

そしてもう一つ、この件については、堀氏に発起人代表を頼まれているか、頼まれていないかですね。これの事実確認をしたいと思います。本当に大勢の人から聞きました。堀さんは頼んだんだけど、断られたんだってというのを。みんな一様でしたね、一致していました。初めのうちは、ふうんと聞いていましたが、余りに多かったのでどんなもんなんだろうと思って9月議会にお聞きしたわけです。

だけど、このことがその後、アメリカの大統領選挙のファクトチェックという記事が出て、その後、これに関連したもっと重要な記事が出ているんですが、これに当てはめて考えてみると現在の瑞穂市の行政の非常に危うい体質が出ているなと思いましたので、また取り上げていきます。

先ほどの私の前の議員が、非常に不透明だと、いろんな政策が。公園とかですね。あと、グランドボウルの見通しも甘かったんでしょうけれど、あそこだけに、民間だけに頼ったというのも非常に甘いと思いますが、そういう不透明で、見通しの甘さを指摘なさいましたが、私に言わせれば、さらに踏み込んで、事実でないことを事実のようにしているんじゃないかと。ここまで私はちょっと危惧を持っていますので、そのきょうは一般質問です。

それで、頼まれたかどうかですが、同席者は見えますか、堀氏がこのお願いに来たときに。御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 市長と前市長のお二人です。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） それはないでしょう。というのは、普通は秘書広報が写真を撮るんじゃないですか、そういうときに。それから、新聞社も写真を撮っていると思いますよ、かきりんのいっぱいくつついたボードの前で。違いますか。事実確認ですから。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まず、事の流れ、事実確認ですので、前の日のところから御説明申し上げます。

前の日に、副市長のほうに、あした伺いたいんだけどという御通知があったそうです。それで、その次の日が、私がこの春から入ってきていただいております新しい職員さんの方々に、その後いかがですかと、職場はなれましたかということで、面談の申し込みがしてございました。巢南の庁舎で9時から10時まで、それと昼からが1時から2時まで、それぞれ4名ずつの、この4月から勤めていただいている方々に、その後どうですか、仕事はなれましたかとかいうことで、ちょっと面談しようということで話し合うと。ですから、その時間を除いてくださいということで、それで実は私の女房のほうが入院の説明があるということで、同席と同時にもう入院もしてくれということで、10時過ぎからあったんですが、途中からドクターの説明だけでも聞きに来てくれへんかという話が女房のほうからあったんですが、副市長のほうからそういった申し出がありましたので、それを私は行けないからということで、娘に行ってくれということで頼みました。

そして、当日になりまして、当然9時から10時まで、巢南の庁舎へ行きました。その後、戻ってきましたのが10時15分ぐらいだと思います。どうしても手帳のほうに15分刻みでしか記入がありませんので、10時15分に戻ってきまして、それで……。

○16番（くまがいさちこ君） 簡潔に言ってください。そんなことは聞いていません。

○市長（棚橋敏明君） 堀前市長さんが来られましたのは、事実確認ですので、しっかりと話し合ったほうがいいかなと思いましたが、お越しになられたのは11時45分、そして話し合ったのが30分でございますね。それで、当初から岐阜新聞の松田記者が入られました。それと同時に、風呂敷包みに包んでこられましたので、風呂敷包みからほどくところまでは副市長もおられましたね。それから、風呂敷包みをほどきまして、それで勲章とかそういったものを出して、そこでそのまま松田記者は残られました。そういう状況でございます。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 新聞を見ますと、中日新聞だと「首相の一日」というのがあるんですが、何時何分に誰が来た、何時何分、22分とか27分ですよ。誰々入る、53分、誰々出る。こういうふうになっていますね。これからは、もうそういうのをとってください。

それから、もう一つ申し上げますが、読解力の問題です。私が偉そうに言ってしまう方がいますが、違います。これはOECDというのが3年に一度ですかね、世界で学力テストをしていますね。そして、随分日本は上がったんですが、読解力だけは、なお下がっちゃった。それで、もう全国の学校では、特に高校から始まったそうですが、読解力を訓練するというのを始めました。これは入試改革にもかかわっていますね、大学入試改革に。

読解力とは何かということですが、国語だけの問題じゃないんですね。人の話を聞いて、ある文章を読んで、そこに書かれている事実が要約できるか。ファクトチェックなの。要約して書かせる訓練をもう高校では始めているそうです。そうしたら、ほかの国語以外の科目も上がってきたと。これがやっぱり不足なんだと思いますね、ファクトチェックということに関して言うと。

特に、議員の私たちも本当に力をつけなきゃいけないんですが、行政の方々は瑞穂市の全施策を担っているわけですから。ここでもう多大な時間を使っているわけですから。皆様も給料を、私たちもそうですよね。給与と報酬をもらって、これをやっているわけですから、無駄な時間を使わない。明瞭、簡潔、的確にいつも申し上げていますが、きょうは違う言い方で申し上げます。同じことです。読解力の問題だと思いますよ。相手が何を言っているか、的確につかんでください、求めていることを。お願いします。

それで、記者が残ったと言われましたね、今。これだけが大事なんですね。

ところが、新聞社に関しては、私はここでは言えません。どうしてかといったら、事前にこうやって聞きますよね。部長にも事前に聞きましたしね。そうしたら、記者個人が言ったことを議場で引用されては困る、新聞社として統一見解を出させてもらうから。そんなに重要なことなんですね。ですから、引用しません。つまり、されたら困ると思われたことが事実です、ここでは。それだけ指摘しておきます。

では、ちょっと違う言い方で事実確認しますが、市長、それからどうぞと言った副市長までお聞きしますが、この日に発起人代表を依頼に来たということは承知しているんですか。そのときに同席しているとか、何も関係ありません。依頼されたということは市長と副市長は、堀氏がその日に依頼に来たということは事実かどうか、教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 普通、消防の方でもそうですが、文書もしくは口頭ではっきり申されま

す。大体、このあとこういうふうな行動を行いますからということで。だけれども、このときに堀さんのほうからは全くございませんでした。

それよりは、むしろ34年間、お務めになられたこと、このことの話に始終しました。そして、なおかつ私も34年間本当にありがとうございましたということを書きました。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 先ほどありましたように、前の日に突然お電話があつて、会いたいということで、時間等も急だったことで、次の日、前の市長さんということもありましたので、時間をとらせていただいたと。

最初は御挨拶をしましたが、最後まで私はおりませんでしたので、よろしくお願ひします。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） お二方ともなかったという御答弁ですね。

堀氏はどう言っているかというのと、行って、そうしたらそのときに、「はい、はい」とは市長は言われなかったと。ちょっと待ってください、相談する人がいますからと言ったと。そして、翌朝一番にと堀氏は言うわけですが、断りの電話があつたと。

このことを私なんかの耳に届く以前に、もう何十人の人にも言っているわけですね、堀氏は。近隣の市長にも言っているわけです。つまり、自分の地元の市長が引き受けてくれなかったから、近隣の市長に頼もうと思われたらしくて。そして、引き受けてくれた人もいたけど、後から断られたと。

この経緯ですね。相談に行つたと、市長が。相談じゃありません、依頼に行つたということは、あるブロガーがブログに書いています。ある喫茶店に行つたら、そこに堀氏がいて、今市役所から来たところやと。市長にそういうのを頼んできたとは私は聞いたと。だって、もう何十人にしゃべっているんですから、頼んだ、頼んだと。それで、しばらくしてから、断られた、断られたと言っているんですね。証人は何人もいるわけですよ。

でも、市役所側はトップのお二人が頼まれたということは知らない、頼まれていないと。これが今の答弁の事実ですね。でも、頼んだかどうかは不明確です。

以上、3件について事実確認をいたしました。

一つずつ、ちょっと議論をしたいと思うんですが、まず男女共同参画にもう一回戻ります、済みません。

9月議会でやりとりしたときに、副市長は何で若い女性を出してくださいという男女共同参画の審議会で、市の代表として、どうしてそういうことを言ったんですかと言つたら、いろい

ろな人がいたほうが良いというバランスを考えてと。基本計画、基本条例の趣旨はバランスですかということをお答えください。多様な人材を出すことというのが趣旨ですか。お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 実施計画の中に、確かに女性の議員をとというのがあったと思いますので、女性の議員さんとかいろんな役員ですね。そういうのが女性の人にできるだけ多く参画してもらおうというのがございますので、その趣旨をもってお話をしておりますので、よろしくお願い致します。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 女性にもっと出て下さいとおっしゃいませんでしたよね。私、傍聴していたんですから。そこにいる人は、傍聴者は議員ですと叱られちゃいますからとわざわざ頭につけて、若い女性を出して下さいと言ったんですから。覚えていませんか。そして、記録もそこは削除されていますね。もとへ戻して下さいと言いましたけど、戻しませんというふうに言われました。

もう一つ、女性議員の目標指数を3年後には6人にすると書いてあったのを私は粉飾物だとかこの議会で9月に言いました。だって、途中で市議選がないんですから、3年後まで。そうしたら、御答弁は女性市議をふやす雰囲気をつくるという目標指数であると答えられましたが、こういう目標値、目標指数というのは雰囲気をつくるという目標指数を書いていいんですか。事実関係で言ってくださいね、自分の考えじゃなくて。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） できる限り、実施計画というものは、基本的にはきちっとした目標の数字をつけるというのは基本だと思っております。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） こんな2回もかけてから、そういう事実を答弁されるようでは困るんです。私も見逃していましたから。

やっぱり、きょう私がこれを取り上げたのは、事実がまずあって、これだと男女共同参画推進の参画条例の趣旨に応じて、私たちは施策をやっているわけですから、お金も使っているわけですから、そこからどンドンずれていった答弁をやりとりしていたら、時間とお金の無駄です、お互いに。

ですから、まず議論のもとになる事実、ここだと条例趣旨ですね、計画の趣旨。これからずれないで議論をしたい、しなければならぬと思います。私たちは仕事でやっているんですか

ら。

その後、笑い話として、くまがいさんに若い女性と言ったらいかんよというような笑い話があって、私もつき合いました。おかしいですから、私も。でも、この場は笑い事にしちゃいけませんよね。施策をやっているんですから、時間をかけて。傍聴者の方たちにもおいでいただいてやっているわけですから、公開の議論をやっているわけですから、笑い話でやっているわけじゃありませんので。

ということについて、一言、副市長からお言葉をいただきまして、この1つ目は終わりますが、どうぞ。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 私の信念としまして、幅広く皆さんにいろんなことに参画をしてもらうというのは基本でございますし、できる限り公正公平にということで、いろんな情報をきちっと発信をするというつもりでいつも頑張っておりますので、よろしくお願いします。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） またちょっと、より戻った感じがしますね。条例趣旨の事実ですね。この趣旨まで書きかえるということは絶対にしないでしょう、市も。私も趣旨ののっとって議論をしているわけですから。1つ目を終わります。

2つ目です。

先ほどの豊住園の虐待ですが、これは9月議会で福祉部長はこのように答えていますね。その後、どういうふうにして市は対応したかという質問に対して、6月7日付で、虐待の疑い報告に係る再発防止についての文書で指導したと。これは委託しているからですよ、豊住園は、社協に。だから、ここで文書で指導したという意味だと思います。

ここには明らかに、正確に、虐待の疑い報告に係る再発防止と。疑いという字が入っています。一貫していますね、もう御答弁がね。

私は、社協と豊住園で7人、市役所関係で3人、それから保護者会とその他豊住園のことをよくわかっている人2人、都合11人に事情を聞いています。

そのうちの1人、社協の方が、議員さんは一人も聞きに来てくれないと言っているんです、信じられませんでしたけど。本当はどうなのというのを一人からも聞かれないと。びっくりして、一人もと言ったら、誰からも聞かれていない、聞いてくれた人はいないと言うんです。だけど、豊住園の虐待という言葉は、もうひとり歩きして、新聞にも出ましたが。

それで、先ほどの部長は虐待の疑い報告に係ると、疑いの字を入れているわけですが、次に市長は、豊住園における虐待の事実をどのように考えているのかという質問に対して、ここではもう虐待の事実になっていますね、すぐその後に質問したんですけど。これに対して市長が

どう答えているか。これが問題なんです。

今回のことで、実態が見えてきた部分がある。見直すところは見直し、鋭意努力していく。豊住園の体質を変え、保護者の方が安心できるように変えていきたい。

この間の9月議会の傍聴者に保護者がいました。終わってすぐに、「ちゃんと調べてあるの、くまがいさん」と、もう泣かんばかりに言いましたよ。つまり、虐待があったとは思えないと保護者の人が言っているんです。これは、ほかの人にも何人も聞きました。

ということで、部長が虐待の疑いと言っているにもかかわらず、虐待の事実をどのように受けとめるかというので、実態が見えてきたとか、豊住園の体質を変えるとか、保護者が安心できるように変えていきたいとかと言ったら、虐待の事実、反対に言えば、事実として虐待があったということを認めたことになりませんが、市長、御答弁を。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） その部分ですね。率直なことを申しまして、まず社会福祉協議会のほうへ行きまして、とにかく本当にどうだったのかということを再度調べてくださいということで、申し上げたことが記事としてまとまって、そのような状態になったんだと思います。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 記事としてまとまったというのは新聞のことなんですかね。今のは、議会だよりの答弁のことを読み上げたんですが。新聞記事にも疑いがあるようなことはあったけど、市は虐待には当たらないが、撮影は軽率な行為と判断し、社協に再発防止を求めたと書かれていますね。

だから、虐待と思われても仕方がないようなことはあったと。でも、虐待ではないということは、はっきり市は新聞記事、記事というふうに言われたので新聞記事を出しましたが、こういう書き方をしていますから、その事実かどうかは三角だというふうに、事実確認をすると。本当に虐待があったかどうか、はっきり丸とは言えない状態の中で、豊住園の虐待というのがかなりひとり歩きをしたと。

このことに関して私は思うんですが、市長は豊住園の虐待に関する市の見解というのを発表すべきだと思うんですよ。どうしてかといいますと、まず事実として虐待とは認めていないわけですから、事実誤認ではないかと思われると言っているわけですから、それを率直に説明すべきです。

2つ目。現場職員、関係者のモチベーションが非常に下がります。もうどれだけ皆さん動揺なさったでしょう。不満を持たれたでしょう。

それから、利用者と家族関係の尊厳を傷つけました。

3つ目。瑞穂市への信頼を傷つけました。

11人の人に聞きましたが、浮かび上がってくるのはAさんの存在です。 ※ _____、

_____。そして、この方から話が広まったというのが事実です、
11人に話を聞くと。

ですから、こういう経過もあったんで、今はこれを申し上げますが、そんなことは別に市の
見解として書かなくていいですから、疑いがあったけれども、虐待とは認められなかったけれ
ど、以後気をつけますというような統一見解を市長として出すべきだと思いますが、いかがで
すか。市長をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 現在のくまがい議員さんの御質問の市としての統一見解を示すべ
きだということで、今回の議会でも私のほうからは示しておりますので、御理解をいただきたい
というふうに思っております。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 市長にと求めたんですが、市長としてやるべきことというのが
あると思うんですよ、市長として。

綱引き大会に行きましたら、盛り上がっていますよね、スポーツ大会って。職員の綱引きチ
ームをつくりたいと。去年提案したけど断られたと。ことしも、また働きかけますので、皆さ
んよろしくと言っていますが、そんなことをやるのが市長の仕事ですか。もっとやるべきこ
とはあるんじゃないですか。

このことについて、瑞穂市の態度をしっかりとここで示して、市民の信頼をつなぎとめ、現場
の利用者、家族、職員のモチベーションを下げないようにし、市長として、なるほど立派だと、
そういうふうに持って行っていただきたい。ちょっと時間がなくなったので、今市長に答弁を
求めましたがなかったので、求めておきます。そういうことをやっぱり市長として締めてほし
い、全部の組織を、瑞穂市を。ぜひお願いしたい。

最後に、叙勲祝賀会の話ですが、頼まれなかったと。頼んだと。この辺でどちらかが本当じ
ゃないわけですけども、考えてみますと、もし今の市長が事実ではないと、その御答弁がね、
頼まれなかった場合と、堀氏が頼んだというのが事実でないという場合を比べてみると、頭
の中でどういう議論ができるでしょうか。つまり、うそをついていたのは誰かという、平たく言
えばそういうことですね。

※ 後日取り消し発言あり

これは今、堀氏はもう市民ですから、政治家じゃないですから、余り重要じゃないんですね。このファクトチェックというの、政治家のうそを見破れと、追及せよと、できる有権者になれという記事です。政治家だから厳しくチェックされるんです。既にお読みだと思いますけれど。そして、市のトップリーダーですからね。トップリーダーが、その事実に関して、何十人という人が聞いていることに対して違うことを言っているわけですから、追及されるわけです。

それで、お聞きしたいのは、自分が推薦をしたにもかかわらず、そして歴代の重要ポストにあった方の叙勲祝賀会は現市長が発起人代表を引き受けているにもかかわらず、自分は頼まれなかったからといって引き受けないという判断をなさったと。これはもう9月に言っていますからね。それでよろしいと考えられたわけですか。このことをちょっとお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まず、その推薦のところも含んで、ちょっとお話し申し上げます。

推薦というところで書類が回ってまいりました。その中にありまして、今、堀孝正さんは、その当時、庄田議員さん、それと小川元議長さんを告訴しておられた形だったと思います。そういったことが、この推薦のことについて全く何ら関係ないのか、大丈夫なのかというところで、そのことの確認もいたしました。その上で、私は推薦ということにしました。こころのまず事実確認ですね。

それからその次、発起人代表ということでの申し出は向こうさんからはございませんでした。ただし、出席してほしいというはがきは来ました。ですから、公務により出席できませんということで、私どもの秘書のほうに筆を加えて、加筆して、公務にて出席できません、あしからず御了承くださいということで返信を出す。それと同時に、祝電を送ってくださいということで、双方とも秘書のほうにお願いいたしました。

そして、このあと時間がございませんから、何が公務だったかということも申し上げたほうがいいんじゃないかなと思いますが、よろしいですか。当日は、全国育樹祭、揖斐川町谷汲で行われました。出席の方は古田知事、そして各部長、それから松川教育長ということで、これがちょうどほぼ同時間で、13時開始の15時まで。それまでの状況は、また怒られるかも知れませんが、6市3町岐阜広域連携の関係で、岐南町の町長選挙の挨拶ということで、6市3町の方の誰かが行かなきゃいけないということで伺いました。こちらは羽島の市長と、それから浅井岐阜市副市長と早退をしました。そして、その足で、今、下水の問題もございまして、本田団地の秋祭りに参加いたしました。こちらもちょうど時間が詰まっておりましたので、11時30分から12時までということで、早退させていただきました。

そのような状況の中で、谷汲のほうへ走りまして、全国育樹祭、揖斐川町谷汲で行われましたこちらへ参加いたしました。これはもう全国的な規模のこととさせていただきます。以上でございます。

[16番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） お忙しい方でいらっしゃいますから、その都度、優先順位をどうつけるかというのは大変重要なことだと思います。

しかし、そちらは式典ですからね。何人ものうちの一人ですから。祝賀会は推薦者であり、発起人代表になれるわけで、自分から言ってもなれるわけですよ。重要度が違う。あと、式典というのは、初めの開会式だけ行って、済みませんちょっとと言って座を外すというのは普通ですよ。でも、そういう御判断もなかったということですね。

最後のまとめの段階に入りますが、秘書広報を所管している企画部長に申し上げます。副市長と市長にもお聞きいただきたいですが、この広報に載せる記事、特に人事関係、特に今回は叙勲関係ですが、ルールをつくっていただきたい。つくるべきではないですか。

今回のようなことがあったときに、傍聴者が何人も見えますが、恣意的にこいつは載せるなということが可能な状況はつくるべきではない。そういうことがあったとは言っていないですよ。可能な状況はつくるべきではない。公平ということが何より重要だと、きのう市長は言われました。どちらが事実を言っているかを、あとは皆さんが判断するんです。どちらが信用を失うかの話です。

美濃加茂市長の、けさ新聞に出ていましたね、辞任したという。あれは一審では無罪で、二審で有罪になった、業者からお金をもらったかどうかですね。これくらい事実確認は難しいことなんですね。ですから、今のささいな話をきょうは取り上げたわけですが、非常に難しい。

しかし、結論として言えることは、一々々々事実確認をされなくても、一つでも議員の側から、市民の側から事実確認されることを減らしていただきたい。事前に説明し、透明性を持った市政運営をしていただきたい、目指していただきたい。これをお願いしたいと思います。

最後にですが、最初にファクトチェックから話を始めましたが、これは17日の記事ですが、現在ではポストトゥルース、ポスト真実、つまり真実の後という意味ですよ。という言葉が、オックスフォードのことしの言葉に選ばれているそうだと出ました、新聞記事に。うそは非常に心地よい。政治家はうそをついてあおる。

どういう例が出ているかというと、イギリスがEUを離脱しましたが、あのときEUに毎週475億円を出している。これは全くうそだったと。それで、オバマさんがIS、イスラム国をつくったというのも全くうそだったと。日本も例外じゃないわけですね。福島は完全にコントロールされているというのはいそですね。今も汚染水が垂れ流しですね。

そして瑞穂市も、百条委員会でも7本の行きどまり道路が合併後に認定されているにもかかわらず、これは私のコメントにも来ています。瑞穂市は白を黒と言い、黒を白と言う市だと思いうというのが来ています。私は公開していませんけど、余りひどいので。こういうふうに見て

いる市民も多い。そして、私もこれをあおったことになるのでしょうか。

でも、私は事実確認で申し上げました。感情的な言葉はなかったと思います。感情的に事実
に反したことは言っていなかったと思います。そういうことが大事だということです。

今後とも、公平性と透明性を事実に基づいて発言し、市の政治を運営していただくように、
自分も議員として自戒を込め、そして行政にもお願いして終わりたいと思います。終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、16番のくまがいさちこ君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、11時15分から再開をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

4番の鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

一般質問を今回はトータル6項目、瑞穂市公共下水道事業に対する市長の基本的な考え方を
問う等、主に瑞穂市のトップリーダーであります市長のお考えを聞かせていただきます。各6
項目、今から質問席にて質問させていただきます。

まず、公共下水道について質問します。

この瑞穂市の公共下水道は、平成27年3月25日の都市計画審議会の終了後、1年9カ月を
経ています。しかし、事業そのものは今、進んでおりません。

今、この瑞穂市の排水というのは、長良川水系を通して伊勢湾に流れていますけれども、こ
の伊勢湾を汚す岐阜県内、多分愛知県も含めて一番市町村で負荷をかけているのは瑞穂市だと
想定されます。それは、下水の普及率が一番低いからです。1年9カ月、何も進んでいないと
いうこの状況を瑞穂市は早く改善すべきであるという基本的認識は、多分市長は持っておられ
ると私は思っております。

その中で、例えば本田団地の現状を市長は何回も見ておられるというふうにお伺いして
おりますけれども、本田団地の状況について、どういうふうにお考えですか。市長、お答えく
ださい。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは今の御質問にお答えします。

今、本田団地に関しましては、確かに施設も古いということは私どもでも認識はして
おります。それで、早く本田団地の方も整備したいという気持ちは伝わっておりますので、今後も
市としましては、下水のほうを早急に進めたいと思っております。よろしくお願
いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 本田団地のことでございますが、さまざまな状況の中で伺いました。いろんなロケーションを考えなければいけないということで、その中にありまして、やはり雨の日ですね。特にやはり雨の日が一番問題だと思っておりますし、なおかつ市の管路まで来る状況。どうしても、やはり団地ができてから年月がたっておりますので、かなりそれぞれのお宅のトイレから、そしてその道路に入っております主管路まで、まずそこまでが地盤沈下で相当落ち込んでおります。

そういったことも確認し、なおかつ会長さんにもそれぞれに一緒に立ち会っていただきまして、ここまではおうちの問題、ここから先は組合の問題、そしてここから先は市の問題、そして今後においてはどこまで市がやるのかどうなのかというところも踏まえながら、一応何度も検証はさせてもらっておりますが、何分にも本当に大変な状況であることはよく認識しております。

ですから、下水も含んだ上で、どんな手があるのかということは常に考えておる状況でございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○４番（鳥居佳史君） 今、最後の言葉で、下水も含めてどんな対応があるか考えていると。もう考えているじゃなくて、決断すべき時期だというふうにあえて言いたいと思います。なかなか決断がされていないようなので。

一つお聞きしますけれども、今、本田団地の中で新しく家を建てられる方は合併浄化槽で設置しますか、それか単独浄化槽で設置しているんですか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） ただいま、本田団地におきましては合併浄化槽等は設置せず、今の管路にし尿に関しましては接続しているという状況だと認識しております。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○４番（鳥居佳史君） 新たに建てかえている方が単独浄化槽を設置しているという状況。それは、今の本田団地の下水が単独浄化槽、つまり汚水だけを処理する施設だから、そうせざるを得ないという。

もしこれで下水をいろんな理由、私は財政的に厳しいと思っておりますけれども、公共下水ができなくなった。じゃあ、新しく家を建てた人が単独浄化槽をつけたけれども、これは合併にしないといけないわけですよ。その負担はどうするんですかという話とか、いろいろあるんです。

本田団地の方に高齢者の方が多くなっています。もし下水が来たときに、接続に負担がかか

ります。高齢者の方が自分で何十万と負担して接続するかどうか。

先ほど市長が状況は非常に厳しいと。古くて困っているということは、それは見ればわかるんですけど、その問題をどう解決するかを考えるのが行政の役割であり、市長の判断だと私は思いますけれども、本田団地の方から何回も、今の状況を改善してくれという要望が来ているという、それを真剣に考えるということは、今言ったような状況も含めて判断を早くすることが私は市長に求められていると思います。

基本的に、先ほども聞きましたけれども、今まで私も新人議員として半年以上、議会にかかわらせていただきましたけれども、いろんな資料で瑞穂市の財政のことを行政の方から聞きますと、皆さん共通して、財政的に非常に厳しい状況だと。支出を精査して、無駄のない行政サービスをしないといけないといろんなところで書いてあります。

その状況を踏まえて、この公共下水道、維持管理費を含めると700億もかかるというこの巨大な事業を財政的に、改めて市長の今の見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今の答弁の前に、先ほどの僕の説明が悪かったかもしれませんが、本田団地につきましては、新しい新築の住宅におきましては単独浄化槽を設置しているわけではありません。今、現状にある集中浄化槽につないでいるということです。申しわけありません。

それと、今の財政におきましてですけれども、市が全体計画で計画している中で、補助対象事業費の50%は国庫補助金となりまして、5%が皆様の受益者負担金、そして45%が起債となります。

この起債につきましては、普通交付税措置としまして42%が交付されます。補助対象事業費だけで考えますと、市の財政負担の割合は概算で26%程度となっております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 市長の見解も聞いたかったですけれども、確かに交付金が国から入るといのは、今のところそういうふうにも国も言っているかも知れないんですけど、国も借金まるけで、どれだけ交付金が入るかというのは非常に不確定な部分があるんですけど、一番根本は、日本全国、公共下水道をやった市町村で、どれだけ今財政的に負担を負っているか。逆に言うと、今の瑞穂市のシミュレーションですと、50年、60年先にこの公共下水道によって皆さんの使用料から利益が出て黒字になるというシミュレーションのもとでの今のお話ですけれども、例えば、この瑞穂市の巢南の庁舎の西にあります西部環境事業、これが今1億2,000万円の一般会計の繰り入れをしているわけです。

この事業規模は、工事費53億。今回の瑞穂市で計画しているのは300億以上の工事費です。

どのぐらいの一般繰り入れが必要になるのか。つまり、赤字補填をしないとイケないかというのは10億ぐらいに想定されるわけです。

もっと近くで、北方町の公共下水道の2.5倍の規模が、瑞穂市で計画している公共下水道の規模です。それぐらい瑞穂市の規模は大きいんですけども、北方町で今、赤字で一般会計から繰り入れている金額は3.4億あるんです。これから想定しても、一般会計からの繰り入れが瑞穂市は10億ぐらいになりそうです。

つまり、公共下水道は大変、財政的に一般会計からの繰り入れが要るぐらいの、残念ながらそういう事業なんです。

高度成長で、日本が右肩上がりですと税収がふえるときは、財政負担がイニシャル的にはカバーできるかも知れないですけど、今、多くの自治体は、つくったために、それを維持するために、浄化槽プラントを修繕するために、機械を更新するために、非常に費用がかかるということで、皆さんこういう一般会計からの繰り入れをしているという状況があるんです。

これはうそでも何でもありません。そういう状況を踏まえて、本当に瑞穂市で公共下水道、先ほど言いましたように、瑞穂市は今、一番汚い生活排水を流しちゃっている市町村なんです、残念ながら。つまり、生活排水を流しっ放しにしているんです。単独浄化槽のおうちは汚水は処理するけれども、生活排水を流している。約4割5分ぐらいの家庭が生活排水をそのまま川に流している。この家庭の単独浄化槽を合併浄化槽に切りかえることで、瑞穂市の河川はきれいになる。

今、近隣の市町村でも、大野町では公共下水道をやめて、合併浄化槽に切りかえているという現実のもとで、速やかな市長の判断をして、この生活排水を流す瑞穂市をきれいな水にする方策を立てなければならない時期に来ていると思います。早い決断をすべきだと私は思います。

それで、ホームページを見ますと、入札の結果で、下水道事業経営戦略策定業務の入札が行われております。この業務というものの内容について、お知らせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） ただいまの下水道事業経営戦略策定業務の内容と目的についてお答えいたします。

平成28年1月26日付で、総務省通達文書にて、経営戦略の策定推進についてを受けました。

将来、人口減少や節水機器の普及などにより、使用料の収入の減少が見込まれ、また施設の老朽化に対する更新費用の増大が見込まれますので、下水道の経営環境は厳しさを増しております。

このような中で、下水道は住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしてありまして、将来にわたってサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、中・長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定するものであります。

業務内容といたしましては、施設、設備に関する投資の見通しを試算した投資計画と、財源の見通しを試算した財政計画とで構成された中・長期の収支計画が中心となった計画でありまして、地域の現状と将来の見通しを踏まえ、10年の計画期間で特別会計ごとに作成いたします。

瑞穂市の場合ですと、西処理区の特定環境保全公共下水道事業と呂久処理区の農業集落排水事業が該当いたしております。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） ということは今、瑞穂市で計画というか、とまっている事業のことについてではないわけね。今、既存の下水道事業についての将来を含めての方策ですね。

今の前段の部分でありましたよね。非常に厳しいという、公共下水道がね。そういう前提のもとで、今、瑞穂市で持っている2つほどの公共下水道ですね、小さなもの、これについて検討しなさいよということなんですね。

ですから、いかに私が先ほど言いました点を国のほうも心配しているというところをぜひ市民の方にもその辺は理解していただいて、本当に公共下水についての判断をすべきだと私は思います。

公共下水についてはこれで終わらせていただいて、次の質問に移らせていただきます。

次は、介護支援ボランティア制度についてお聞きします。

市の福祉計画で、ボランティア活動ポイント制度が平成29年周知、平成30年実施となっておりますけれども、このボランティアポイント制度について、美濃加茂市のほうに市民の有志とヒアリングに行ってきたして、美濃加茂市では平成24年4月1日から介護支援ボランティア事業が実施されています。

それで、このボランティア制度について、平成22年12月、約1年半前の平成22年12月の定例議会で、議員がこのボランティア制度について提案したんです。そして、2カ月後の平成23年2月に稲城市にもう視察に行っています。そして、平成23年10月から、議員提案から1カ月もたたないうちに、実際に市で試行し出しています。そして半年後、平成24年4月1日から社協に全面委託して実施となって、今日まで至っています。そして、初年度の平成24年は、このボランティア登録者数が64名だったんですけれども、平成28年の11月時点で233名と増加して、ヒアリングをした結果、非常に目的どおり、予防介護、つまりこのボランティアをすることによって、高齢者の方たちは皆さん介護保険を使っていなくて、元気でやっておられて、非常にこの制度をやってよかった、今後も続けたいということを聞いてまいりました。

このタイムスケジュール、スピーディーさですね。議員の提案からすぐに、3カ月後に視察に行って、そして1年半で市がもう試行し、約2年後にはもう実施している、社協で。

さて、瑞穂市ではこのボランティアポイント制度について、大分この議会でも平成27年、去

年の12月の定例議会で、庄田議員がこの件について質問されております。そして28年、ことしの6月には、広瀬武雄議員がまた質問されております。私も9月28日に質問させていただいています。その都度、現在検討しています、しっかり研究すると回答されています。

福祉部長は、市長からこれについて、ボランティア制度を進めるべく検討せよというふう聞いておられますか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 鳥居議員の介護ボランティア制度の御質問にお答えをいたします。

この御質問は、先ほどございましたが、9月議会にも御質問をいただいているところです。9月以降の動きとしましては、私は研修先で東京都の稲城市の石田副市长と会うことができ、稲城市は全国に先駆けて導入されたもので、その制度を構築された人から説明を聞くことができました。また、先ほど御質問の中にもございましたが、地域福祉高齢課長が既に導入されている美濃加茂市のほうに市民の方、議会議員の方と一緒に視察をして、情報を集めているところでございます。

まず、稲城市の副市长との懇談からは、介護支援ボランティア制度はボランティアをする担い手をふやすために行う目的ではなく、現在ボランティアをしている人たちのために、そしてこれから社会参加の推進、福祉活動を望む多くの高齢者に向けたものであるということ、また新たに地域支援事業として介護予防、認知症予防、さらには地域のコミュニティー力を高めるという期待があるという話をされました。

その中で、課題と考えられるのは、あらかじめ登録されているボランティアの受け入れ機関には、活動してもらいたい内容とこちらが活動する内容のコーディネートが必要となり、取りまとめをする事業の管理が必要であること。さらには、現在進めています地域包括ケアシステムとの整合性といいますか、住民主体の生活支援サービスとの整合性が保てるかという点になります。

地域福祉高齢課長からの視察の報告では、ボランティア活動の受け入れ機関が介護保険機関、事業所と限定する場合か、もっとさらに枠を広げて対象とする場合、またボランティアの活動の内容も芸能活動や行事の補助、散歩や外出というような限られた活動から、一般的に掃除や草取りなどの本来の労働の業務や雑用とみなされるようなものまで含めるか、どこまでボランティア活動が行うのかということをもう少し詰めていかないと、継続的に行うことができないということになります。

介護施設でのイベントなど、芸能活動の要望がふえたり、また施設側とボランティアとの不都合が生じることへの配慮やマッチングが十分にかず、ボランティアの方への負担がふえたり、活動場所までの移動の手段などにいろんな課題があることがわかってきました。

財源としましては、介護保険の地域支援事業の枠を活用していますが、この枠にも上限がご

ございます。経費については、職員の人件費とポイント交換に係る経費ということで、市内の商店で限定的に使われている地域振興券などを活用しているということで、ボランティアの希望する作業全てにマッチングができないということも課題となるようでした。

ボランティアの人数としましては、先ほども議員のほうから御説明があったとおり、年々伸びてきているというようなことを聞いております。

このように、実施するに当たってはまだまだ綿密に課題を検討し、対策をしつつ進める必要があるというふうに考えております。以上で答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） ある事業を進めるときに、あらゆることを検討して進めようかという考え方もあるでしょう。だけれども、この介護ボランティアポイント制度というのは、美濃加茂市であれば、たった1人の専従のスタッフでこれが賄えているんです。それで、最初はやることもある程度狭くして、とにかく一遍やってみようと、やりながら改善していくという。この結果、233人の介護ボランティア登録者が出ていると。もちろん、担当者の方に聞きましたけれども、いろいろ問題は出てきているけれども、結果として市民の方が多く参加して、ボランティアを進めているという現実を全部、いろんなあらゆることを検討して、よしこれで全て青写真ができたでやろうというスタイルじゃなくて、この介護ボランティア制度はそんなに事業として、例えば財政的にも大きな負担がかかるものではありませんので、高齢者の方にとって非常にいいことだと。

実際に、社協では個人ボランティア活動というのを登録していただいて、やっているじゃないですか。私は、この個人登録ボランティア活動をやっている方の活動と、この登録ボランティア制度というのは非常に近い部分があるので、うまく融合すれば、その気になればすぐできるというふうに思いますけれども、市長、ぜひ福祉部長ないしには、もうこれはやれやというふうに言っていただきたいと思いますけれども、市長の見解を。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） せんだって来も、いろんなまちへ行ってきまして、ただこのボランティア制度のどこまでのことをポイントにするかとか、具体的なところをまだまだこれからちょっと研究しなきゃいけない部分がありますので、社会福祉協議会も含みながら、今話をしている段階でございますので、いましばらくお待ちいただきたいのと、それと同時に決して後ろ向きに考えているわけではございませんので、そこら辺、御理解くださいませ。お願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 先ほど紹介しましたように、大分前から、各議員からの提案がありまし

たけれども、今何を検討されているんですか。今ちょっとおっしゃいましたけれども、どの範囲をやるかということを検討しているんですか。具体的に今、何について検討しているんですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 社会福祉協議会の力をかなりおかりしないといけない部分がございますので、先ほども鳥居議員さんからおっしゃられました、下地は社会福祉協議会さんのほうで一部持っておるといふか、経験がございますので、そういった中であって、今現在のボランティアの範囲をどのように見ているか、そういったことを踏まえながら、どういったふうで社会福祉協議会がこれを受けた場合、できるのかできないのかということも含めまして、また福祉部がやらなきゃいけないのかということも基本的にごございますので、そういったところを精査している次第でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 今の部分は、児玉課長と御一緒させていただいて、児玉課長に聞かれたら、その辺の美濃加茂ではこんなふうに行っているの、とにかくそんなに問題はないよというふうな、問題があっても、その問題を解決しないとこれできないかという問題ではないと思うんです。ぜひ市長から、この福祉計画にありますように、平成29年周知なんですから、今こんな内容でやりますよということはほぼ決まって、もう29年からやるよというのを皆さんに周知して、そういう計画ですから。これにのっとるように、ぜひ早く進めていただきたいと思っております。

実は、この介護支援ボランティア支援制度というのは、まちづくり団体から、例えば介護ボランティアについて、市民協働検討会議を設置して、市民の皆さんのちょっと声を聞いて、一緒にこのボランティア制度についてつくっていったらどうかという提案が出ていると思っておりますけれども、これについては承知しておりますよね、どなたか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの鳥居議員の御質問で、突然の御質問で御用意はしておりませんので大変申しわけないとは思いますが、そういった提案があった文書をいただいていることは確かでございます。先日いただいたところでございますので、まだこれから考えていきたいと思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 済みません。私、あらかじめの質問以外のことを聞いちゃうんで、もし全然調べていなくて、考えがないようでしたら、その都度言っていただければ結構です。私も

突然言いますので、申しわけありませんけれども。

実は、この市民協働会議というのは、市民の人からこんなことを自分たちでやりたいので、行政さんも一緒にやってよという、これはまちづくり基本条例に載っていることなんですよ。まちづくり基本条例というのは、そもそもそういうことなんです。

市民と行政と、もちろん議会も含めて、一緒になってやるよと。そんな中で、市民から、こんなことがやりたいけどどうだという声を行政としてはしっかり受けとめて、一緒にやっていくというのが、まちづくり基本条例の基本的なところだと思うんですけども。

実は、このまちづくり基本条例、この条例をつくる時の議事録がありまして、このときの副市長は奥田副市長です、当時のね。こういうふうに答えているんですね。まちづくり条例は市民参画の場の提供方法がよかったかどうかなど、まちづくり基本条例の理念に沿って事業が進んでいるか。こういうのを審議する場が、まちづくり基本条例推進委員会という委員会が、実はあるんです。これがここ1年ほど開かれていなかったんですけども、ホームページを見ますと、平成28年10月にまちづくり推進委員が公募されていました。これはよかったと思いますけれども、市長はどういう諮問をされましたか、この開催について。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまのまちづくり基本条例推進委員会の状況ということでございますが、まちづくり基本条例推進委員会につきましては、昨年度まで第2次総合計画に係るまちづくり推進プランに関して御協議をいただき、答申をいただいたところでございます。

当時よりお世話になった審議会の委員の方の任期が、去る11月11日に任期満了となったところでございまして、今年度は先ほど鳥居議員が言われましたように公募をかけて、次の準備を進めているところでございます。

今年度は、さきの答申と総合計画に基づきまして、協働や参画に関するガイドラインの策定に向けて準備を進めているところでございます。

新委員につきましても、公募委員を含めて決定しており、今後の開催に向けて進めてまいりたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 今、このまちづくり基本条例推進委員会が本当に活躍するときだと思うんですね。

というのは、例えば今の市民から出ている市民協働検討会議の提案とか、例えば今、瑞穂市の圏域の拠点化構想でワイワイ会議をやりながら、地元の人々の意見を取り入れてやろうとしている、やっています。例えば、このやり方について、この推進委員会で検証するというのが、先ほど紹介しました奥田元副市長の、このまちづくり推進委員会の役割の大きな一つになって

いるんです。

ぜひそういう条例をつくったなら、何事も生かして、その趣旨に沿ってやらないと、ただやっただけということでは、市民の信託に応えられていないというふうに言わざるを得ないです。ぜひ市民からの提案、市民協働まちづくり、これを受けて、応えていただきたいと思います。

では、ちょっと時間の関係もありますので、次のところ、子ども食堂について質問します。

子ども食堂というのは、経済的にちょっと恵まれない子供たちのお昼を一般の方がお世話して食べてもらうということなんですけれども、実はこの子ども食堂というのは、いろんな意味で居場所なんです。いわゆる経済的に厳しい家庭の中で、子供たちのいろんな意味でそういう経済的な問題、親子の問題、家庭の問題で、そういういろんな問題を抱えている子供たちの居場所が子ども食堂という位置づけになる。こういうふうに関国で、そういう位置づけでもって子ども食堂が広がっています。

この子ども食堂の動きについて、市長はどういうふうに思われますか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問いただきました子供の貧困に係る学習支援や子ども食堂の必要性は感じております。

岐阜市で子ども食堂や子供の学習支援を近隣市町とネットワークを組んで活動してみえます中川さんをお願いしまして、11月27日に総合センターにおいて、子供の貧困と学習支援のシンポジウムを開催しました。

その中で、シンポジストからは、切実なさまざまな問題を抱えている子供たちの現状報告がございました。改めて、地域の力が必要であるということを確認しました。

子ども食堂は食品を扱うということで課題があると思います。他市でも飲食店などでやっておられる例が多いようで、御質問にありましたように、間違いなく居場所になるというふうを考えています。

この子ども食堂については、夏休みにNPOの次世代人材育成センターが1週間行っていたいて、この冬休みにも4日間行っただけということを知っております。この子ども食堂にあつては、県や国からの補助金はありません。民間財団などの資金や基金を活用しながら考えていきたいと思つますので、よろしくお願いをいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 先ほどのシンポジウムは私も参加させていただいて、前向きに取り組んでいただいているということで、私も非常に評価させていただいております。

その関連で、12月4日に岐阜の国際会議場で、全国規模の子ども食堂についてのシンポジウムがありまして、そこで「さとにきたらええやん」という映画がありまして、大阪の釜ヶ崎と

いう地域で、こどもの里ということ民間の人がやっているんですけども、非常に多くの問題を抱えた、生活に問題を抱えた子たちの居場所なんですけれども、彼らが12月の年末、あの釜ヶ崎エリアのホームレスの大人の人たちを夜回りしているんです。そして何を言うか。おじちゃん、自分たちでつくった豚汁、食べて。悩みを聞いたりして。

つまり、非常に生活に困り、家庭環境も複雑で、そういうこどもの里に来るような子供たちが、そういう社会的にホームレスになっちゃった人たちを励ましているという。私はそれを見て、やはり今、部長がおっしゃられたように、行政の役割というのは非常に大事、本当にここで行政が立ち上がらないといけないなというふうにつくづく感じました。ぜひ行政ができること、子ども食堂を瑞穂市でも。

私は、民間の団体がやる、まずこれは一歩でしょうと。できたら各地域、つまり具体的にいうと自治会単位でできるといいなあと。理想ですけどね。自治会単位でそういう居場所ができると、本当にお年寄りの人もそこへ行ける、子供ももちろん行ける。そういう地域の居場所づくりを目指して、できるといいなあとと思っています。

その関連で、実は私、井場の公民館の件でちょっと相談を受けまして、耐震のことですね。井場の公民館が昭和47年にできて、その当時、53世帯だった状況で、その公民館はできたんですね。ところが、今、井場の自治会は258世帯あって、非常に手狭だと。ただ、土地もなくて、建てかえるにも狭いので、広くしたいんだけどできないと。

今、市では小学校区ごとに地域協議会をというお話を聞いています。それはそれでいいと思います。ただ、さっき言ったように、居場所というのはなるべく各自治会ぐらいの単位であって、非常にそれをうまく使えるという、そういうコミュニティーがあると思うんですね。

例えば、こういう自治会でのコミュニティーの場所を小学校区ではなくて、もう少し小規模のもの。例えば、単独の今の公民館でもいいです。老朽化している、または狭い、そういう公民館活動をより生かした自治会、コミュニティーの場を設けるということについて、市長はどう思いますか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの鳥居議員の御質問にお答えさせていただきます。

コミュニティーの場所というのは、いろんな活動の規模によって変わってくると思われま。特に今、私どもは小学校区活動を中心に進めておるわけなんですけれども、その傘下にある自治会、そういったところに対して、公民館は身近にあるコミュニティーの拠点の場として大切な施設である。また、お年寄りとかそういった子供たちが集う場所であるというふうに思っておりますので、これに対する補助の制度もございますから、御活用いただいて、公民館の新築等をされる場合は、ぜひ私どもにお尋ねいただければというふうに考えております。

[4 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） そういう位置づけで考えておられるということで、進めていただきたいと思うんですけど、実際に公民館を、例えば古いとかで建てかえる、耐震、手狭というときの補助が、今どういう状況になっていますか。ちょっと簡潔にお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 建てかえの場合は、現在の補助制度は建設費の3分の1を補助させていただいております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） その部分が3分の1というのが、今の自治会のコミュニティーをぜひこれは推し進めるべきだと、居場所をつくるということを踏まえるならば、もう少し見直してもいいんじゃないかと思うんですね。

あと、その土地がない場合は、例えば隣接する自治会同士で、ちょっと規模の大きいものを、ミニコミュニティセンターとか、そういうような位置づけで、やっぱりもう少し、学校区は学校区のコミュニティー、地域にもう少し小さなミニコミュニティの場をつくるように、いろいろ政策を考えていっていただきたいと思います。

今回は、この提言だけで終わらせていただきます。

次に、自転車サイクリング公園について。これは時間の関係があるので省きます。総務委員会で減額という修正が出ていますので、本会議でどうなるかはわかりませんが、その推移を見守るということで、ちょっと時間があれば最後にとしたいと思います。

5つ目、保育所の民営化のことについてお聞きします。

棚橋市長は、平成27年6月議会、松野藤四郎議員の質問に対して、このように答えておられます。

本田第1保育所、牛牧第1保育所、そして穂積保育所を民間のほうに移譲するというお話ですが、まず私が就任しましてから、一番最初に関係各所と話し合いまして、この3園の民間への移譲ということは基本的にはやらないといいますが、それを前提とするということとはもう一切考えない。つまり、民営化は考えていないと答えておられます。3園を民間に移譲するということは全く考えておりませんという答弁を27年6月議会でされております。

今、教育委員会、教育長から、これを民営化するというで聞いておりまして、私は政策の判断が変わるということは全然問題ないと思います。やっぱりきちっと考えて、これはこういうふうにすべきだということで、政策の考え方が変わることは大いにいいと思います。

ただし、なぜ変わったか。当初は、しかじかこういう理由で民営化はしないと考えていた。けれども、こういう部分がやっぱり誤っている。例えば、民営化したほうがいいという判断に

至ったから変えるという、明確な判断が変わった理由を市民に示さなければいけない。これが一番肝心なところです。政策の考え方が変わるの、これは大いにあるべきと。ただ、その理由を明確に示さないといけません。

市長、これが変わった理由を今言った内容でお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） その件に関しましては、これまでも何回か、議会の中でも御説明しておりますが、8月19日の文教厚生委員会の協議会で、保育所・幼稚園整備方針を説明し、全小学校区に保育所の設置と、それから未満児保育の実施を進める方針を打ち出しました。

あわせて、民間事業者の導入についても検討している旨、委員の方々にも御意見を伺ったところです。

根本的な未満児の待機児童解消対策は、穂積保育所や牛牧第1保育所の建てかえと生津小学校区の保育所新設整備を早急に行うもので解消されるものと考えております。しかし、問題は建物ができても、保育士の確保や財源確保が大きな問題となっております。保育士や補助保育士は言うに及ばず、派遣保育士の確保にも限界に来ているような状況の中で、民間事業者の導入が図れば、保育士の確保は解決し、財源確保も待機児童解消加速化プランの採択で、国3分の2、市が12分の1、事業者が4分の1となっており、こちらも解決が図られます。

こうしたことから、保育所の建てかえ、新設には民間事業者の導入を検討しております。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 私も民営化はいいんで、その理由は重々聞いておまして、今言ったように、トップリーダーの判断が変わることについて聞いているんです。だから、市長の答弁でないといけないんです、これは。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 率直に申しまして、待機児童の件でございます。やはり、待機児童の方々、なかなか解決が難しいということと、あと移住、定住して、私どものまちへ来ていただける方々が、お子さんがおられて共働きで、どうしてもやはり子供さんをお預けしたいと、その上でお仕事をしたいという共働きの方々が非常に多いということがリサーチできたこと。それと同時に、何園もの私立の保育園へ行ってきました。決していいかげんじゃない、それぞれの園が真剣に取り組んでおられます。

そういったことを鑑みて、決して私立でいけないなということはないんじゃないかと。それと同時に、待機児童を少しでも少のうしたくございます。そのような理由でございます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 待機児童数は別に公営、民営は関係ないですよ。なぜ平成27年のときに民営化を反対した、じゃあその理由は何ですか。反対していた理由は。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 率直に、しっかりと熟知できていなかった部分があったからかもしれませんね、そういった面では特に。

以前、これは鳥居さんが議員になられる前でございますが、民営化ということで、ある1園を民営化するということがございました。それと同時に民間のところに進出していただきたいという件もございました。それが双方とも廃案となりました。そして、その経営者とも私はお会いしましたが、やはりその経営者とは別に、いろんな経営者がさまざまなお考えのもとに、その経営者も含んだ上でのごとでございますが、いろんな方々にお会いしての結果でございます。決して、その経営者がこうだったとか、ああだったとかいうことは個人情報に絡みますから、何もそのことに対しては申し上げることもございませぬし、多くの選択肢の中から考えました。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 熟知していないとおっしゃいましたが、ぜひ熟知して決断するのが市長の役割ですから、いろんな事業のことを、懸案があったらよく情報を収集して、判断するというのがトップリーダーの役割ですから。熟知していないとある意味、正直におっしゃられたんで、でもそれでは許されないということをよく理解していただきたいと。

それで、民営がいい悪いとかあるんじゃないかと、やはり市長として判断するのは制度の問題ですね。そういう行政サービスとして、制度的に民間よりも公営のほうがなぜいいかという考えがあれば、やっぱりそういうのがあって初めてじゃないかなと私は思ったんですけど、どうもそういう部分での民営化ではなくて、公営化のほうがいいんだというお考えがなかったようなんで、じゃあこの質問はそういうことで。

ですから、改めて言います。トップリーダーは政策を変えるというのはいいんですよ。いいと思います。その理由を市民に明確に示すということが大事だということを改めて、おわかりだと思いますけれども、今後市民への説明をよろしくお願いします。

そして6番目なんですけれども、一般社団法人瑞穂市ふれあい公社の業務委託のことで、ちょっとお聞きします。

このふれあい公社は、公益事業をすることができる法人なんですけれども、このふれあい公社が施設の管理業務を随契で今受けておりますけれども、これが受けられる根拠ですかね。なぜそういうふうに随契で受けるようになったか、そのいきさつをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 最初に、一般財団法人ふれあい公社の説明を簡単にさせていただきたいと思います。

当市におきましては、行政コスト削減を目的に、施設の管理運営及び市民サービスの向上に貢献することを目指しまして、平成15年5月1日に財団法人瑞穂市施設管理公社を設立いたしました。また、17年4月には市が行う業務の効率化及び低コスト化を目指しまして、みずほ公共サービス株式会社を設立しました。

民法第34条による法人であった財団法人瑞穂市施設管理公社は、平成20年12月1日施行の公益法人制度改革に伴い、平成25年11月末をもって消滅となるため、みずほ公共サービス株式会社は24年の労働者派遣法の改正により、親会社である市役所への8割を超える派遣が禁止されたため、市としましては、派遣を受けられなくなってしまったこと、さらに市においても施設管理公社と公共サービスの業務について見直す必要が出てきたことから、新たに一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社を設立し、業務を移管し、統廃合を行うこととなりました。そういったことから行ったものでございますが、施設の管理等を行っております。

本題の随意契約につきましては、地方自治法234条の規定により、当市としましては、当市において167条の2第1項に規定に基づいて行うものでございます。

一般財団法人ふれあい公共公社は、設立に必要な300万円を瑞穂市が100%拠出しており、公共施設及び公用施設の管理・運営に関する事業を定款に定めており、契約相手方として妥当であると判断しております。

瑞穂市ふれあい公共公社は、平成24年10月1日に設立され、25年3月議会において、指定管理者として議員の皆様方の議決をいただいております。地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理業務について、効果的に行うために、指定管理者を指定するもので、25年4月1日から3年間、コミュニティセンター及び駐輪場の指定管理者として指定されたところでございます。

また、平成27年12月議会においても、引き続き3年間、指定管理者として議決をいただき、現在に至っているところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） この施設公社の随意契約理由書というのが手元にあります。100%の瑞穂市の出資で、瑞穂市が行う業務の効率化及び低コスト化を目指しと書いてあります。

にもかかわらず、実はここの業務委託の金額が、早瀬副市長が理事長でありますふれあい公共公社から、棚橋市長に見積書が出ています。その見積書の金額に沿って業務委託をしているわけですけれども、この見積書が、例えば市民センター窓口業務、人件費一式1,183万6,000円、システム料一式96万、管理費一式255万7,000円。これは総合センター窓口、巢南公民館窓口業

務、全てほぼ同じような項目及び金額で、この見積もりが出て、そのまんまの多分金額で業務委託をしているという状況の中で、これが随意契約の理由、低コスト化になるとはとても思えないです。

つまり、1つは、この内訳の一式、人件費一式1,100万。これは、どうしてそんなに1,100万かかるかという内訳がなければ、低コスト化が何にもわかりませんよね。ですから、少なくともこの内訳について明確にしないと低コスト化は図れません。つまり、随意契約の理由がなくなってしまうです。

ぜひ、この辺をきちっと業務の内容について精査して、今後、より低コスト化に努めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、4番の鳥居佳史君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。1時30分から再開をいたします。

休憩 午後0時16分

再開 午後1時30分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

7番 若園正博君の発言を許します。

若園正博君。

○7番（若園正博君） 議席番号7番、創生クラブの若園正博です。

ただいまは藤橋議長より発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

これより質問席にて質問させていただきます。

まず初めに、防火・防災の支援隊の活用についてお伺いさせていただきます。

現在、女性消防クラブとして、軽可搬操作法、消火栓操作法、消火器使用訓練、屋内消火栓操作法などの訓練がございますが、現状、こういった訓練は続けておられるのでしょうか。

そして、また今年度、消防団の勧誘活動として一翼をお願いする女性消防隊の活動状況についてもお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの若園議員の御質問にお答えします。

女性防火クラブにおきましては、現在、防火活動の啓発活動を主に行っていただいております。初期消火等の訓練におきましては、各自主防災組織によって、その中に女性防火クラブも入っていただいております。訓練を行っていただいておりますのが現状でございます。

また、今年度10月1日から、瑞穂市消防団に女性消防班を設置いたしました。女性消防班は現在10名の団員から構成されており、女性特有のソフトな面を生かし、火災時には被災者ケアなど、平常時には児童を対象に火災予防啓発などを行うことを目的として設置されました。

10月以降の活動といたしましては、11月5日のふれあいフェスタ2016に啓発物品の配布を行いました。300個の啓発物品を用意し、午前中に配布を終える予定でありましたが、配布開始から30分足らずで全てを配り終え、改めて女性の持つ明るさ、優しさが市民に親近感を与えてくれるものだと実感したところでございます。

今後は、年末夜警、出初め式等式典に参加し、火災予防啓発を重ねていく予定をいたしております。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） そういった形で女性消防団というのはつくられておるといふふうに私も認識はさせていただいております。

広報活動、啓発活動、こういったことも防火についての活動としては重要やとは思っております。実は他町村のほうで、新聞にございましたが、各務原消防団が機能別団員の募集ということ始めております。実はこれは、中津川及び関市も同じこうした活動の導入をしておるわけでございます。この中に、女性だけではありません、もちろん女性消防団も入っておりますが、地元の学生を対象とした消防団誘致、そしてこれは、機能別ということは操法をやったり消火活動に出たりということではなく、地域の防犯活動を主に務めておっていただくという組織でございます。

瑞穂市にも朝日大学という学校がございます。こうしたところとも連携をとりながら、そして女性消防団等も活用しながら、こういった啓発活動を進めていくというお考えをお持ちかどうか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 本市では、女性消防班による啓発、物品配布、消防団による夜警、春と秋の火災予防パレード、小学生による火災予防ポスターの作成と、ふれあいフェスタ及び総合センターでの展示会等を行っております。女性消防団におきましても、この機能別消防団の一部でございます。

また、さきの条例改正により消防団への学生の入団が可能となりましたので、朝日大学との連携をとりながら学生による消防隊の結成、若い人材による消防団の活性化などを検討してまいりたいと考えております。

あわせて、学生消防団員認証制度の導入により、消防団経験のある学生を就職活動で支援する仕組みについても導入を検討してまいりたいと考えています。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） そういうようなお考えをお持ちということで、結構かと思えます。

学生たちを通し、地元の消防活動というものの理解を深めていただき、将来自分もそういった団員として地域のために働こうといった意欲を持ってくれることこそ必要ではないかと思っております。別の団体ではございませんが、朝日大学の学生さんは非常に地域ボランティアに対しましても協力的でございます。私の進めておりますBBS会員のほうでも一生懸命地域に働きをしてくれておりますので、ぜひともそういった意欲ある学生を我々の中に引き込んで、そして活用していただけたらと思っております。防火・防災には危険が伴います。その点は十二分配慮した活動を進めていったらいいかと思っております。

もう一つ、先ほどの質問の中に子供たちの防火の意識を高めるための活動ということがございましたが、我々も地域子ども会の中で、12月、この暮れになりますと、地域を夜回りとして子ども会のほうで回らせていただきました。現在、そのようなところはございますか。総務部長でもよろしいし、教育長でもよろしいんですが、お伺いできたらと思っております。それと一緒に、学校のほうでもどういった活動をされておるか、お伺いさせていただけたらと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 本市では平成27年度4月より瑞穂市少年少女消防クラブを設立し、市内の小学5・6年生の児童が活動をしています。現在、夜警への参加はしていませんが、春の火災予防週間に消防団が行う火災予防パレードにおいて、消防車両に同乗し、巡回を行っております。

また、今年度は防災キャンプとして避難所体験を行い、段ボール間仕切りの体験や炊き出しなどを行いました。市内の総合防災訓練においても、クラブとして初期消火訓練に参加しております。

来年度からは対象を小学4年生に拡大してクラブ員の募集を行い、児童の防火・防災に関する意識向上を図っていきたいと考えています。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） そうした子供たちも防火に努めるよう啓発活動としてやっていただければいいんですが、もしよろしければ、こんな備品があればいいんですが、はっぴとか、拍子木とか、いろんなものを地域に貸し出せるような備品の備えはあるんでしょうか。ありませんでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 備品関係につきましては、現在、自主防災組織に対する補助金として出ておりますので、その中で検討できればと思いますが、現在のところはございません。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） ぜひ要望があればそろえてあげて、そして防火啓発に努めていただけるようお願いしたいと思います。

そしてもう一つ、以前にも私、この場でお願いしたと思うんですが、先ほどのお答えの中にもございましたが、消防団のOBを中心とした地域での防災活動のところに組み込んで入れていくということですが、こうした協力していただける方々に対する何か消防協力支援隊というような、わかるようなものがあればと考えておるんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 当市では消防団を設置して防火・防災に尽力をいただいておりますが、平日の昼間の火災となると火災現場へ出動できる人員は限られているのが現状でございます。

現在、消防団経験者の方などを対象に、市民消防隊として平日の昼間に火災出動可能な人員の確保、組織化を検討しております。近隣市町の動向を参考にしながら、隊員へのヘルメットやベストなどの貸与を考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） ありがとうございます。そうして皆さんの力をかりながら、防火・防災に努めていくということが必要ではないかと思っております。

それともう一つ、私、実は先月ですが、地元で火事がありました。そのときには百何名の消防団の方に集まいただきました。そして、第1発見者は第6分団でございました。第6分団は、何か来年の県大会操法への練習をやっておったと。そのさなかに、すぐ100メートル先ぐらいで火災が起きたわけでございます。早速駆けつけ消火に当たってくれたわけでございますが、燃えるものがちょっと厳しかったもんで2時間半ぐらい鎮火にかかったところでございます。

そこのところで私、一つだけ重要な協力者というのを思いついたわけでございますが、実は電力会社に勤めておられたOBの方がお見えでございまして、消火活動、水をかける前に、まだ電気が通電しておりました。そこで、その方が早速電柱で、とりあえず仮に電気を切っていただいたという経緯がございます。一番消火に重点を置かなきゃならないのは電気の通電の部分でございます。なかなかその部分が切れないと消火活動が大変ということで、我々も事故が起きるところでございますが、この支援隊の中に、今後もしろんな名簿をつくられていくということでございますので、こういった電力会社にお勤めになられていた方ないしはガス会社にお勤めになられていた方なども一緒に組み込んで対応策を検討したらいいかと思うんですが、

いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの現場でのいろんな対応でございますけれども、特に地元の方、いろんな御経験がある方が自主防災組織の中に入っていただいて、現場にいち早く駆けつけていただける態勢をそれぞれの自治会の中で、組織化の中で経験者を入れていっていただくことが大切かと考えますので、今後も自主防災組織の会議の中で、そういう話し合いの中で入れていっていただきたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） わかりました。ありがとうございます。そういった言葉も行政のほうからつけ加えて出していただけたらと思っております。

先般も地域で防災について話し合ったことがございますが、災害に遭ってまず初期活動して行くことは何が大切かという、向こう三軒両隣、あそこにおじいちゃんがおった、ここにおじいちゃんがおったの近所でのおつき合い、そしてその場で起きた状況においてみんなで救出活動を行うということが非常に大切ではないかというような話し合いも出ておりました。高齢者の避難に手助けすること、そしてその中で防災経験者、防災リーダーを確立して、そして安全に命を守るという行動に入るべきかと考えておりますので、ぜひとも今後ともよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、公園・歩道の木々の防除についてお伺いさせていただきます。

公園の木陰などとなる木々、または緑豊かな通学路・街路樹に、アメリカフウ（楓）といったような木を植えておると思っています。非常にこの木には大量に害虫がつくということで、白い毛虫の発生が多くことしも見られたということでございます。今現状では、かなり枝も伐採していただいておりますが、今後もまた夏にもこうした害虫の発生が見えてくるわけでございます。

そこで、地域の方は、大量の害虫の発生によって通学路が遮断されたり、地域の住宅の庭木、家庭菜園に被害が出ているといったような訴えがございしますが、このような訴えに対しての防除の方法について、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 現在、市内の道路や公園には多くの樹木が植えられておまして、その管理を私どもが行っております。ですが、害虫の駆除にはとても苦慮しているところでございます。特に西地区においては、街路・公園等には、先ほど議員が御紹介になりましたアメリカフウ（楓）が植えてあるわけなんですけど、ここに発生する毛虫というのはアメリカシロヒトリというガの幼虫で、全国的にも多く発生しておると聞いておりますし、柿や桜等の一

一般的な樹木にも多く発生しているというふうな状況でございます。

現在、国の通達によりまして、病虫害の発生や被害の有無にかかわらず、定期的に農薬を散布することをやめて、日常的な観測によって病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分の剪定や捕殺、機械的除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めるようにとされております。当市でも、捕殺、剪定、整枝による防除を行ったり、薬の飛散を抑えるため、樹木に粒状の農薬を直接打ち込み、飛散を防止する方法で行っておるところでございます。

このような現状の中、先ほど議員の御指摘にありますように、ことしの8月には風や人けがない早朝5時過ぎに消毒を行った際に、大量の毛虫が歩道に落ちて、ラジオ体操へ行く児童が歩道を歩けずに車道へ迂回したといった事例がございました。

今後、散布のタイミング等も含めまして、飛散の少ない粒状の打ち込み農薬等を併用しながら、市民の生活環境に悪影響を及ぼすことのないように適切に樹木管理を行いたいと考えております。

先ほど議員から御紹介がありましたように、既にそういうところにつきましては、強剪定といひまして、今までの剪定よりちょっと強目に剪定したりして、できるだけそのような発生についても防止したいというふうに考えておりますので、何とぞ御理解のほどよろしく願いいたします。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 極力こうした防除活動に努めていただきたいと思うわけでございます。

周りの住民の皆さんは、早く切ってほしい、伐採してほしいという要望ではございますが、瑞穂市の緑が豊かで多いまち、そして快適な安全なまちの推進をする観点から防除作業を進めていただけたらと考えておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

引き続きまして、今回の質問の中には何度も同じような質問が出ておりまして、重複する点がございましたらお許しいただきますようお願いいたします。

高齢者の交通支援についてお伺いさせていただきます。

本田団地連合会が実施主体となり、運営協力金100円で利用できる買い物支援についてでございます。

毎週火・金曜日の午前10時出発で、1便につき5名の乗車で事前登録必要、そして他地域への同様の動きで、今回もモデル事業として、こうした地域での支援活動を広げていけんかという願いをお伺いさせていただくわけでございます。

実はこれは買い物支援サービス、平成26年6月に同僚議員が提案され、平成27年3月31日に社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会が買い物等支援事業を本田団地で開催されたわけでございますが、この支援の内容につきまして少し御説明いただけませんか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 若園正博議員の高齢者の交通支援の御質問にお答えをいたします。

瑞穂市内の地域で買い物支援事業については、庄田議員の御提案により、平成27年3月に本田団地において最初に開始され、毎週火曜・金曜の2回実施をされています。現在では、買い物支援を初めとするボランティア活動として28名が活動されています。実はこの会を卒業された方も55名あるということで、これについては、この組織がしっかり確立されており、次の世代へと送っていくような活動ができているというようなことで、こちら市役所としても、この活動はモデル的であるというふうに考えています。

活動内容も、クラブ活動や地域の活性化事業、パソコン学習など、それぞれの活動内容は、自治会活動へのバザーへの参加や野菜・花の無人販売、さらにはタイヤ交換なども行ってみえます。

その後、市内では牛牧団地と呂久地区においても開始され、現在は3地域で買い物支援が行われています。これは、社会福祉協議会との連携により、各地域のボランティアの方々の協力により成り立っております。

現在、買い物支援を行ってみえるボランティアの方々は、1回につき2人体制で行っておられます。ボランティアの方々も高齢化が進んでおり、継続的に実施されるにはボランティア、サポーターの方の育成、マンパワーが必要となってきます。そこで、社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座やいきいきサポーター養成講座の開催により、地域で介護支援を支える仕組みをつくってまいります。

以上が、この地域における買い物の支援ということで、このように本田団地における取り組み、買い物支援活動をモデル、手本として、他地域のほうにも浸透させていくということを考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） わかりました。それを、私も他地域のほうももっとこうした支援を受けることができないかというふうにお伺いしたいと思うんですが、どのような方法、どのような形であったらいいのかをお伺いさせていただきますでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問の他地域のほうというのは、市内全域に進めるということについては、介護保険法の改正により介護予防・日常生活の総合事業の中で、要支援者の方の多様な生活支援のニーズを支えていくために、そういう生活支援サービスへと発展させることが大切になるんですが、これにはもう少し課題があつて、もう少し整理していく必要があると考

えています。

現在、3地域で行われている活動を高齢者の生活支援で市内全体に広げていく仕掛けづくりを考えていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） ぜひそうした仕掛けづくりを早く進めていっていただきたいなというふうに思うわけですが、例えば、事例でございますが、各校区活動の中でそうした団体、組織をまとめていくというようなやり方で進めるといったことはできないものでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問の校区活動の中でということになりますと、現在進めております地域包括ケアシステムの中の生活支援の中でも位置づけられるというふうに考えていますので、よろしくお願ひをいたします。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） わかりました。小ぢんまりと、そうした中での、そうした高齢者への支援の活動の輪を広げていっていただけたらと思っております。

時期的にはどのような時期になるか、いま一度、どのくらいの時間がかかるかということですが、お伺いできますでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問の地域包括ケアの構築というのは、現在スタートしたばかりということで、課題も多いということで、ここ2年ぐらいはかかるというふうに解釈はしておりますが、できる限り、これも高齢者の方のための日常生活支援になりますので、早く進めていきたいと考えています。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） わかりました。きのうの御答弁の中にでも、障害者・高齢者に対するタクシー利用サービスのチケット配付というようなこともお伺いしております。これと同じように、いろんところで支援の輪を広げていただきたいと考えております。

それでは引き続きまして、私は穂積駅前に交番の設置をしてはというところでお伺いさせていただきます。

実は以前から、北方警察署で穂積派出所及び巢南派出所のほうの要望を質問させていただいたんですが、現状、非常に配備がよくなってきておるように思います。巢南交番でも、のぞきますと、おおよそ昼間は必ずどなたかお見えになって配置されておられる。そして、そこにお

見えになった警察官の方も、戸別訪問、地域訪問ということで活動の輪を広げていただいております。

恐らく、私はなぜこうした必要があるかという、事が起きたとき、バイパスとかいろんなところにあっても、いかにも来ていただく、いわゆるタイムレスポンスの領域内での警察が来ていただけるという思いでお伺いし、こうした配備をされたわけですが、この穂積駅、乗降客が非常に多い中で、お客さんの目というか、いろんな方が出入りされるわけですが、犯罪の起きる前に、いろんなところで警察のお力をかりながら、ここで防止する、とめるといったところにも駅前交番というのは必要ではないかというふうに思っております、いかがお考えでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 現在、岐阜県内には98の交番がございます。北方警察署管内については、旧の穂積町を所管する穂積交番と旧の巣南町を所管する巣南交番を含め5つの交番がございます。穂積交番につきましては、穂積駅から徒歩圏内にあり、現在、交番長を含め13名の警察官が勤務していただいております。これは岐阜南警察署管内の県庁前交番などと同規模であり、岐阜県下では最大規模の交番であります。また、交番長につきましては、市の要望に伴い、本年4月の定期異動により交代制から日勤制の警部補を定数配置していただいております。

現在の交番の統廃合の流れの中で、交番の新設は難しいと聞いております。現在、市内の犯罪や交通事故の発生は落ちついており、穂積駅周辺での犯罪や交通事故もふえている状況ではないことから、新設の要望については慎重にならざるを得ないと考えております。

現在、毎週水曜日に瑞穂市民や駅を利用している人たちが集まり、JR駅拠点化構想の策定に向けていろいろな意見が出されております。そのうちの一つに、駅前に街灯が少なく、暗い道を歩くことに不安を抱いていることから、街灯の増設や駅前に交番を設置してほしいという意見が出されております。

今後、JR穂積駅拠点化構想が立案され、その中にJR穂積駅に交番の設置が入っていた場合や、入ってなくても駅周辺の治安について大きく変わる状況になりましたら、駅前交番の設置について検討していきたいと考えています。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） そういった前向きに検討していただけるということでございます。

現状、ある地域の企業のほうの方、路上に防犯カメラを設置しておられるわけですが、犯罪の中で北方警察署より協力を求められるといった事案もございます。いろんなところで、いろんな方が出入りするところがございます。そうした中で、犯罪の抑止力、とめる意味でも、この駅前の交番というところ、そして明るく、防犯カメラの設置なども必要ではないか

と思っております。

先ほども総務部長が言っていただきましたが、ぜひ今後も穂積駅拠点化構想の中で交番の設置といったところはいかがなものか、お考えをお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 先ほども申し上げましたとおり、拠点化構想の中でいろんな御意見を聞く中で、設置がどうしても必要であれば、考えていこうと考えております。

○7番（若園正博君） わかりました。ぜひとも将来的には必要になってくると私は思っておりますので、こういったところ、設置していただければということをお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、7番 若園正博君の質問は終わりました。

続きまして、17番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番、民進党瑞穂会の松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして5点について質問いたします。

まず最初に、中小企業振興基本条例と公契約条例の制定について質問いたします。

市内には、個性豊かで、さまざまな可能性を持つ中小企業が数多くお見えであります。中小企業は創意を工夫しながら、新しい商品、サービスに努めております。また、技術の開発や事業の開拓などに積極的に挑戦し続けております。また、事業活動を通じて雇用や税収への寄与を初め、まちづくり、災害対応など地域社会に貢献するなど、重要な役割を果たしております。

中小企業が安定的な事業を続けていくためには、国では平成26年6月に中小企業振興基本法が制定されております。ことしの3月議会で、この条例を当市も制定していただけないかと質問したところであります。

そこでお尋ねしますが、現在、岐阜県内市町における中小企業振興基本条例の制定状況並びに公契約条例の制定について質問をまずします。

公契約条例につきましては、岐阜県と大垣市が既に制定されておりますので、ここでは中小企業についてお願いします。

次に、2点目の件でございます。

平成28年3月の議会において、こういった内容を質問したときに、都市整備部長はこのように答弁をされております。小規模企業の得意とする顔の見える信頼関係などを生かすことによる潜在需要の掘り起こしの推進、自己表現や生きがい、社会貢献のための経営が地域の活性化に資することから、商工会、支援機関や行政など関係者が連携して支援できる体制を構築していくことが重要であると話されておりますが、今日までどのように進んだのか。また、この条

例の制定はいつの予定であるのか。

次に、3点目でございます。

これらの条例は、県内や市内事業者が受注の機会の確保、また労働条件や環境の整備、障害者の就業機会など、地域社会貢献に向けた条例であります。

そこでお伺いしますが、市長さんには大変お忙しい中でございますけれども、11月に労働組合の連合岐阜岐阜地域協議会から要望書、これは政策提言であります但し提出をされています。私もその席上におりました。そのとき市長さんは、部長会議に提出し、検討すると答えられておりますが、今日までどのように検討されたのか。

以上、3点について関係部長並びに市長さんの御見解をお願いいたします。

以下については質問席からいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） それでは、1点目の質問からお答えさせていただきます。

3月にも御質問を受けた際には、岐阜県内では中津川市と御答弁したと思っております。これは昭和38年にできました中小企業基本法ですね、こちらに基づいてできたもので、大分、中津川市としては古くに制定されたというふうに思っております。今回、平成26年6月に国が小規模企業振興基本法を制定してから、県内で条例を制定した自治体ということでお答えいたしますと、郡上市、恵那市、東白川村、七宗町、白川町の5市町村です。当然のことながら、岐阜県では県の条例として、この4月に制定が終わっておるという状況でございます。

2点目でございます。3月の答弁を受けて、その後いつ制定するかというような御質問でございました。

これは、ことしの9月の産業建設委員会の協議会の中で、瑞穂市商工会から市への条例制定の要望があるということから、現在、その協議会の中で協議を進めているところでございます。条例制定に向けて、今後も委員の皆様方と協議を進めてまいりたいと思っております。

3点目は、この11月の下旬に連合岐阜からの政策提言ということで質問でございました。

このことにつきましては、瑞穂市の特性を生かした仕事をつくるということについては、瑞穂市は若者のまちであり、起業する人も多いことから、先ほどと同様に、瑞穂市商工会と連携して、経営、財務、人材育成、それから販路開拓の4項目の指導項目を設け、まずは起業者が事業の持続的発展ができるような知識を習得できる相談場所が案内できる体制を整えていきたいと思っております。

それから、4つ目に公契約との関係性という話になれば、公契約につきましては岐阜県で1年前に制定されておるわけなんです但し、公契約の中では、県の公契約条例を見ますと、県が発注する工事についてはできるだけ県内の業者を使うようにというような中で、瑞穂市でも同じような瑞穂市の公契約条例をつくるとなると、市内業者をできるだけ公契約の相手方にするよ

うにという意味であれば、市内の小規模企業者の受注の機会がふえるというふうにも考えております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 中小企業のことを私が3月に質問し、商工会から5月に出てきておりますね。ですから、きのうの答弁じゃないですけども、教育長さんの答弁じゃないですけども、子ども権利条約の質問をきのうされて、その答弁の内容を聞いていました。大切なものはすぐ設定せないかんという教育長さんの御答弁でした。月日もたっています。ですから、この条例については私はすぐつくらないかんと思っておりますので、ここは強く要望しておきます。

今回はたくさんの質問がありますので、とりあえず次の質問をいたします。

3歳未満児待機児童対策についてでございます。

12月現在の待機児童は何名かということですけども、せんだっての会議の中では23名と聞いておりますけど、これを確認します。

そして、29年度4月入所の申し込みはもう既に終わっております。その申し込み状況、それから入所予定者は何名になるのか、そして待機となるお子さんは何名なのか、お答えを願います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 12月1日現在の未満児、対象が未満児ですけども、待機児童数が31名です。

それから、29年度4月入所の申し込み状況についてお答えします。

8月29日から9月15日まで、保育所入所の申し込み受け付けを行いました。その後、期間外の申し込みも含めて、10月末現在で3歳未満児が257名、3歳以上児が241名の申し込みがありました。

この方々に対して11月末に結果通知を発送したところですが、結果として3歳未満児においては入所の内定ができた方が208名、それから案内できなかった方が44名、転出等で申し込みを取り下げた方が5名となりました。

3歳以上児については、内定した方が238名、申し込みを取り下げた方が3名となり、3歳以上児については全ての方に案内ができております。

よって現状では、3歳未満児の44名が隠れ待機も含めた待機児童数の見込み数となっております。ただし、毎日随時期申し込みがあることや特定の施設への入所を希望することで内定を辞退する方々がいることから、3歳未満児の44名の隠れ待機を含めた児童数は、変動するということを御承知おきいただきたいと思います。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 保育園へ入所する方は全員で446名で、待機が44名ですか、そういうお話ですね。

次に関連してくるんですけれども、別府保育所の東棟の改修、これはことしの9月の答弁によります、12月末には完了しますよと。したがって、その施設においては21名の受け入れが可能であるというふうにお話をされております。そのときには、保育士の確保が困難であるからという話もされておりますが、その後の状況についてお伺いします。

また、この1月からはその施設へ何名が入所できるのか。そして29年度以降、この施設は待機児童解消枠というふうに説明されております。待機児童解消枠として活用される計画であるというふうに述べられておりますが、御所見をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 別府保育所東館の定員21名につきましては、面積基準においての定員のことになります。保育士確保については、保育士就職チャレンジ研修を開催し、潜在保育士を発掘して就労へつなぐように現在進めております。今年度4回実施し、中保育・教育センター、それから穂積保育所、牛牧第2保育所、別府保育所で計22名の受講者がありました。現在、受講者のうち3名の面接を12月21日に実施する予定でおります。確保できた保育士に見合う基準人数の児童を受け入れ、調整事務を同時進行している状況です。

また、年度途中の随時、それから保育の必要の度合いが高い児童の入所申し込みがあります。この児童は保育士の確保とともに入所させていますので、待機児童に定義されることなく入所していきます。よって、子供を預かっている数が年度内にふえているにもかかわらず、統計上の待機児童が減らない状況となっているのが現実です。待機児童の数よりは、実際に預かっている未満児の実数を評価していただきたいと考えております。

それから、もう一つの29年度以降の待機児童解消枠としての別府保育所東館の関係ですけれども、別府保育所については、こういうような状況で、保育士確保ということが重要な問題になっているということで、今現在、保育士チャレンジ研修でも3名が受験を申し入れているということで、この保育士のいかんによって今後の東館の保育の状況が変わってくるということもありますけれども、当然、先ほどの入所申し込みの結果については、4月以降も21名を受け入れるという前提のもとに配置した数字ですので、努力していきたいと思っております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 昨年と比べますと、保育所の定員というのは、それについては29年度は446名という状況なんで、昨年より10名程度微増という話でございます。

これは、牛牧第1保育とか穂積保育所、そういったところは給食設備等がないということで3歳児を受け入れてないよね。結局、市民のニーズに応えていないということであります。このままこの数年間、そういった整備するという候補に挙がっている保育所をそのままに置いておくのか、至急そういった待機児童を解消するために、その施設を何らかの形で改修してやるのか。

例えば、岐阜市のほうで聞きましたんですけども、既設の保育所の一部、例えば廊下を改修して待機児童対策をとったという事例もございます。ですから、該当している整備される保育所についても、まだまだ先のことでございますから、そういったことについてそのままほかっておくんじゃないかと、この間整備して受け入れるというようなお考えがないのか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 穂積保育所にしても、牛牧第1保育所にしても、そういう施設は当然、廊下を使って部屋をつくるなんていうことは、できたとしても調理場がない限りは、つくらない限りはそういうことはできません。ほかの保育所にそうやってやったらどうかという考えもありますけれども、未満児がふえるということは、結局、調理室の規模もまたふやさなければいけないということが考えられますので、その辺が、人の確保と、部屋を確保したはいいが、それに伴う調理師の確保とか保育士の確保、この辺が現在難しいという状況ですので、その辺を御理解願いたいと思います。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 次長さんの説明によりますと、調理場がないと言っているんやね。これはわかっています。ですから、それを改修すればいいだけで、改修して受け入れるようにすればいいんですよ。できないですか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 改修すればいいということをおっしゃいます。それはそのとおりです。改修すれば調理場ができますが、ただし今我々は保育所整備というところで新しく建てかえるという方針を出しておりますので、そちらのほうを優先してやりたいということを考えております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 建てかえるのは、例えば29年度じゃないでしょう。まだ先のことでしょう。この間をどうしてやるかということですが、待機児童対策を。ですから、既設の保育所の給食設備がなかったら、それを改修・整備して受け入れ体制をやればいい、このように言っておるんですよ。

次に行きますけれども、いろいろと民営化の話が出てきております。市長は公設公営という話を昔から言っているんですが、途中からは民営化という話に方針転換、変わってきております。これについての説明ですね。市長さんじゃなくて、今後の保育所の運営を含めた話で、教育次長さんから御説明を願いたいと思いますけど。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 現在、瑞穂市では、先ほども申しましたように、保育所・幼稚園整備方針に基づいて、全小学校区に保育所の設置と、それから全小学校区での未満児保育が実施できるよう整備を進めているというところで、未満児の待機児童解消のために、限られた人材や、それから財源の中で利用者の求める多様化する保育ニーズに対応するには、弾力的な対応が可能な民間の力を活用した保育事業の展開が不可欠であると判断しております。

というところで、例えば民間に移行するというところで、平成27年度より就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴いまして、公私連携型の法人というような新たな手段が出てきました。これは、公私連携法人の指定を市が行い、それから教育・保育・子育て支援事業に関する基本的事項、それから市からの必要な設備の貸し付け、それから譲渡その他協力に関する事項、協定に違反した場合の措置等の協定を締結して、民間法人に設置のインセンティブを付与しつつ、市民、市によるチェックを機能させることができるよう、法律上の制度として構築されたものがあります。

例えば、こうした制度を利用することも一つの方法であるということ踏まえて、今後、保育所の整備計画を策定し、市全体の施設の適正配置を踏まえながら民営化を具体的に進めていきたいと、そういうふうに考えております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 新しい言葉が出てきました。この制度については平成27年の3月にもう出ておるんですけども、私は文教厚生委員会に所属しておりますけれども、9月以降の文教厚生委員会の中では、10月27日、11月22日に行われておりますが、そういったお話はありません。これは公私連携型保育所でございます。きのう突然、ある議員が質問したところ出てきました。

〔発言する者あり〕

○17番（松野藤四郎君） 委員会にないものが出てきて、私たち委員というのはびっくりしておるんですね。

それで、この中に要は特例が設けられて、地域の方も使えるような話をされております。これは児童福祉法の多分85条のどこかにあるというふうに私は解釈をしておるんですが、地域の方がその保育所を使えるよと。これは社会福祉法人とか学校法人が設立をして、市が無償で譲

渡する、あるいは貸し付けをすると、それに従って民間が民設民営で行うというような法律ではないかというふうに思います。

そこでお伺いしますけれども、以前から執行部は複合施設としてやりたいと、建てかえたいと、それは民間でもできますというお話をされておりましたね。今回、例えば穂積保育所がそれに該当した場合は、既存の建物を市が撤去して、その後、法人等が建物を建て、そして運営する、その一部に地域の方たちが使える複合施設を備えると。これは何らかの協定があるかと思いますが、市と事業者に対して。市はどのように考えているのか、まずお伺いします。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 複合施設的な建物を建てるというやり方は、大都市のほうでは、例えば老人介護の關係の施設と保育所を一緒に建てて、そこで老人と一緒に交流をさせるというようなやり方もやっておりますし、まだこの辺では少ないかもわかりませんが、そういうやり方もある。それから、今回のほうの公私連携法人、こういうものについても、地域の方々が望むような、そういう協定の内容を締結事項の中に入れて進めることもできる。

本来、この公私連携法人ができたのは、例えば公から民へ民営化するときに、公の教育、保育、こういうやり方を私立になったらそれを全部否定してやめてしまうというようなことがないように、公の保育の方針、教育を担保するためにこういうものができたということも聞いておりますので、これについては民営化を行っていくときに何を大事にするかというところが非常に重要なところで、今、議員が言われた地域の人も使えるようになると、そういう施設になるということなら、こういうやり方も一つの方法であると今は考えております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 対象になっている保育所については、平成30年に整備をするというような方向性が示されております。もう28年度は終わりです。あと1年少ししかありませんが、今の方法も一つの考えやという話ですけれども、それは最終的にいつまでにそういう判断をされるのか。そういうことになれば、地域の方々にもお話をし、こういった設備が要りますよと、そういうことも織り込んでもらなだめですので、それはいつになるのか。それがだめでしたら、そういった方法、民営化というか、そういった参入業者がなかった場合には市はどのように対応するのか。その対象になっている保育所について。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 先日の若園議員のときにもちょっとお話しさせていただきましたけれども、保育所の整備方針を策定いたします。できれば来年の1月中には委員会等でお示しをしたいと思いますが、その整備方針の中でそうした計画、例えばどういう業者が入るのかと、そういう要件等も、どういうプロポーザルでやるのかと、そういうことも含めて提示したいと

思います。できるだけ早く私のほうも進めたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私は強く要望するのは、私が最初に当選して最初の質問、6月に地区の要望としてコミュニティセンターを言いました。ずっと言い続けています。その間には2年間、土地調査費もつきました。それがいつの間にかなくなりました。これは地区の要望です。そこを含めて、穂積保育所を例えば民営化にされても、そういった地域の方が使えるようなことを今までも何回も言っておるんですよ。その実現のために言っています。

協議会か何かをつくられるという話ですけども、もう日にちがありませんので、いつまでにつくられるんですか、協議会。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 保育所の整備計画を大至急つくりたいということで、来年の1月には協議会等を開いていただきまして、そこで提示させていただきたいと思っております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 来年の1月に協議会を開くという話ですけども、3月までには結論が出るというふうに解釈してよろしいですか。そうしないと30年には施設の整備ができませんよね。よろしいですか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 私のほうも早くつくりたいということで一生懸命努力しますので、よろしくをお願いします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 十分心に受けとめておきます。

次に行きます。

当市の待機児童解消は、公ではなく民間主導に依存していると考えられます。これについての論議は別として、市内のある事業者が企業主導型保育所を平成29年6月に開園しようとして進めておみえであります。6月の私の一般質問での回答によりますと、この事業は国と事業者との直接補助となりますので市は関与しないと答弁されておりますが、再度市の認識をお伺いします。

あわせて、多分答弁では財政的には援助ができないという話をされるかと思っておりますけれども、要は利用者が従業員であっても地域からの利用であり、市が待機児童解消を含めて財政的に助けることは間違いありません。普通であると、民間が保育所新設、あるいは整備する場合は、

市からの助成はすごい金額になるはずであります。今回の補正予算には、清流みずほで9,195万6,000円があるように、市の負担が多額になることは明らかであります。この企業主導型保育事業には何も支援をしないということではいけないと思います。全国には、前橋市のほか、このような企業主導型の保育事業に補助金を出しております。設立時には多くの費用がかかるはずであります。特に当市では待機児童対策となりますので、例えば私は備品などの購入、そういったのにも支援していいというふうに考えますが、これについては副市長の見解を伺います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） それでは私から。

企業主導型保育事業は、事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育ての両立に資することを目的としております。市町村の計画的整備とは別枠で進めることが可能であり、設置の際や利用の際に市の関与を必要としません。

利用定員の50%以内で地域枠を設定することができます。この地域枠は従業員以外の地域の児童を預かることができますので、待機児童が発生している当市にとっては、受け入れ体制を用意していただけるということで大変ありがたいと思っております。

市からは待機児童の解消に協力をお願いしていますが、もともとこの事業が計画されたころより、待機児童の解消に協力したいとの強い思いでおられたということも聞いております。保育所を建設するときに、認可の保育所であるか認可外であるかということが重要になってきますが、企業主導型保育所については一応認可外であると。しかし、国の補助金は4分の3、最初から国が補助をしてくるということで、この辺、市町村を通らなくてもスムーズにできるようということで考えられていると思います。

そこで市としては、この企業主導型保育所開設に当たって財政的援助は今のところ考えておりませんが、施設整備や運営の相談等に可能な限り協力をさせていただきたいと考えております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 要は補助金対象の事業じゃないということですね。

副市長に聞くんですけども、他市町といいますか、先ほど御紹介しましたように、全国ではその事業者に対しては補助金といいますか、そういったことをやっているんですよ。ですから、29年度の予算に含めて、29年6月に開園しますので、それに間に合うようにひとつ御検討願うということで強く要望しておきます。

次に、オリンピックの関係ですね。オリンピック候補選手による地域活性化事業についてで

ございます。

これについては、先般の総務委員会で修正案が出されておりますけれども、一般市民の皆さんについては詳しい内容がわからないということで、質問をさせていただきます。

オリンピック候補選手による地域活性化事業については、12月9日の総括質疑において実に7人の議員から質疑がありました。こんなことは今まであったのか。私が議員になってから初めてでありました。そこで、本日は多数の傍聴者もお見えでございますので、一度聞いていただきたいと思います。

そのときの総括質疑の内容をまとめますと、オリンピック候補選手による地域活性化事業、総事業費1億4,940万円は、市民からの要望でなく市長の発案であり、副市長、政策企画監と3人だけで相談されてきたというものであります。議会への説明は9月2日の全員協議会で、事業規模や地方創生推進交付金に幾ら申請するのかも不透明な説明でありました。

その地方創生推進交付金事業を申請したが不採択となった。その理由は、地方創生には該当しないということである。地方創生事業に該当しなかった事業が、再度ハード事業として地方創生推進交付金事業として申請しても見込みがあるものと考えられない。このオリンピック候補選手による地域活性化事業の目的は、地域ブランドと瑞穂市のイメージアップ、人口交流の拡大などである。これが本当に市民が望んでいることか。また、地方創生移住・定住などにつながるものとは考えられせん。

そこで質問をいたします。

長良川河川敷の活用については、この6月議会で私が一般質問をしております。都市整備部長の答弁によりますと、5月19日に国土交通省木曾川上流河川事務所主催の護岸完成視察会が行われ、参加された方からは、高水敷を公園や遊歩道に整備してはと現地から要望があった。具体的な内容は、地元とも協議して国に要望したいというように話されております。

そこでお尋ねしますが、地元とはどこを言うのか。地元といつ協議されたのか。

また、オリンピック候補選手による地域活性化事業は、総合戦略事業にも計画はない。また、第2次総合計画にもないのであるが、どのような整合性を考えて、いつ国へ申請するのか。内閣府地方創生推進事業局の資料では、11月下旬に受け付けをし、1月中旬を目途に交付決定すると書いております。先般の資料によりますと、1月から動くというようなものでございましたが、整合性がなっておりません。

そして、今回の補正予算に計上されたオリンピック候補選手による地域活性化事業400万円とオリンピック候補選手の練習コース整備費1億4,000万については、市民の望むものではないことから、限られた財源の有効を常に口にしていく副市長に、本当に他事業より優先して実施するものであるか。例えば、みずほバスの路線増や高齢者の健康づくり、待機児童対策など、優先して行うことが間違っていないのか。副市長は事あるごとに、いつも限られた財源であるか

ら優先順位をつけてやっていくという発言に反するものであり、もっと言えば無責任と言わざるを得ません。

また、ソフト事業不採択にもかかわらず、補正予算に400万円計上するのはおかしいと考えます。

そして、工事費に1億4,000万円、設計委託費に900万円は公園費になっております。それについてもお伺いしたいと思います。これについては会派説明ではお話がございました。

以上について、御答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 簡潔にということになるのかなと思いますが、流れだけ御説明するのにちょっと時間が必要ですので、お許しく下さいませ。

私が考えておりますのは夢のある事業、例えば今回、東京オリンピックで小池知事が、いろんなさまざまな面から、どうしても私たちは節約はしなきゃいけません。だけど、この部分は投資ですとおっしゃっておられる部分もあろうかなと思います。まさにそれと似たような部分がございます、今回の河川敷、高水敷のところですね、ここで全国から尚子ロードのように人を呼べる、そしてこのまちの方々にさすがだなあと、若者のまちやなあとということで御理解できるような全国的な競技会が開ける、そのようなことを朝日大学の山崎監督から3,000メートルあればできるということを伺いました。

それと同時に福祉、私自身が考えますのは誰しものが福祉でございます。でも、これから福祉の経費、物すごくたくさんお金が要することも当然でございます。ただし、このまちにとってみたら、生産性のある方々の移住・定住でどうしても来てもらわなきゃいけない部分もございます。30代の方、40代の方、この方々もここ最近、私どもへ移住・定住で来てもらっております。その方々に、瑞穂ってこんなまちやよというところで誇れる、例えば尚子ロード、それからもっと極端に申しましたら、ちょっと話が長引くことをお許しく下さいませ。

三重県の鈴鹿市、鈴鹿サーキットがございます。鈴鹿サーキットで日本グランプリが開催できなくなりました。以前ですね。それと同時にホンダ自動車、こちらも元気がなくなりました。それで大きな大会はほとんど開けなくなりました。そのときに鈴鹿の市民の方々、がっかりされました。そしてその後、何が起こったかといいましたら、やっぱりこのまちで誇れるものが欲しいよね。そういったところから市民の多くの方々から署名運動が起こりました。もう一回グランプリ来てよ、8耐やってよ、24耐やってよ、私たちのまちはサーキットを生かしたいんだというようなことで雰囲気が変わってまいりました。そして再度、鈴鹿のまちでとり行われるようになりました。そしたらどうでしょう。多くの市民の方々が、私、鈴鹿の市民だよと勇気を持って言われるようになりました。

今、私たちのまち、例えば今回の「ちょっと気になるまち みずほ」、これもそうです。私、

津島の市長さん、日比さんだっただと思いますが、この方と市長会で話をしているときに、ところで津島、名古屋駅まで何分で行けるんですかと聞きましたら、1時間ぐらいかかってまうと。ああそうですか、うちは30分弱なんですけどと言いましたら、君、いいこと言うな。それは、まちが売れるぞ。絶対名古屋の人たち、また一宮の人、江南の人、君のところへ移住・定住するよ。やってみなさいよ。

それと同時に、岐阜県知事からも、何とかこの岐阜、「岐阜」という漢字が書けるように全国へ売り込んでみたい。そのときに私、思いました。私どもの瑞穂市、新聞で見ましたら、瑞浪市、瑞穂市、どっちが書いてあるんやろう、迷うときに皆様方も経験あると思います。それと同時に名古屋の方にとってみたら、今度、アジア大会が開かれます。瑞穂グラウンド、こちらもあると思います。つつい瑞穂区という解釈になろうかなと思います。

そんな中であって、多くの方がツーリングバックに自転車を入れて、家族と一緒に、この瑞穂へサイクリングに来てくれたらいいなあ。そんなふうになり、それと同時に今私たちのまちに3つの中学校がございます。この中に、お名前は伏せさせていただきますが、一生懸命3,000メートル走っている双子の女性がいます。お母さん、どっちが1秒速いやろ。そんなことで物すごくやきもきしておられます。でもその方、必ずや成長します。

そんな方々に私は、国が整備をしてくれて、整地をしてくれて、放っておけば、また太い太い柳の木が生えてきます。雑木が生えてきます。ほかの今の18本、一級河川がございますが、その中に雑木が生えて困っているたくさんの河川があると思います。以前も、ここの議員の方からも、雑木どうするんや、根尾川ひどいやんか、どうするんやということで洪水の危険性がございます。そういったところからも、雑木の管理もできる。それと同時に、私たちは輪中の集合でございます。そんな中であって、川の中で走る、ランニングする、マラソンをする、自転車に乗る、そういったところから金華山を眺め、鈴鹿の山を眺め、そして水の流れ、その中であって輪中を意識する。それと、堤防の状況を意識する。それから、高水敷というものはどういふものでしょうか、これを意識するというので、私はそういった意味から夢おこしだと思っております。どうか御理解くださいませ。よろしく願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 夢と希望のある瑞穂でございますけれども、高橋ロード、尚子さんの件をお話しされておりました。地理的状況が全然違うと思うんですね。例えばコースをついた場合に、長良川右岸の堤内のほうにここはコースをつくるという、瑞穂市はね。岐阜市もそうですよ。忠節橋の周辺ですけれども、あれは県道になっています、岐阜市は。ですから、車が通って、下も住んでみえます。瑞穂市は堤防の中にできます。県道は岐阜河渡墨俣線といいますが、今度は右側の天王川寄りにありますね。ということは、その中でサイクリングロ

ードとかやるわけですけども、そして一般市民も使えると言いますけれども、非常に防犯上悪いということです。岐阜市では、尚子ロードはすぐ皆さんの車から見えますね、下が。瑞穂市の場合は今度はつくっても見えません。そういった危険性もありますし、年に2回、3回は、あそのコースについても増水をするということで、年間現在900万円という維持費を見ている。さっきから出ておりますけれども、もっと多額になるというふうに考えております。

したがって、この事業については、ただ市長の発案。これはいいですよ。その中で進めてきたのは3人でやってきたということで、まず庁内でもそういったいろんな議論はされていない。ましてや市民にもそういったお話がされていない。地元説明もしていない。そういうことを考えますとこの案については、オリンピック選手による候補のサイクリングロードについては、最終的には反対をせざるを得ないというふうに考えております。

時間的な関係がございますので、次の質問に行きます。

庁舎の将来構想については6月にも質問をしております。毎年毎年2億円の積み金をしながら、15年後には整備をするという話になっております。最終的には巣南庁舎を廃止し、2庁舎体制を廃止して、いろいろ課題が4つあるというふうに説明もされてきております。

15年後先ということになりますと、現在の建物については、御承知のようにいろいろコンクリも亀裂があります。屋上へ行きますと、紙があつて雨漏りしますというふうに書いてあります。そういった施設をまだまだ十何年もたせるのか。私はそういうことを考えますと、一刻も早く土地の購入を含めた話で進めるのが当然ではないかというふうに解釈するんですけど、執行部の御見解をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの松野議員の御質問にお答えします。

将来構想につきましては、若園五朗議員のときに答弁させていただいたとおり、今後の将来構想ということで1庁舎体制とするということを基本方針と決めております。また、その構想の中では、土地取得費及び備品を除いた建設費を約40億円と試算しております。急激なそういった歳出はほかの施策に影響を及ぼすことから、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、今後の進め方といたしましては、行政サービスの向上や防災拠点としての市庁舎の機能がどうあるべきか、複合施設としてPFI等の他の財源確保の可能性等を盛り込んだ基本構想を立案するために、パブリックコメントや市民検討委員会を立ち上げ検討するなど、市民の皆様の御意見を賜りながら進めていきたいと考えております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） そういったお話を承っておりますし、29年度事業ヒアリングシートにも、そういったようなことは書いてあります。それに従ってやっていただくことは結構です

けれども、この間において維持管理費が非常にかかるということが想定されます。建物も国体前につくってありますので、年月も経過しております。そして、この建物については、1階は使用できません。2階、3階に一般市民等、あるいは事務等ということで、非常に狭隘な設備でもあります。バリアフリー化もされておられません。したがって、15年先というんじゃなくて、ある程度の基金、資金めどが立ったときに、早急に整備をされることを強く要望いたします。

最後に、旧穂積庁舎の撤去でございます。これは、穂積駅の南にあります昔の穂積庁舎、最近までは駅南公民館、それで使用しております。この庁舎は非常に老朽化し、また現在空き家となっており、非常に防犯上危険な状況であることは御承知であります。平成24年3月に一般質問をいたしました。その後、撤去費用及び請負工事業者も決まりながら工事を断念した経緯があります。今日まで地権者とどのように対応されてきたのか、その経過と現状についてお聞きをします。

そして、一般市民には空き家対策何とかかんとかと言われておりますけれども、市が率先して解消する責務があるというふうに考えております。どのようなお考えか、お伺いします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 旧庁舎、いわゆる駅南公民館の撤去につきましては、平成25年に施設の老朽化や敷地の有効利用のために施設の取り壊しを計画し、同年、工事の着工前に近隣にお住まいの方へ家屋調査を実施しているときに、隣接の方から工事の中止を求められました。そのため、工事を進めるために平成25年から27年にかけて数回協議を持ちましたが、合意に至っておりません。

この間、工事については、繰越明許、事故繰り越しを行い、予算を2年半繰り越しておりましたが、交渉がまとまらず、平成27年には工事も断念せざるを得ない状況となりました。

さらに、平成28年には、この施設周辺において境界確認ができていないこともあり、解決案を提示させていただいておりましたが、理解を得ることができませんでした。

ことしに入り、再度関係者に面会し、現地で話し合いをいたしましたところ、この付近の境界問題だけではなく、他にもいろいろある境界問題について同時に解決してもらいたいという要望がございました。つまり、この施設の撤去だけでは話し合いが進められないと主張されておりますが、今後も駅南公民館撤去に向けて粘り強く交渉を進めてまいりたいと考えています。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今、総務部長から御答弁がありました。企画監にも聞こうと思ったんですけども、それを含めた話をされておりますので、これは別として。

ある情報によりますと、今の建物を一部改修してどこかに貸し出すような話を聞きました。これは本当でしょうかね。あそこの建物があいて、中に入って人がおったという話も聞いてお

りますけれども、そういった情報があります。

今の総務部長の話ですと、粘り強く交渉しながら撤去するという話と相反するわけですが、どのような状況かお尋ねをします。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 今の議員の御質問に対してお答えいたします。

今進めておりますJ R穂積駅圏域拠点化構想推進事業の一つの中に、にぎわいを取り戻すという事業がございます。その中で、市内からにぎわいを取り戻すお店を出店していただくことを計画しております。そのうちの一つとして、今の駅南公民館の一部を利用いたしまして、数カ月ではございますが、そのにぎわいを取り戻そうということを計画しておるところでございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それはどんな事業ですか、中身的に。詳しく聞きますと。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 今考えておりますのは、駅利用者の利便性に即した新たなにぎわいをつくるために、それぞれのイベントといいますかアイデアを募集しておるところでございます。募集対象者は、満20歳以上で瑞穂市内に住んでみえる方、あるいは勤めてみえる方、それから瑞穂市内で行っている法人の方々を対象としております。

また、応募条件は、提案内容がコンテストの趣旨及び目的に合致していること、また1日おおむね3時間以上かつ1週間のうち4日以上の上の営業ができることなどを検討しております。

したがって、この場所につきましては、今は旧駅南公民館と、それから本巢縦貫道沿いの1軒を予定しておるところでございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 総務部長からの答弁とは食い違うわけですが、今回、いろいろと質問をさせていただきました。こういったものについては、市民とか議会にも資料をお示しして意見をいただき、そして理解してもらう、これが本当の議会制民主主義だと思っております。今回、副市長には一度も答弁がございませんでしたけれども、市長はいつも、市民、議会にも資料を出し、説明し、意見をいただき、理解してもらおうというふうに答弁されております。一度手を胸に当てて。私の質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、17番 松野藤四郎君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩いたします。3時20分から再開をいたします。

休憩 午後3時05分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 議席番号12番 広瀬武雄でございます。

ただいまは議長のお許しをいただきましたので、修正発言をさせていただきたいと思ひます。

私の昨日の一般質問の3項目めにおきまして、災害時緊急時透析医療体制の整備と確保についての考え方につきまして福祉部長に御質問を申し上げた折に、当市における腎臓疾患はどのくらいかという質問の中で、音声データを確認いたしましたところ、「疾患」ではなくて「欠陥」というふうに言葉が発せられたと。こういう事実が確認できましたので、大変関係者には不愉快な思いをさせたと思ひますので、ここできちんと改めて訂正をさせていただきますので、議事録のほうも含めまして御訂正のほどよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ただいまは広瀬武雄君から、昨日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によりまして訂正したいとの申し出がありましたので、許可をいたしました。

それでは、ただいまから13番の堀武君の発言を許可いたします。

堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武、議長のお許しを得ましたので、一般質問をしたいと思っております。

まず、市庁舎の活用に関することについて質問をしたいと思っております。

瑞穂市周辺の市町村では、庁舎建設が終わった北方町、岐南町などがあります。また、今後数年に建築が明らかになる岐阜市、大垣市、各務原市などがあります。瑞穂市は今、どちらにも所属していない現状であります。この件に関しては、9月議会である議員が発言され、それによって急遽出てきたようなものと理解しております。建設に向けて将来構想案が示されたものですが、これも基金2億円を来期に積むための方便のような気がしてなりません。

今後15年間は現庁舎を活用するというものでありますけれども、15年間は現在の空き家と計画的に活用されているとは決して思われません。市民、議会の誰にも意見を聞かず、急遽、泥縄式に発表した単なる新年度予算で2億円の基金の確保のための計画であると思われません。まさに場当たりの、これでは市民の理解が得られるのか甚だ疑問であります。こんな重要な案件が、9月の議員の一般質問からわずか数カ月のうちに出てくるという姿勢は、耳ざわりのよい、すぐに飛びつく棚橋市政の体質をあらわしていると思っております。いまだに下水問題も何の進展も示されておられません。市の利用だからといって急遽作成されたもののようにあり、将来が見えない駅前開発も、オリンピック候補選手による活性化事業も、全てが場当た

※ 訂正発言

り的な発案であると思っております。2年間になろうとする棚橋市政は、最後の当時の堀市長の、職員からも、市民の間からも不満があったように、場当たりのなという批判がたくさんありました。それと同じように、今の棚橋市政はわずか1年と9カ月において、このような場当たりのなことが出てくることに、非常に私、議員としては危惧を申し上げておきます。そのようなことを含めまして、自席で質問をさせていただきます。

では、質問をさせていただきます。

現在、巢南庁舎の教育委員会が手狭であるため3階に移動するということであるが、その必要と、この案がベストであると考えているのか、お聞かせ願いたい。

また、巢南庁舎の未利用な部屋の状況、特に1階の会議室、3階の空き部屋の利用等をどのように考えているか、お聞かせ願いたいと思っています。

ちょっと項目が多いものですから、要点だけ端的にわかるように御説明をお願いします。以上。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） それでは、堀議員の御質問にお答えいたします。

現在、教育委員会は2階に4課が3室で配置されていますが、そのうち学校教育課と幼児支援課が一室で執務している状況です。しかし、学校教育課と幼児支援課が一室で執務するには容量的に無理があります。部屋が狭く、窓口相談スペースも2課で1カ所しかなく、市民の方に不便な思いをさせていることや、幼児支援課は子ども・子育て支援法の制定により業務が増大し、職員も増員されております。このため、放課後児童クラブの社会教育指導員と子育て相談員、合わせて3名が別室で執務しておりまして、非常に連携がとりにくいことから、各課一室とし、窓口相談スペースを十分確保したいと考えております。

2階に余分に一室確保するには、相談室を除いては大会議室がありますが、事務室として利用すると大会議室としての機能がなくなってしまいます。こうした状況から、2階で4課4室は確保できる状況ではないので、3階にもともと事務室として利用していた空き室があるので、この一室を利用して教育総務課だけを移動させ、教育総務課の跡に学校教育課を配置する考えです。費用はキャビネットと事務機器に抑え、施設改修は極力生じないような工夫をして進める計画です。

この3階の部屋の確保につきましては、部長会議でも諮り、同意を得て、企画部、総務部、巢南庁舎管理部、関係各課と連携を図って進めております。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 松野巢南庁舎管理部長。

○巢南庁舎管理部長（松野英泰君） 教育次長に続きまして、未使用の部屋の今後の活用についてを御答弁させていただきます。

先ほど3階と1階にということですが、先に3階のほうから説明させていただきたいと思い

ます。

会議室として使用されていない部屋といたしましては、3階ですが、旧議会事務局室、旧の正・副議長室があります。旧議会事務局室の使用については、先ほど教育委員会より、お子様連れで来庁される方の多い受付や職員の増加により手狭となってきた事務室の確保として、この部屋の使用を提案されたところでございます。

この部屋は、もとは事務室でもあり、既に他の会議室にはないインターネットの配線がしてあります。施設としては行政関係の配線の追加で済み、大規模な改修も行わずに使用が可能であるため、適当でないかと判断をしたものでございます。

また、隣室の旧正・副議長室についても、この3階に移動する教育委員会事務局の来客者の方の対応の部屋に使っていただければいいのではないかと考えております。

1階につきましては3室ございます。使用日時といたしましては、約25%から70%の使用頻度で会議室として使用しております。庁舎将来構想案にもありますが、最小限の維持管理を行いつつ、使用頻度の少ない部屋もありますけれど、今は会議室をこのまま継続したいと思っております。

また、今後の機構改革等により会議室以外への転用がある場合においても、最小限の改修によって部屋等巢南庁舎を活用したいと思っております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） お金をかけないからということと言われますけれども、教育委員会が3階に上がって2階と云々という、理想的にはワンルームが本来は教育委員会の場合には一番理想だと僕は思っていますし、また監査からも部屋についての提言がいろいろあったと思います。そのことを考慮しながら、私は監査のときに巢南庁舎の議場を見たんですけれども、物置と書籍が一緒になっている。これに関しては、改修にお金がたくさんかかるとか、過去にですね、そういうようなことで検討もされていないような気がするんですよ。

だから本来は、今言うような形でいえば、教育委員会が大会議室を使っていればワンフロアになるし、議場を、あれは段々があるけれども、最初の状態では段々なんてあるはずがないんですから、ワンフロアでベタコンで恐らくコンクリートを打ってされて、それから内部改造でああいう形になっているだけだと思います。

だから、そういうようなことで、答弁されたって同じようなことを答弁されることだろうから、一回これに関して、このままいくのか、最低限でも、物置と、それから重要な書類が一緒になっているような、こんなばかなことは絶対だめですし、あれをワンフロアにして利用するにはどのぐらいかかるかという、何もお金をかけて云々じゃなくて、設計事務所なりそれなりに、どんなものかというアバウトを一回出してみたいと思います。答弁は、これに関して

はお願いということで、答弁はされますか。していただければ、物置に対するものをどうするのか、書籍等々云々するか、その点を簡単に答えてください。

○議長（藤橋礼治君） 松野巢南庁舎管理部長。

○巢南庁舎管理部長（松野英泰君） 御提案いただいたとおりでございます。今、3階の旧議事堂は文書保管庫というふうな形にしております。棚等、一部しか入っておりません。今後、乱雑に配置されておるところもございますので、簡易な棚等を使って文書整理を行いたいと思います。

また、床等の構造については、設計事務所に今現在問い合わせをしておる状況でございます。よろしく申し上げます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） よくその辺のことを検討していただいて、教育委員会も利用しやすいほう、市民のためにという観点から、お金お金と言うけれども、その分どこから出して云々するとか、いろいろ総合的に判断して、15年使うならば、その辺のこともよくよく精査、検討してやっていただきたい。それは特に副市長、市長、お願いしますよ。

さて次に、教育委員会が移動する予定であった総合センター2階の活用をどうされるのか。いまだに未利用であると思っております。それと同時に、浴室の老朽化が大分ひどい状況になっておると思うものですから、その辺のことをどのように考えているのか。というのは、総合的に云々で一緒に質問しますが、その2階に関していえば福祉総合センターなものですから、単なる市の会議室にならないように考えていただきたく、そして利用価値として福祉のための地域づくりの拠点や、市民協働とかの利用するような、そういうような方向性で総合センターの2階の社協事務所跡については利用していただきたい。

それから、なぜかこういうことを言うと、会議室が足りない、本会議室とかいろいろ足りないと、この本庁舎のことを言いますが、技術的にはどうかわからないから、それに関しては答弁も求めない点の一つ。第3庁舎の会議室の利用というのは、あれに関していえば、これは商工会のものではないはずですが、だから、その利用をしてやれば、会議室というのは確保できるはず。ならば今言うように、福祉総合センターの2階に関しては、福祉総合センターなものですから、これからのことに関しては、その利用というのをその方面でするのが当然なことなものですから、これに関しては福祉部長と、それからトップである副市長が、この使用に関して、特に福祉総合センターに関しては福祉に利用するというようなことをどう思っているのか、福祉部長と副市長、答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 総合センターにございます2階にあります社会福祉協議会が使って

いた部屋、現在は交流ルームというふうに位置づけて、福祉センターの中に位置づけるものになります。現在のところでは、介護予防教室の一環としての利用、昨年度にはモデル的に認知症カフェなどを開催し、現在は高齢福祉や福祉部に関する会議に利用しております。この交流ルームについては、今後、地域福祉高齢課または社会福祉協議会が進めます事業をする場として考えております。今後、対応が求められます認知症の初期のチェックツールとして導入を予定しております頭の健康チェックの実施や認知症の予防の相談会場として活用を予定していきます。

また、社会福祉協議会が、この同施設の同じところの1階にあるということから、社会福祉協議会と連携した学習支援などの事業にも利用していく予定でございます。

また、この交流ルームの前には椅子と机が置いてあり、市民の方にも利用していただくようなことも考えています。

もう一点の御質問の総合センター2階の交流ルームの廊下沿いの一番奥にあります浴室につきましては、月に合計で550人から700人の方の御利用がございます。設備については、総合センター開館後22年が経過しているところですが、大規模な改修の予定はしておりません。今後の利用者の動向や近隣施設の状況などを見定めながら、今後この運用についてはよくよく検討してまいりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） それぞれの庁舎につきましては、今後、新しい庁舎をつくるまで、どうしてもいろんな仕事が県や国からおりてきますので、手狭になっていることは事実でございます。庁舎建設についても、最低限、どんな建物をどのぐらいのつくるんだということの検討をするのにも7年から8年はかかると思っておりますので、とりあえずはまず貯金をためると、そしてからそうした検討委員会もまたつくって検討していくと。そしてから、だんだん事務については手狭であるので、今ある施設は、皆さんにまた御相談差し上げて、市民センターや総合センター、そして巢南庁舎をうまく活用させていただいて、できる限り新しい建物にお金というふうに考えておりますので、またいろんな御説明を差し上げると願いますので、よろしく願いします。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 前々から総合的に福祉を含めた建物の有効利用というのはずっと僕言ってきたんですよ。だから、一部過去にも副市長、新しいものをつくるかというような、福祉センターを言われた。そういう意味でなくして、全体の中で部屋をいかに有効利用して、最小限度の金額においてやるということを提案してきたんですけど、今言うように、教育委員会でも急に湧いたような話でないでしょう、その不便さは。だから、そういうようなことが

ふっと湧いたように感じられるようなことではだめだと言うんですよ。だから、そういうようなことを各部長に言ったら、あそこの3階の部屋はオーケーだったと。誰も使ってなきゃオーケーするに決まっているの。だからこそ、一番難しいところを使うに対してどういうような効果があるのか、それに対しては代案がどうあるかということを総合的に、縦割りではなくて横との連携をしながらいかなきゃ、それが行政だと思うんですよ。だから、言うように本来の形でいえば、ワンフロアで教育委員会、それプラス福祉云々というのは本来はワンルームでやれるぐらいのスペースがあれば、それはそれで結構なことですけども、なかなかそうはいかんでしょうからこそ、前々からわかっていることでしたら、よくよく検討して、急に出てきたような話ではだめだと。

だから、新庁舎でも同じことを言っているんですよ。本来ならば準備委員会を設けて、そして案をつくって、そこからしてそれをもとに行政、議会、市民、そういうような形で、それから検討をたたき台をしてやるというのが理想だと僕は思っておるものですから、だからそういうことがなしにやっていって、今、議会に相談したい、市民に相談したいって、それは遅過ぎる、話が。それはそのぐらいにして。

教育委員会の子どもいじめ相談ポストの認識についてお聞きしたい。

10月27日に開催された文教厚生協議会において、教育委員会のいじめ相談ポストの設置目的の認識が、随分かけ離れた発言がありました。これに関して、私はいじめ相談ポストに関しては、子供さんたちが学校で云々とか親さんに言えないようなことを公共の場であれば、そこに投書、悩みを知れば、行政がそれに関して取り上げて、そして適正なる判断をしてくれるという意味での相談ポストであるものですから、その辺のことの、あとのいじめに関しては若園議員とほかの議員がいろいろ権利でやって、これは僕は随分やってきているものですから、今さらそこでいじめられた子供の権利、そしていじめる子供に関しては犯罪であるということで、ずっと言い続けておるものですから、それに対して答弁を求めるのではなくして、いじめ相談ポストに関してだけ、教育長、課長が言ったように、学校は教育現場で全部体制をやっているから、いじめ相談ポストに関しては、外の人間がというか市民がこれに関して見つけたときに投書するポストだという趣旨のことをたしか言っているような気がするものですから、それは違うということだけの認識を持っていただきたいということで、教育長にその辺のことだけの、簡単でいいですから、あとのことに関しては、いじめに関しては若井議員も、それから広瀬武雄議員も権利のことでやっておるものですから、もう十分に聞いているものですから、その辺のことだけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 堀議員御質問のいじめ相談ポストの認識についてお答えさせていただきます。端的にということで、できる限り頑張ってお答えしたいと思っております。

まず確認なのですが、議員御存じのように、瑞穂市では平成27年7月に瑞穂市子どもいじめ相談ポスト設置取扱要領を定めて、子供たちをいじめから守るため、市内の6カ所にいじめ相談ポストを設置しました。その目的は、地域社会から広く子供のいじめに関する情報の提供を受け、寄せられた貴重な意見からいじめを解決し、またいじめのない明るいまちづくりを推進するためというふうになっております。いじめを見かけた人は、大人でも、子供でも、誰でも情報提供をお願いするものと認識しております。

本年度は、状況を報告しますと、落書き等もちょっとありましたので、それを除くと情報提供が3件ありました。3件のうち2件は、相手の友達から悪口を言われるというような訴えでございました。両方とも休日の情報提供でございましたが、その日のうちに総務課長さんのほうから教育委員会の学校教育課長に連絡がありました。直ちに氏名等を確認して、学校の管理職に伝え、そこから保護者や本人に連絡をして相談や支援に当たることがすぐできました。その後も、その該当する子供への見届けも行っております。このような形で、いじめ相談ポストの活用ができておるといふのも報告をさせていただきます。

今回、いじめ相談ポストの設置のあり方について、このように御質問をいただいたことで、我々教育委員会も再認識、再確認することができました。このことにつきましては、各学校にもきちっと連絡するとともに、また何らかの形で市民の皆様にも我々の認識の状況についてお伝えしたいというふうを考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 教育長の前向きに御答弁をいただいて、安心しております。

だから、いじめというのは陰険なものであって、犯罪であるということを重々認識されて、もう一つは親が悪口を言ったことが、子供がそれを聞いて、例えば福島原発の件でもそうですけれども、親がそのようなことを子供に漏らしたことに對して、子供はそれを真に受けて、それを相手に対して言うということも多いものですから、父兄に関しては、そのような悪口とかいろいろな批判というのを安易に子供に言わないようにということもぜひしていただきたいと思っております。

次に、高校生までの医療費無料化について質問をします。

10月より15歳から18歳までの医療費の無料化が実施されましたが、現状分析では予定どおりの支出で済んでいるかとお聞きしております。また、国保特別会計は3億円以上の繰越金を出しており、余裕があると存じ上げております。この議会の補正予算でも、保険給付費の増額はすることなく済んでおります。議会の補正予算でも保険給付費の増額はすることなく進んでおることですから、一般会計から国保会計への繰出金は今年度予算でも4億4,250万7,000円になっております。その中で、その他一般会計繰入金として計上している7,683万9,000円を高校生

までの医療費に充てることができるのかということを質問したいと思っておりました。それができれば、今年度予算が半年分で2,400万ですから、十分に足りるかと考えております。この繰入金とは法定外であり、何も繰り入れるように決まっておるものではないはずで、国保会計では多額の繰入金を出し、さらに基金に積むという会計に、法定外に一般会計を補う必要があるかとは考えられません。この件に関して副市長はどう思っているのか、高校生の医療費に充てたらどうか、その辺のことについて答弁願いたいと思いますと同時に、伊藤部長に関しては、いろいろなあれは文教厚生で聞いているものですから、可能かどうかという点だけお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの堀議員の御質問でございますが、端的にとということでございますので、まず1つだけ紹介をさせていただきたいと思っております。

医療費無料化の高校生世代、16歳から18歳までの実績ということでございますけれども、10月診療分の1カ月分、11月に審査をして支払いしておりますので、これについて給付件数が1,285件、給付額が258万9,187円でございます。これは全て外来診療というところで、28年度当初予算で積算しております1カ月分の試算額約490万円の約6割であったということをお報告させていただきます。

それから、その他繰入金のことでございますけれども、その他ということでは法定外ということでございますけれども、市の予算の算定するときには、今の波及増と言われる部分に関連する相当分、それから健康診査事業に係る所定の市負担分ということでは定めて、その合計額を繰り入れております。これを見直すには、新たなルールづくりが必要だと考えております。

さらに申し上げますと、平成30年度から国保事業の財政運営を県が担う県単位化が実施されることを踏まえ、財政の状況、変化ですとか国保の財政状況も視野に入れながら一般会計の財政状況を勘案し、法定外繰入金も含めて慎重に検討し、総合的に判断をしたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） どちらにしても、私たちも医療費について、できる限り質素儉約というか財政を切り詰めていきたいと考えております。ただし30年度、県で一本化ということがございますし、その試算についてどのようになるかというのは十分検討していく必要があるかと思っております。本来ですと、私どものまちは一番若いまちですし、まだまだみんな健康でいらっしやるということからすれば、全体的に県の一本化したときは、今よりまた大変になるのかなというのがみんなの気持ちではあるかと思っておりますけれども、全体的に予算をつくるに当たって見積もりをきちっとし、もう少しシビアに物事を進めていく必要があるかと思っております。

ますので、来年度予算のほう、また編成にかかるわけでございますけれども、それぞれの各自が市民の思いをきちっと胸にして予算編成をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願います。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 今回はできないという言い方、本来はできるはずだと思っております。なぜかといえば、国保税の医療無料化は無条件でやったんですけれども、いろいろな検討事項を僕らも言っていたんですけれども、無条件に押し切られてしまって、このような状況である。しかし、医療費に関していえば、もっとシビアにして、足りないときは出せばいいんですから、法定外で。これだけの金額を決めてから最初から出すという発想で出した以上は、そっちへ基金でもあれでも仕方のないという発想をしているからダメなんです。もっと柔軟に行政はやっていただかないと。出の話はたくさんある。入りの話はほとんどない。だったら、出に関してどのような形をとるのかともう少し考えて、最悪出さなければならぬというときには、議会の承認を得てやれば、議員の誰もその辺のことに理解のできないような議員は誰も思っておるものですから、もう少し議会を信用しながらやっていただきたい。

では、瑞穂市社会福祉協議会の役割について質問します。

9月議会において豊住園の虐待について質問をしましたが、私はこれに関して一つの区切りをして、そして前へ進めてということをやっているのですよ。何か私がどこにも行って調査もしなくてと言われるけれども、実質的には、ここで長く言いませんけれども、要するにこの件に関しての守秘義務というのは議員にあるんです。そして、保護がされなければならないんです。その辺の観点が全然わかってない。だからこそ言っているのよ。

では、その改善計画について社協からどのような話があったのか、あるのかだけ、ちょっと答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 福祉作業所の虐待を疑われる行為については、9月議会でも堀議員から御質問をいただいて答弁しておるところでございます。その後の市の対応は、社会福祉協議会より提出されました福祉作業所における虐待防止、再発防止の改善計画の対策として掲げられた5つの項目について進捗状況の報告を受けております。この内容については、この答弁ではお答えをしますが、計画に掲げられている事項については、予定どおり進められていることを確認しております。

もう一点、堀議員の言われるその後の対応というのは、福祉作業所の虐待を疑われる行為について、市民に説明するというような点もあったと思います。社会福祉協議会とは3回ほど協議をして、福祉作業所における改善計画の公開とか報告なんかも、ある程度市民のほうにお伝

えするようなことも必要ではないかということは社会福祉協議会のほうにはお伝えをしておりますので、以上で答弁とさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 私は、だからここまで来て、豊住園の虐待云々を表面的にせよと言っているのではないの。だから、体質改善をする必要があるから、社会福祉協議会に関して一つの反省材料をしながら、このように改善をしていきますから市民の皆様御理解をください、それだけでいいんですよ。何も無い。それを言っているの。その件はよくよく社協に対して、部長級が派遣されているんですから、よく市長も話をしていってください。

さて、瑞穂市障害者生活訓練場「ふれあいホームみずほ」の運営状況について、来年度もやるのかどうか。そして、私はこれに関して情報公開条例で取り寄せたんですけど、今回は真っ白で出てきておりますけれども、到底この内容を、これは公表できるような内容ではない、利用者云々で。だからこそ言うんですよ。この内容自体が本当に黒塗りであっても当然のことが書かれている。ただし、私も議員であって良識ある人間なものですから公表はしません。だからこそ、この障害者生活訓練場「ふれあいホームみずほ」の運営状況と、それからこれに関して返還をしたいというようなことで出てきている、その理由がそのようなことで出されているんですけども、私自身その内容等を見ると、生活訓練なのか、それとも一時的に利用者さんというか、豊住園の方が多いんだろうとは思いますがけれども、そういう方の一時的な預かりなのか、非常に微妙な点が多分にあるものですから、その辺のことを含めて今後どのような方向なのか、社協がこのままやっていただけなのか。それとも、これ出てきておるものですから、情報公開条例で取り寄せたらですね。だから、来年のことですから、ちょっと答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 障害者生活訓練場「ふれあいホームみずほ」は、指導員の援助のもとに日常生活に必要な訓練を行うことが目的と考えており、堀議員の言われるショートステイとは別に認識をしております。

社会福祉協議会より他の事業所で来年度から検討してほしいという意思表示を受け、今、市内・市外の社会福祉法人を中心に事業受託をしていただけるかどうかの可否について問い合わせしている段階です。しかし、今のところ受託事業者が見つからないような状況、または来年度においても見つからない場合においては、引き続き社会福祉協議会と協議しながら受託をお願いするような方向ではと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） なものですから、いろいろ大変なのはわかりますよ。だからこそ、そ

の辺がチームワークよく、福祉と社協が連携して、こういう問題に関しても当たっていただきたい。そして、トップは特にそうですけど、そのようなことに理解を持って、これからの福祉に関しては非常に重要な問題。これからの問題もあるし、学校教育現場におければ若いお母さんたちの問題、子育てに対する悩みとかいろいろな問題、雑多な問題があるというのは、雇用関係でも見られるように、終身雇用でない安定的な雇用というのがなかなかとれない。それと同時に、お母さんが働かねばならないような経済システムになっちゃっている。そのことを考えて、行政はどのような方向で市民を導くかということを実際に考えていただきたいと同時に、ただ一つ総務に言いたい。黒塗りの件、これに関していえば、いろいろ言いわけをされるけれども、後から出てきた真っ白な文章と、この真っ黒なのを見ると、よくよく精査して、そのことをやっていただきたい。その辺のことで、今度、この不服審査を出してあるものですから、審査委員からどのような形で出てくるかも私はわかりませんが、それによって真っ黒でオーケーで来るかもわからない。それはわかりませんが、そういうようなことで、私としてはこのことに関して不服があるものですから、不服を申し立てて委員会を開いてもらっております。だから、その辺のことだけは総務部長、よく考えて判断をしていただきたい。答弁はいいです。もうわかっておりますから、だからその辺のことでよろしく願いをいたします。

最後に、補正予算100万円の使い道について質問をします。

瑞穂市体育協会より、体育振興金の交付申請が出されております。これに関しては、最初、説明がないものですから、情報公開条例でとるか、それとも検討して文教厚生委員会に出してくれるかと、その点をお話ししたところ、教育委員会よりこれに関しての申請書類というのが出てきました。だから、これに関していえば、体育振興基金からの交付を要請しておるのですが、この内面のスポーツウエアとか木銃というのかな、いろんなことで、いつどこでどうする、使用目的というのが全然書いてない。そして、これは出したほうを悪いと言っておるんじゃないですよ。こういうことに関していえば、指導しなきゃだめなの。行政はわかっているんだから。だから、そういうことをしなくて状況判断について何もしてないからこそ、委員会で云々するといろいろな話が出てきて、私なんかは文教厚生委員長に、時間がないとか言われて話をとめられて、おかしいじゃないかと抗議を申し込んだら、委員長権限だ、委員長だと言われる。こんなことは初めて。委員長権限で発言をとめられる協議会なんて初めて。委員長権限だと。

だから言うように、この件に関していえば、まず1つ目、この補助金は体育協会に対して幾ら現在出しているのか、そして上限は幾らなのか。そのようなことをどう理解して、これに判こを押して回したのか、答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今回の補正予算につきましては、瑞穂市体育協会に所属する5団体

及び本部役員のユニホーム、ウェア等を購入するために要望に対応したものであります。

市の体育協会には25の種目団体が所属しており、体育協会の予算でこれまで岐阜地区体育大会、それから岐阜県民スポーツ大会等出場するユニホームを5年程度のサイクルで購入してまいりました。しかし、限りある予算の中で、全ての団体についてユニホームの更新が間に合っておりません。種目団体の中には、10年近くユニホームが更新できていない団体もあり、先延ばしをしている状況でありました。

また、毎年春から始まる大会日程の中で、平成29年度当初予算での購入では大会等に間に合わないということで、新年度を迎える前に準備したことから、この時期に要望ということであります。

体育協会につきましては、限度額1,350万という補助金の規定がありまして、現在は1,300と少し出ております。限度いっぱいではありません。そういう中で、この財源に瑞穂市体育振興基金を充てるということについて、平成26年の3月議会でこの基金条例を御審議していただいた中でも、体育協会の発展と、そこで精いっぱい努力している子供たち、選手のために、瑞穂市と体育協会が協議しながら活用していきたいという答弁はさせていただいております、こうした状況も踏まえて補正予算での対応を提案させていただいたものですので、御理解を願いたいと思います。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 私は、例えば100万出すに関していえば、補助金で出すということ自体が補助金交付要綱に抵触するわけ。1,350万の上限となっているのに、これも市民にスポーツ・レクリエーション等活動を普及奨励するための事業に要する経費ということで1,350万以内ということになって、1,350万云々で、上限でいけば1,300万だから、50万はこの要綱を適用してでもなる。しかし、この要綱をそのまま適用とすると、補助金に関していえば違反よ。そして、一番最後にその他の補助事業、市長が特に必要と認める事業とあるんだけど、これは該当しないと思う。これは新規の事業。なぜかという、これに関していえば、私は責めるわけではないんです、くどく言うように。これを受け付けて云々、市長まで行っているのに対して、体育振興基金の交付申請についてという形で——これ金というのは間違えておるんですから別にそれはそのまま——307万8,715円の基金があると。この基金は寄附になっていると思う。この寄附はどこからどのようにいつ出されたのか、ちょっと答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この寄附については、体育協会が瑞穂市に寄附したものですけれども、その前の段階で、経緯を申しますと、300万の経緯ですけれども、平成9年に当時の体育協会長の方が、体育振興のためにということで200万円を穂積町に寄附されております。穂積

町は寄附の意味合いから、また穂積町の体育協会に補助金として交付しておりますが、すぐに使途がなかったというところで、平成11年にそのほかの補助金と合わせて200万を繰り越して基金としたと、そういうお金です。これが平成25年の監査のときに、こういうふうを持っているのは余りよろしくないという御指摘をいただきまして、そのお金を体育協会は市に寄附をしたという内容のお金であります。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 初めてそのような状況が、最初お聞きしていたのは、直に200万を体育協会にというようなお話に聞いていたんだけど、実際的に平成9年に松野会長が穂積町に寄附をされ、そして平成10年に100万を、恐らくその100万というのは補助金の中で出た金額だろうと、これは推測ですけど、それを含めて300万という金額を基金に持っていったと。だから、それに関して監査のほうから、その金額というのは帳簿に載ってないと、どういう趣旨のものだということで話されたんだろうと推測します。

だから私は、今回、体育協会がこのような形で急に出してきたというのは、そのような経緯があるもんだから、いろいろな形である。だから、それは推測はいろいろしますし、体育協会としては、その出どころに関して、非常にこの金はこの金というこだわりはあるとは思いますが。しかし、もう市に寄附をした以上は公金なものですから、公金を使う場合に対して、公金の使い道というのがうたわれているわけ。そのうたわれているのに該当するのかどうか、よく精査しなきゃ。ユニホームが10年、ぼろぼろになったと。今までどうだったと。ほかはどうなんだと。

この中でただ一つ僕は、木銃の何ぼだったかな、これに関していえば備品的なこととして、これから銃剣道を普及するために木銃を買いたいという整備に関していえば当てはまるような気がする。ただ、ユニホームに関していえば、少し違うような気がする。出すんだったら、この辺のことを知りながら、これに関していえば、寄附をされて公金になっている以上、使用条件と合わないんだから、時期に関して云々なら一般会計から出すとか、何とか教育委員会で云々するとか、いろいろな方法をよく相談してやればいいのに、これに関していえば、課長じゃないけれども、これは密約的なことがあった、これを使うのは自分たちの金だというようなことを言われたんだけど、ただしそういうようなことが公文書であれば、皆さんの前で報告、こういうような公文書でありますといえれば、それは体育協会が使うものだというふうに理解しなきゃならないけど、そうでない以上は、瑞穂市全般の体育振興のための基金というふうになっているんですから、その辺のことを行政とよくお話をしながら、満足のいくような形での軟着陸点を設けなきゃだめ。それをいきなり、交付金に違反するような形で100万を上程してくる。おかしいでしょう。要綱を変えろと言うんだけど、補助金の要綱を変えて、例えば補助金の要綱を変えて金額を訂正するんだしたら、そんなことありだしたら、副市長が言うように、限り

なくふえていくでしょう。それをしたくないというんで、自治会のお金もとか、消防団団長のお金を下げるとかいろいろやってきているんでしょう。だから、市の方針とやっていることのギャップが出てくる。そんなことはやったらだめなの。

だからこそ今回は、百歩譲って私自身がこれに関して云々じゃないけど、文教厚生委員会から総務委員会に付帯事項で行っている。だから、それに関してよくよく精査して、今言うように出どころを、この補助金でなくして、どうしたら知恵が出せるかともう一回よく考えてやってほしい。そして言うように、6月、9月、10月かな。

[発言する者あり]

○13番(堀 武君) 6月やろ。9月だけ。6月に全部一遍に要るの。順番でしょう。だから、そのような形で、一遍に要るんじゃないくて、3月に予算づけしたってやれるわけ。だから、そういうようなことを踏まえて、この件に関しては何も取り上げた云々という、出どころの云々もわかっているんだから。ただし今言うように、平成24年かな、要綱が変わったもんですから、補助金に対して、云々で余った分は全部返還せよという、たしかそういうふうですね。だから、それ以前の問題だから、これに関していえば、本来は知恵を絞って、このような形でなくてできたのか。こういうふうになったことに関して理解をしてもらって、あとの件に関しては云々、最低200万だわね。100万は補助金だろうと思うもんですから。どのようにせないかんとすることをやっていただきたい。だから言うように、これに関していえば、補助金で出すことに関しては非常に問題がある。その辺のことで、誰が答弁してくれるかな、その精査をどうするのか。本来は一般会計のどこかから持ってきて、これに関していえば、申請書をもう一回つくり直してもらって、市長まで出ているんだけれども、基金から出すことに関して、補助金で出すことに関しては問題がある。基金はもう公金なんですから。だから、その辺でどういうふうを考えられているか、答弁願います。

○議長(藤橋礼治君) 高田教育次長。

○教育次長(高田敏朗君) おっしゃったとおり、平成24年に補助金の指針が出て、補助金で出して余った分には返していただくという方針になりました。それ以前については、補助金で出した分については、そのままそれぞれの団体が持っていたと、そういう事実も実際にあります。というところで、体育協会にしても、そういう前のことがあったものですから、そうやって持っていたという、それはまた御理解していただきたいと思います。

今回、体育協会からの要望書が出てきた件について、そこでもうちょっと指導できなかったのかということについても、確かに私どもも指導力不足ではなかったかということも反省しております。反省している中で、体育協会も1,350万の上限を変えるなんていうことは、そんなことはできないということは十分にわかっておりますので、それはできないと。そういうふうならどうするかということですのでけれども、この辺、体育協会も子供たちや選手のために一生

懸命頑張っておりますので、総務委員会でも御意見をいただきましたけれども、予算執行前に瑞穂市の教育振興事業補助金の要綱を、1,350万を変えない形で何とか対応できないかなというものを検討していきたいと思っておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 僕が言いたいのは、体育協会が悪いと言っておるんじゃないですよ。行政のミスを言っているの。だから、その処理にしたって、監査が悪いというように言われるけど、監査は悪くないの。指摘事項を指摘しているだけ。だから、そうならば行政側はどうしなあかんで、よくよく話し合っ、この平成9年に出てきている200万に関してはどうしたらいいか、もう少し精査してやらなくて、いきなり基金で。当時、誰が担当部局だったか知らないけれども、こういうようなことが多い。よくよく考えて。私もこんな形で一般質問するのは嫌なの、本当のことを言うと。だから、こんなことより半分ぐらいは前向きな話をしたいけど、堀は本当に前向きな話はなしと言われるかわからんですけど、ぜひぜひその辺のことをよく検討してみてください。よろしくお願いします。質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、13番の堀武君の質問は終わりました。

なお、本日の会議は議事の都合によりましてあらかじめ延長しますので。

続きまして、5番の小川理君の発言を許します。

小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

発言通告は5項目させていただいておりますけれども、1つは高齢者の外出支援、2つ目は小規模企業振興条例、3つ目は就学援助の拡充、4番目はシングルマザーの生活支援でございます。

以下、質問席にて質問させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、高齢者の外出支援についてお尋ねをいたします。

今度の議会でも一般質問の中で3人の方からも質問されておりますけれども、改めて私からもお尋ねをしたいと思います。

来年度からの新規事業としてタクシーの助成制度の案が示されておりますけれども、これは現在車を持たない高齢者が、買い物や医療機関に通院する外出手段を持たない高齢者にとって大切なものだと思います。同時に、きのうの答弁の中で、高齢者の自動車免許返納にも対応をしていかなければならないという答弁が福祉部長からございました。これも大切なことだと思いますね。自動車免許を返納したいけれども、返納したら身動きができなくなってしまうんじゃないかと。だから自動車免許を返納できない。そういう中で高齢者の事故が起きているということです。大変私はこういった高齢者タクシー助成制度は、高齢者の皆さんの大切な願

いだと思うわけであります。ぜひ来年度から実施をしていただきたい、お願いしたいと思いません。

同時に、このタクシーの助成制度が、高齢者の皆さんにとって使い勝手がええなというような内容の制度であることが必要不可欠だと思うわけです。ですから、その点についてどのような検討がなされておるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 小川議員の高齢者の外出支援の御質問は、昨日の若園五朗議員、森議員、そしてきょうは若園正博議員、そして小川議員ということで、たくさんの方から御質問をいただきました。高齢者の交通手段を確保するという、外出を促進するという、社会参加を促すというようなこと、それだけ重要なことであるということからの質問であるというふうに認識をしています。

また、別の観点からは、先ほども御質問の中にありましたが、高齢者の交通事故の多発から免許証を自主返納するという、その返納後の外出支援ということで、みずほバスがありますが、みずほバスのみでは、小川議員が御質問でも言われました高齢者の使い勝手のよい手段とはなっていないというふうに考えています。高齢者の交通手段の一助になるように、来年度から新年度予算に計上をしていきます。来年の10月に開始できるように進めて準備をしているところでございますが、ほかの質問の方と重複する部分がございますので、簡単ではございますが以上で答弁とさせていただきますが、75歳以上を対象にということを進めているところでございます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

今回の案でございますけれども、75歳以上の高齢者と同時に独居または高齢者のみの世帯、あるいは住民税が非課税と、こういったさまざまな条件が加えられておりますので、今後、こういったことも改めて検討を加えていきながら、この目的、高齢者の外出支援の目的が達せられるように、このタクシーの助成制度を豊かに発展させていかなきゃならんと考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

次に、質問項目の2つ目でございますけれども、小規模企業振興条例についてお尋ねをいたします。

これは、平成26年に小規模企業振興基本法が施行されまして、これまでは主に産業振興といえますと大企業を誘致して行うということが強調されがちだったんですけれども、そういった発想から、何よりも小規模企業、ここでいう小規模企業といいますのは従業員が5人以下のことを言うんですね、そういった小規模企業が現に地域経済の中で果たしている役割、地域経済

の中で中心になって支えておられる役割、またその地域での雇用の役割、ここに大きな光を当て、この基本法が制定されていると思うわけです。

ですから、岐阜県でもそういった点に立って条例が制定されておりますけれども、今、この瑞穂市としてもそれを検討しておるといことでありますので、そこでお伺いしたいと思いますけれども、瑞穂市にとってこの条例制定がどういう意味を持つのかと、その点、どのような考えを持っておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 小川議員の御質問にお答えいたします。

小規模企業振興基本法、それから岐阜県中小企業・小規模企業振興条例、この中では産学金官、さらには住民の役割が明記されておるところでございます。また、ことしの5月には瑞穂市の商工会から、小規模企業対策の一層の推進を図るために、小規模企業振興に関する条例の制定を市に要望されております。瑞穂市の商工会ですと、約76%がその小規模企業に当たるといことでございます。

この法律の意義といたしましては、人口減少、少子・高齢化によって市場が縮小傾向にある中、ネット社会、市場のグローバル化が進展し、地方にまでその競争の波が押し寄せ、小規模企業の事業を継続していただくだけでも大変な努力を要することから、事業の持続的発展を支えていくためにいかにすべきかが規定されたものと解釈しております。

瑞穂市といたしましても、国・県の条例等に倣い、中小企業、それから小規模企業の成長に合わせて事業の持続的発展を推進する必要性を十分認識しておりまして、瑞穂市商工会と、その支援政策を相談しながら、基本的施策の決定、またそれぞれの団体の役割の明記、また財政上の措置を行うこと、また支援機関や行政とが連携いたしまして地域経済を下支えする小規模企業の方が活性化されていくことに寄与するものと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、瑞穂市の商工会からの要望が紹介をされましたけど、私もそれを見ておりまして、小規模企業の政策に関する基本計画の策定を盛り込んだ条例の制定をしてほしいと、こういう要望でございます。先ほど言われましたように、小規模企業振興を中心に据えながらそれぞれの役割がありますわね。あるいは大学とか、金融機関とか、それぞれの中小企業団体の役割をもちろんはっきりさせないかんわけですけれども、そもそもこれの基本計画というもので申し上げますと、これまでは主に国からの施策に準じて実施をしていくというのが主だったのではないかなと思うんですけれども、しかし今度はそうではなくて、小規模企業の振興策というものは、地域内の循環型の地域活性化を目指すものだと私は思うんですね。これはどういうことかといいますと、大きな大企業が来まして、そこで投資をされても、投資に

よって得たものは、また瑞穂市から出ていってしまう。東京や名古屋に集中していくと。こういうような仕組みではなくて、瑞穂市の中で投資をされたら、またそれが循環をしていくというのが循環型の地域活性化だと思うんです。その中心的な役割を担うのが、小規模企業だというふうな位置づけだと思うわけです。

そこで、この小規模企業の条例制定を求める要望につきましては、商工会からも出されておりますけれども、あわせて10月26日には岐阜北民主商工会からも、この要望が出されておりますので、あわせて紹介もさせていただきたいなと思います。

そこでお伺いをしたいと思いますけれども、瑞穂市におきましても数年前に住宅リフォームの助成制度がございました。ところが、今はないわけですが、この住宅リフォーム助成制度が地域経済への波及効果をもたらしたものだと思うんですけれども、その点でちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今、議員から御紹介がありましたように、瑞穂市の住宅リフォーム助成事業につきましては、住民が住宅リフォーム工事を市内の施工業者により実施した場合に、その経費の一部を助成するという事で、市内の多岐にわたります事業者の振興、活性化を図ることを目的としまして、平成23年の11月から平成25年の3月までの間実施いたしております。

その実績、分析をちょっとさせていただきますと、平成23年度につきましては、5カ月でございましたが、59件の工事がございました。この工事費でいきますと4,970万円でした。このうち、当然市内の業者でございますが、受注した上位3社ということで申しますと、受注件数では30件、全体の51%、工事費でいきますと1,590万円、全体の32%を占めたという状況でございます。平成24年度になりまして、同じように工事の件数では160件ございました。工事費の合計では1億8,078万6,000円でした。これも受注した市内業者の上位3社で見ますと、受注件数は70件、全体の44%、工事費で申しますと7,351万4,000円と全体の41%を占めておりました。

特に平成24年度につきましては、1社が受注件数、工事費とも全体の31%を占めた結果となりました。市内リフォーム関連業者の方のうち、特定の業者に少し偏った結果であったかなあということも考えております。本来の目的でありました市内の多くのリフォーム関連業者の方に仕事が行き渡ったとはちょっと言いがたいのかなということで、冒頭申し上げました目的であります市内の多岐にわたる事業者の振興、活性化につながったかといいますと、いささか疑問の残るところでございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 市の助成制度に対することですが、市の助成金に対してリフォームの工事総額、つまり私がお聞きしたかったのは、その波及効果ですよ。これだけのお金を使って、これだけの効果がありましたという点で、ちょっと私、答弁がなかったかなあ、あったかなあと。もう一回お願いしたいんですけど。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 波及効果と言われますと、新たにこのリフォームで工事の売り上げがそれぞれの会社に出たという合計が、先ほど言いました24年度ですと1億8,078万の新規の工事が出たということでございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） なかなかちょっと答えてもらえんところがありますけれども、今、言われましたけれども、この住宅リフォームの助成制度は、特定の個人というか、あるいは業者の資産の形成に、そういうものではないと思います。市の助成に対して工事を請け負う業者の人も潤うし、また住宅環境もよくすると、その効果が非常に私は大きいんじゃないかなと思うんですね。ですから、改めてこの住宅リフォームの助成制度はぜひ復活させていただきたいと思えますし、同時に、今、全国的には商店、店舗をリフォームするといいますと、例えば商店の方々もお客様第一ですから、店舗を改装したいけれども、これはなかなかできんというときにも、店舗のリニューアルの助成制度というのが、今、全国的には広がりつつあるんですね。

ですから、何て言ったってお客様がファーストですから、こういった点でも、私はこういう店舗リニューアル助成制度もぜひ検討していただくべきではないかなということを思いますので、また引き続き議論をさせていただきたいと思えます。

次に、3つ目の項目でありますけれども、就学援助の拡充についてお尋ねをしていきたいと思えます。

2015年に政府が発表しました最新数値でありますけど、子どもの貧困率ですね、これが16.3%だと。つまり、約6人に1人は子供が貧困だと。しかも、この数値が年々ふえておるということが発表されました。これは既に御承知のとおりだと思います。

私がお尋ねをしたいと思えますのは、小・中学生の貧困対策で不可欠、欠かせないのは就学援助の制度だと思いますね。この就学援助の制度はどういう制度かといいますと、子供たちがお金の心配をしないで学校に通えるようにする、そういう環境の整備を図ることが大事ですけれども、これはまさに私は行政の責任だと思うんですね。義務教育における就学援助といいますのは、子供たちにとっても義務教育を受ける、セーフティーネットだと言いますけれども、これは本当に緊急課題だと思います。

そこで教育次長にお伺いをしますけれども、瑞穂市における就学援助の受給者の割合と人数

をお聞きしたいと思いますけど。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 瑞穂市における就学援助の受給者数は、12月1日現在で89人、受給割合は1.78%となっております。

○5番（小川 理君） もう一回、119人。何人。

○教育次長（高田敏朗君） ごめんなさい、89人。

○5番（小川 理君） 済みません、申しわけない。そして、パーセントは何%。

〔発言する者あり〕

○5番（小川 理君） 今、聞き取れなかったもので、もう一度お願いします。89人で。

○教育次長（高田敏朗君） 受給割合は1.78%となっております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ちょっと聞き取れなかったで、申しわけなかったですね。この数字が大事なんですよね、実は。

既に教育委員会に私、資料はお届けをしてありますので、紹介だけをさせていただきますけど、全国の就学援助の受給者割合といたしますのは、全国平均でいたしますと15.42%ですね。先ほど瑞穂市が報告されましたのは1.78%ですので、これはかなり差があります。

じゃあ近隣の市町と比べたらどうなのかということですが、本巢市は4.88%、北方は15.50%、これは大体全国平均ですね。安八町は7.56%、山県市は7.80%です。ですから、全国平均だけではなくて、近隣の市町と比べても余りにも受給者割合が低いのではないかなと思うんですね。県下のそれぞれの市町の状況もありますけれども、県下の中でも、これを見ますと、ちょっとこれはどうかなと、最低水準ではないかなと思うわけですよ。なぜそういう状況になっているかということでお尋ねをしたいと思います。

瑞穂市の就学援助の要綱というのがありますけれども、この中で就学援助を受けられる認定要件といたしますのは、住民税の所得割が非課税ということになっておりますね。これは、ほかの市町も多くはそういう状況になっています。私、本巢市の要綱を見てみましたが、やっぱりそういう条項はあるんですね。しかし、ところが本巢市の条項の中をずうっと見ていきますと、それだけではないんですね。

具体的なことを申し上げますと、本巢市の場合でいいますと、本巢市は認定対象条件として、生活保護の1.5倍というのを設けております。瑞穂市は、その基準がありません。それからさらに、本巢市の場合でいいますと、所得基準も明らかにしておるんですね。2人家族でいいますと、これはちょっと細かい数字ですが、204万5,231円、それから4人家族でいいますと312万2,819円というふうに、その金額にも、所得基準も明確になっております。この点でも、

瑞穂市の場合はその基準はございません。

ですから、私が思いますのは、瑞穂市がなぜ低いのかということだと思いますと、認定基準が余りにも他の市町より低過ぎるんじゃないかと思うわけですが、例えば生活の基準でも明らかになっておりませんし、所得基準も明らかにされておりませんですね。ですから、そうした問題について一体どのようにお考えなのかという点について、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 当市の就学援助に関する基準は、今、議員がおっしゃられたとおり、住民税の所得割非課税を原則として、なおかつ生活保護法に基づく保護の停止や、それから国民年金法に基づく保険料の減免、あるいは児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給がある方などを対象に認定をしております。他市町においては、要保護者・準要保護者の需要をもととする生活保護基準の1.5倍以内を対象としているところが多くあります。

現在、瑞穂市では生活基準に伴う認定基準は設けていませんので、今後、福祉部局と調整を図りながら、導入について検討をしていきたいと考えています。就学援助事業の拡充を図ることができる取り組みとして、今後において他市町の動向を視野に入れ、財政状況も踏まえながら基準を見直し、要綱等の改正についても検討を図ってまいりたいと考えております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それから、この要綱にかかわることでもあります。就学援助にかかわることによって御質問したいと思いますけれども、この就学援助の案内、方法、どのように行われているかということも大変重要なんですよね。瑞穂市におきましては入学説明会のみでありますけれども、それでは他の市町はどうなのかといいますと、本巢市や山口市はそれぞれの始業式でも追加の申請を案内して配布されておるわけでありまして。

これは、その後家庭の状況が変化する、例えば別居だったり、離婚だったり、失業だったりというような家庭状況の変化を踏まえますと、追加申請が必要だと思うんですね。ですから、そういう点でもぜひ改善が必要ではないかということとあわせて、もう一つ、就学援助の申請をどこに出すかという問題もあるんですよね。瑞穂市におきましては教育委員会に出すということですが、しかし県下21市の多くのところでは学校に出すということなんです。それは私、多分ですよ、違いが大きいんじゃないかなと思うんですね。教育委員会へ行って申請を出すというのは、ハードルが高いんじゃないかと思うんですね。だから日ごろ毎日、あるいは日ごろ日常で顔を合わせている学校に申請を出すという改善も私は必要だと、必要ではないかと思いますが、その点でも答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 就学援助に関する周知方法につきましては、就学時健診や入学説明会、またホームページ等で広報を行っております。他市町の状況を聞くと、入学式や始業式など、年度の途中でも学期の節目に案内を配布するなど広報しているところもあります。これは当市においてもすぐ導入できる方法でありますので、来年度より行うようにしてまいります。

また、申請の受け付けについても、現在は教育委員会の学校教育課のみで行っていますが、申請者の利便性の観点から、各学校と協議の上、市内小・中学校でも受け付けができるよう進めてまいりたいと思います。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

もう一つですけれども、これから進学、4月を迎えると新学期に入るわけですが、一番そういった方々が苦勞されるのは、小学校に入るときにはランドセルですね、それから中学のときには制服、制服の値段が5万円するとかね、そういうのがなかなか調達できいへんと、そういう点での苦勞が寄せられております。

今、全国でも就学援助の支給が3月に行われずに、通常8月になるわけですね。8月になるんです。そうすると、一旦は立てかえないかんわけですよ。ですから、そういったことから全国ではこれを前倒しして3月に支給して、そういうものを使って入学の準備をすると、こういうような自治体が全国でふえてきております。

ですから、ぜひこういうことも含めて、最後に教育長にお願いしたいと思いますが、就学援助の見直しを、今、社会的にも子どもの貧困がこれだけ大きな問題になっておるじゃないですか。そういう中で、こういうことにきちっと向かい合うということは私は必要だと思いますので、ぜひ教育長のほうから答弁をお願いしたいと思いますけれども。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 小川議員御指摘の就学援助制度の拡充について、特に入学に際する学用品のことについてお答えいたします。

その前に、先ほどの周知の方法、来年度からと次長が申し上げましたが、できれば3月期からでもと考えております。ただ、できるかどうかはまた学校と協議しますので、そういった考えであることを御理解ください。

小・中学校に入学する際の学用品につきましては、瑞穂市では現在のところ就学援助の対象とはなっておりません。新入学用品に関する援助対象については、議員御指摘のとおり、新入学の前に支給する自治体が今ふえてきているのが現状です。経済的な事情により就学が困難な方を支援する事業の一環として、認定の基準を見直して就学援助の対象を拡充していくことは、

行政の重大な責務であると感じております。まずは導入している自治体の制度を参考に基準を見直すとともに、要綱の整備を進めていきたいと考えております。

なお、高校に上がるお子さん方には入学お祝い金というのがございますし、これも情報提供で御理解いただければいいですし、もう一点、前回、学生服のリサイクルというような御質問をいただいたときに、新入学のお子さんを持つ御家庭への学生服、あるいは体操服のリサイクルもできるという仕組みも今整いつつありますので、そういった制度も活用しながらいろいろと図っていきたいと思っております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

要綱の見直しということになりますと、予算措置も必要になってくるわけですので、いろいろその点では御苦勞もあるかと思えますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

次に、最後の4項目めですけれども、シングルマザーの生活支援についてお尋ねをしたいと思えます。

ひとり親家庭の貧困率は54.6%だと言われているんですね。先ほど私、子どもの貧困率が16.何%と言いましたけど、シングルマザーの家庭におきましては、半分以上が貧困の中で頑張っておられると思うんですね。これは、経済協力開発機構の中で加盟する国が34カ国ですけれども、残念ながら最低ということになっているんですね。

私、そういう点では福祉部長にお尋ねをいたしますけれども、そうしたシングルマザーの生活支援のための実態、どのような実態になっているかと、そういうような調査を市として行ってこられたことがあるのかと。それから、ぜひその実態にしっかりと耳を傾けていただきたいと思えますけれども、福祉部長に答弁をお願いしたいと。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 子どもの貧困状態という御質問だったと思えます。

国のほうが、先ほど議員さんもおっしゃられましたが、6人に1人が子どもの貧困状態と報じたということから始まっていると思えます。これは、6人に1人というのを分析しますと、年間の可処分所得といいまして、年間の収入額から税金や健康保険などの金額を引いたものが可処分所得といいまして、その平均額が244万円になるということで、実はその半分の122万以下で暮らしてみえる子供さんの割合が16.3%あったということから、6人に1人というふうに言われています。

また、122万円で生活してみえる人の中のひとり親家庭というのが、先ほど議員さん言われた54.6%ということで、実は瑞穂市においても、実態調査までは言いませんが、ひとり親家庭の皆さんの水準を見させていただく機会といいますか、そういうことがあったときに、122万

円以下の中でという比率については、先ほど言いました54.6%とそんなに変わらないような数字であったということを御報告させていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

私、実態調査ということよりも、そういった実態に耳を傾けていただき、しっかりその状況をつかんでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

あわせて、次の質問になりますけれども、児童扶養手当というのがありますけれども、シングルマザーの多くの皆さん、この児童扶養手当を受けられております。実は、この児童扶養手当を受けておられるシングルマザーの多くの皆さんが生活保護を受給していないと、生活保護以下でありながら生活保護を受給していない家庭が多いということが言われておるんですね。

それで私、お伺いしたいと思いますけれども、じゃあ瑞穂市では一体どんな現状なのかと。瑞穂市でも、生活保護の水準以下でありながら、生活保護を受給していない人が多いのか、そうではないのか、ぜひ答弁をお願いしたいと思います。

これは就学援助と違まして、児童扶養手当は申請のときに所得を出すんですね。ですから、福祉事務所としてもシングルマザーの家庭、どのような所得になっておるかということはおわると思うんですけれども、ぜひその現状をお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 福祉部におきまして、ひとり親の家庭の方とのかかわりは、先ほど言われました児童扶養手当を申請される際、または現況届、そのほかには就労支援に関する相談、職能訓練といたしまして職に能力をつけていただくような、そういう訓練の学校へ行くような場合とか生活支援の相談、子育て相談というのでかかわってまいります。これらにかかわる件数は増加傾向で、より複雑な相談内容となっています。

児童扶養手当の申請をされる方の申請時や現況届を出しに見えるときには、ひとり親家庭の自立支援相談というのも行っています。本人、児童、そして世帯の状況、困っている内容があればその内容、生活のこと、養育費のこと、子供の子育て支援や就学のこと、住まい、本人の就労についてということで、心を開いていただければ、母子・父子相談員や家庭相談員、女性相談員、さらに就労については就労支援員が、それぞれの役割に応じて相談できる体制をとっています。

ただし一点だけ、養育費というのは別に課税所得にならないもので上がってこない収入がございますので、一概には言えませんが、生活に困窮している状態ということがわかれば、生活困窮者の担当や生活保護の担当へ引き継いでおります。

母子・父子相談員や家庭相談員、女性相談員は、相談内容が多岐にわたり複雑になってきて

おりますし、時間外や休日をいとうことなく、きめ細やかにそれぞれのケースに応じた必要な相談体制を連携を持ちながら進めています。

御質問にありますように、憲法25条による生存権の保障、生活保護などへの支援も差し伸べられているのかということについては、現在、ひとり親家庭、児童担当は、以前は生活保護の担当もしておりましたので、そのあたりには詳しい者です。母子・父子相談員、家庭相談員、女性相談員などの情報共有しながら意見交換しながら行っておりますので、以上で答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

一言だけお願いしておきたいなと思いますけれども、シングルマザーの家庭で生活保護水準以下の方には、福祉事務所のほうから、先ほど言われたように、憲法25条に基づく生存権があるんだよ、生活保護の申請は国民の権利として当然のことだからどうですかと、私、そういう呼びかけが、本当に温かい人間としての呼びかけが大変大事だなあとと思います。

全国でいろいろ問題になっておりますのは、水際作戦というのがあるんですよね。その水際作戦といいますのは、結局のところ相談に見えても、生活保護の申請権を侵害していく、こういうような対応が間々あるということで、これは間違いだと思いますけれども、ぜひそういうことではなくて、人間として温かい支援を差し伸べていただきたいと思います。

次の質問でございます。市民部長にお伺いをいたします。

シングルマザーの就労収入、つまり働いている収入ですけど、先ほど全国の水準よりも低いと多分言われましたけれども、数字が幾らかというのはわかりませんが、これは国の全国調査、厚労省の調査がありまして、全国平均は年181万円というようになっております。これは、この収入でもって一体国民健康保険税が幾らになるのかということですが、例えば母親が40歳、そして未成年の子供が2人おる平均的な3人の世帯の場合でいいますと、国保税は年間で約15万4,000円ということになりますね。一方で国民年金はどうかといいますと、年間で19万5,000円になります。これは私も教えていただきましたけれども、国民年金の場合でいいますと、所得が127万円以下でありますと、申請をしますと免除になるそうです。一方で、家賃は月4万円ということにしますと年48万円。そうしますと収入の残りは、先ほど言いました181万円のうち117万6,000円になります。これを月平均にしますと、約9万6,000円になるわけですね。この9万6,000円で、3人の家族が食べていっておると思います。

この9万6,000円から光熱費、あるいはその他の支払いをしますと、3人家族で1日の生活費ですけど、一体幾らのお金で食べておるかというのは、大体1,000円だと言われます。私、そういった方にもお聞きしましたが、やっぱり1,000円という方が珍しくない状況なんです

ね。こうなりますと、何を食べて3人が生活しておるのかということになるわけですね。これは本当に私、想像できるのかと思います。例えば子供は昼間は学校給食がありますから食べられるわけですが、朝は食べずに学校へ行っておるかもしれない。あるいは、夜は母親はダブルワーク、これも珍しくないですよ。今、トリプルというのも言われますけれども、夜もお母さんは働きに行っちゃって、子供だけで御飯を食べているというようなことがあるかもしれないですね。ですから、そういう中で、お母さんが一生懸命働いても、国民健康保険税が払えないぞと、そういう悲鳴が上がっておるわけです。

そこでお伺いしますけれども、一体このような状況をどのようにお考えなのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの小川議員の御質問でございますけれども、まず国民健康保険、あるいは国民年金はともに重要な社会保障制度で、国民健康保険税も国民年金保険料も法令に基づいたルールに従って納めていただく必要があると考えております。

国民健康保険税は被保険者の皆様に世帯単位で負担していただくこととなりますけれども、この負担をしていただくことで、皆様には医療機関の窓口で自己負担をしていただく際、基本的に3割の負担で済む制度ということになっております。国民健康保険税には、先ほど小川議員もおっしゃられたように軽減制度がありまして、あるいは国民年金保険料にも、前年度の所得額に応じ、保険税が免除になる、あるいは納税猶予の制度がございます。

こうしたことを御存じないようでしたら、そういう制度もございますので、担当しております医療保険課の窓口で御相談いただくとか、そういったことを御紹介していただけないかなと思います。

それから、先ほど福祉部長のほうからもございました。児童扶養手当ですとか、それから福祉医療の助成制度などもございますので、残念ながら所得が低い場合、こういった社会保険料等に必要な経費を差し引きますと水準としては低いわけですが、こういった重要な制度の保険料については、納めていただくことが重要かと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

税の負担を軽くする、シングルマザーの皆さんの経済的負担を軽くするというところで、こういう制度がありますよ。私自身も知らせていかなきゃなんと思いますけれども、しかしながらそれでもなお、例えばいろんな諸手当を入れても、シングルマザーの皆さんの生活というのはそんなものじゃない。本当に1,000円という生活費というのは変わらない。こういう中で頑

張っておられるんだということは申し上げておきたいと思います。

それから、児童扶養手当も私、ちょっと調べてみましたが、制度が変わりまして、働いて収入がふえますと減額するということになるんですね。これはちょっとおかしい。普通は、手当を受けておるなら、働けば収入がふえないかんのやけれども、働いたら収入が減ってしまうという、こういう制度の中で総収入がなかなかふえていかない状況になっているということは、私、申し述べたいと思います。児童扶養手当の、これは瑞穂市がどうこうというわけではありませんけど、増額が必要だと私は思います。

次に、私、9月議会でも質問をさせていただきました。2015年度の決算が出てまいりまして、これは繰り越しが3億9,700万、通常の毎年の額と比べましても1億円以上多い。なぜこういうふうになるかといいますと、国からの支援分が、全国で1,700億円ですけれども、瑞穂市に來ている6,000万円が使われておらない。それから、使われておらないということに加えて、これを基金に活用していくというやり方はおかしい、間違っておるぞと、こういう指摘をさせていただきました。これは2015年度の国からの支援分ですけれども、2016年の支援分も來ると思うんですね。いろいろ額があると思います。けれども、医療費がさほど前年と比べてふえておらんという話も文教の協議会の中で国保の担当課長さんが言っておられました。そうなりますと、私、それを活用して税率を下げなきゃならんと思うんですね。こういう理屈なら私は納得できるんです。医療費がかかりましたと、これだけふえましたと、本当なら税率を下げないかんけれども、できませんと。こういう話なら私は納得できますけれども、ところがそういう話じゃないわけでしょう。基金にこれだけ積み立てないかんぞということが理由ですので、これはお金の使い方として間違っておる。私、そのことを指摘したいと思いますが、ぜひ来年度から国民健康保険税の引き下げをお願いしたいと思います。その財源も十分にあるということも指摘させていただきたいと思います。

シングルマザーの年間の保険税が15万4,000円ということでありましたけど、そうした方に1人1万円の引き下げ、これだって可能ではないかなと私は思うんですね。ぜひその点で検討していただきたいと思いますが、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいま本年9月の議会の一般質問での答弁というところも含めて御質問いただきましたけれども、まず保険者支援制度についてでございますけれども、これは9月の答弁のときにもお答えしておりますように、保険税の軽減対象者に応じて国が保険事業者である市町村に交付をしておるものでございまして、その目的といいますか、保険税軽減の対象者数に対する補助の拡大に加え、中間所得層の保険税負担を軽減することや、一般会計からの法定外繰入金金の縮小などを目的として実施されているということでございます。

この制度の狙いといいますか、これを申し上げますと、これは何度も御説明をさせていただ

いておりますが、平成30年度から国民健康保険事業の財政運営主体を県が担う県単位化が実施されることになっております。こういったことを視野に入れますと、構造的な問題から生じる市町村の国保財政を安定化するというところで、本市といたしましては、県全体の中の市町村の中では、県に納付する金額が瑞穂市の場合には比較的大きくなるということが想定されておまして、こういったことを全体として捉えながら、保険税の改定というようなところも検討していく必要があると考えております。

また、この検討した内容につきましては、国民健康保険運営協議会においても御協議をいただいて、慎重に対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

[5 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私は、この国民健康保険の引き下げをぜひ実現していただきたい。そして、誰もが安心して医療が受けられると。国民健康保険といいますのは、たとえ低所得者であろうが、どこへ行ったらって保険証一枚あれば医療が受けられる、こういう制度なんですよ。ところが、保険税が払えないということになると、今度は短期保険証になったり資格証明書になったりするんですね。それでは本当に医療を受ける権利というのは守られていかない。もとより、国民健康保険の第1条といいますのは社会保障だと言っておるわけですよ。ですから、できるだけ市民の皆さんが、特に加入世帯の皆さんが安心して医療を受けられるように保険税を下げていくというのは、市が最優先でやらなきゃならんということを強調させていただきたいと思います。

次に、時間がありますので、迫ってきておりますので、最後に税の滞納整理と差し押さえのことについて市民部長にお尋ねいたします。

これも9月議会でお尋ねをいたしまして、引き続きこの質問をさせていただくわけですが、これまで最高裁の判例ということをお口に、私に言わせたら口実にしまして、預金に振り込まれた児童扶養手当を全額差し押さえる、あるいは給与が振り込まれても全額差し押さえて残金が数千円しかない、こういうことを具体的な事例で議論させていただきました。こういうやり方が、広島高裁がありまして、これは違憲だという判決もありまして、そして鳥取県はそれを受け入れまして謝罪いたしました。そして、これまで持っておった差し押さえマニュアルというのを改訂しておるわけですね。

私、そういう点では、ぜひこの瑞穂市におきましても、そうした滞納の差し押さえのあり方についてもマニュアルを、なければマニュアルをつくらなきゃいかんですけども、要綱を作成していくことが必要だと思います。

これは鳥取県が滞納整理マニュアルとして改訂したものでありますけれども、ちょっと時間

がありますので紹介しますと、本県においては、これまで最高裁判所（平成10年2月10日）に基づき預金口座の差し押さえを執行してきたところであるが、本県が訴訟当事者となった滞納処分取り消し訴訟（控訴審）において、平成25年11月27日に最高裁判例の例外的事案として新たな法的解釈が示されたところである。ついては、当該判決の趣旨を踏まえ、預金の差し押さえについては原則次のとおり扱うこととする。

改訂されたところですがけれども、児童手当等の特別法による差し押さえ禁止債権の入金の有無について十分確認をすること。それから、こういうところもあります。上記の預金履歴から差し押さえ禁止財産の入金が確認できた場合には、国税徴収法等の規定する差し押さえ禁止額相当額を控除した額について差し押さえすること。つまり、私が言いましたけど、全額差し押さえをするなどということですね。ただし、差し押さえについて、直近の差し押さえ禁止財産入金後に当該禁止相当額以上の出金が確認できた場合には、控除をすることなく全額にて差し押さえ執行を可能とする。これはやってもいいよと。こういうマニュアルですね。

最後でありますけど、差し押さえに係る預金原資が差し押さえ金財産であることの識別・特定が可能と認められ、差し押さえの実態が適当でないと判断する場合には、直ちに差し押さえを解除または取り消すするというのが、主な改訂マニュアルの中身であります。

ですから、最低こういうようなこともぜひ踏まえていただいて、この瑞穂市でも要綱をなければつくっていただきたい、あれば改訂をしていただきたいということをお願いしたいと思いますけど、答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 当市では、残念ながら今のところ差し押さえマニュアルとして作成しているものはございません。ただし、広島高裁の判例に抵触するような差し押さえは行っておりません。

徴収事務は、関係法令が民法、地方自治法、地方税法、国税徴収法など多岐にわたり、窓口業務としては間口が広く奥行きも深いという感覚を受けております。関係部署の職員は、誰が担当しても同様の対応ができるよう体制を維持する必要があることから、また新規配属職員も、その教本的な役割ということで、滞納整理にかかわらず、徴収全体としてのマニュアルが必要だと考えており、できるだけ早期に策定したいと考えております。市税等収納対策推進プロジェクトチームにおいて検討をしていきたい、早急に作成したいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。ぜひそれをつくっていただいて、また議会のほうに出していただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） これで、5番の小川理君の質問は終わりました。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で、本日予定しておりました一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。御苦労さまでございました。

散会 午後5時27分

